

令和 4 年

第 4 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 4 年 6 月 10 日
至 令和 4 年 6 月 17 日

飯 舘 村 議 会

令和4年第4回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	6.10	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6.11	土	休 日		
第3日	6.12	日	休 日		
第4日	6.13	月	休 会		議案調査
第5日	6.14	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～6番）
第6日	6.15	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順7～8番）
第7日	6.16	木	休 会		議案調査
第8日	6.17	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和4年6月10日

令和4年第4回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和4年第4回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年6月10日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和4年6月10日 午前10時00分				
	閉議	令和4年6月10日 午前11時26分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	5番 佐藤健太		6番 菅野新一			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 大橋未来	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農事委員 事務局 会長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 書記 会長	村山宏行	○
	選挙管理委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年6月10日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件5件、条例案件5件、その他案件3件、計13件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が5月11日に、産業厚生常任委員会が4月20日に所管事務調査のため開催されております。

また、閉会中の特別委員会の活動状況であります。4月12日と27日、5月11日と18日、さらには5月30日と31日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開催されております。広報編集特別委員会については3月14日と4月27日に開催されております。

次に、議会運営委員会が6月7日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、今定例会の一般質問の通告は8名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和4年4月分の例月出納検査結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって5番 佐藤健太君、6番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月17日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第43号から議案第55号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和4年第4回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、3月議会定例会以降の村政の主な動きについて、ご報告いたします。

まず、帰還困難区域の避難指示解除に向けた進捗についてです。

本村で唯一残る帰還困難区域である長泥行政区については、「特定復興再生拠点区域」の令和5年春の避難指示解除に向け、行政区住民をはじめ、国及び関係機関との協議を重ねております。また、長泥地区特定復興再生拠点区域については、環境省による除染や家屋解体、環境再生事業など、長泥地区再生のための各種取組が進められてまいりました。現在、これらの取組を踏まえ、本年3月に設置しました村除染検証委員会による検証が進んでいるところであり、先般、5月31日に中間報告書を受領し、村ホームページで公表したところであります。今後は、避難指示解除要件である、年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、生活に必要なインフラがおおむね復旧すること、県、市町村、住民との十分な協議がなされることの一つ一つについて、具体的な検証及び準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、避難指示解除に向けては、集会所等の整備に加え、さきに避難指示が解除された19行政区と同様に、飲料水確保や昇口舗装などの生活インフラの整備を進めるとともに、長泥地区の住民の皆様や議会の皆様のご意見を踏まえつつ、国と相談の上、準備宿泊等についても検討を進めてまいりたいと考えております。今後も住民との協議を踏まえつつ、国、県、関係機関はじめ議会の皆様とも協議を重ね、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組を丁寧に進めてまいります。

次に、5月26日に「飯舘村の復興・再生に向けた要望」のため、復興庁・環境省・経済産業省・農林水産省のほうに伺ってまいりました。

なお、項目は、1つ目に雇用（なりわい）を創出するための支援について、2つ目に帰還困難区域の再生・発展のための支援について、3つ目に環境再生事業の理解醸成の推進について、4つ目に脱炭素むらづくりに向けた支援について、5つ目に原子力損害賠償について、6つ目に水田活用の直接支払交付金について、以上、6つの項目について、意見を交わしながら要望を行ってきたところであります。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

4月14日に第1回行政区長・副区長会議を開催しております。令和4年度は役員の改選年度となり、新たに12名の新任区長に委嘱状を交付させていただきました。また、会議では各課の主要事業等の説明を行い、各行政区から要望や質問を受けたところであります。

次に、4月24日に予定していた村消防団春季検閲式は、新型コロナウイルス感染症により、村民の身近に感染者や濃厚接触者が増えてきたことから開催を見送らせていただいたところであります。今後も感染の動向に注視しながら、集会や会議等の在り方を工夫し対応してまいります。

次に、村づくり推進課、企画定住関係です。

まず、わくわく推進協議会についてであります。

「ふるさとの担い手」の皆さんのアイデアを事業につなげようと、昨年10月に村が立ち上げた「いいたてわくわく推進協議会」において、オリジナルカレーパンを試作するプロジェクトが始動し、3月13日に試食会を開催いたしました。カレーパンは、平成30年度に締結しました明治大学農学部及び農場と飯館村との協定に基づき、村の農産物を生かしたカレーパンを製作することとして進めておりました。一旦試作品は完成したものの、コロナ禍により想定をしていた工場での製造ができなくなり、量産化するルートがなくなったことから、今回、明治大学農学部が作成したレシピを基に再検討を重ね、試作品の完成に至ったところであります。試作品のカレーパンは、飯館村産の牛肉を使用したニラやホウレンソウを使ったグリーン・カレーベースの牛肉カレーパンと、いいたて雪っ娘カボチャのペーストを使用したカボチャカレーパンの2種類を試作いたしました。今後は得られたノウハウを基に、量産のためのレシピや単価設定など、課題を洗い出した上で、こうした村を活性化するような活動について、本協議会でも積極的に検討・推進してまいります。

次に、地域おこし協力隊であります。5月3日から4日までの2日間、地域おこし協力隊の二瓶麻美さんが中心となり、マルシェ型イベント「山の向こうから」が開催されました。当日は天候にも恵まれたこともあり、コロナ禍で活動制限を受けながらも、感染症対策を万全に整えて実施されたことにより、参加者は2日間で約1,200人となり、これまでのイベントで過去最高の参加者を記録したところであります。また、昨年度をもって地域おこし協力隊を卒業した松本奈々さんも、同期間において、活動拠点である旧コメリ跡地を会場に「囃囃倉庫プレオープン」イベントを開催しており、地域おこし協力隊の松尾洋輝さんによるコーヒーの提供や、建物内での各種企業の活動状況が披露されたところであります。なお、この施設は6月中にグランドオープンを予定しており、村の新たなにぎわい創出の場、交流の場となることを期待しているところであります。

次に、4月23日には伊丹沢地区における三千本桜の夜桜ライトアップイベントを実施いたしました。これは、毎年桜の開花に合わせて会田征男さん夫妻が開催している桜のイベントに合わせて、村商工会青年部を中心とする若手村民が実施したものであります。夜桜に照明をともし中、地域おこし協力隊の横山理沙さんによるコーヒーショップも出店するなど、さらなるにぎわいを起こそうという活動でありました。当日は初のライトアップ開催ということもあり、これまでにない三千本桜の表情が見られ、辺りは幻想的な雰囲気にも包まれておりました。

次に、商工観光関係です。

まず、4年目となりますプレミアム付商品券事業ですが、引き続き、県の事業再開・帰還促進事業を活用し実施してまいります。今年度は、昨年1万5,000冊であった発行数を

1万7,000冊に増やし、昨年同様、6月1日から販売を開始しているところであります。また、事業の集客効果を高めるイベントとして、8月7日に村商工会主催の「いいたて夏祭り」を実施する予定であります。このほか、「いいたて秋まつり」や「いいたて冬まつり」などのイベントも計画しておりますので、村内外の多くの方々楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

次に、宿泊体験館きこりの宿泊状況であります。平成29年7月から本年4月末までの宿泊者数は7,944人、入浴施設は平成28年3月から本年4月末までに3万3,720人が利用し、村民の憩いの場、交流の場となっております。なお、宿泊体験館きこりには、本年2度の地震の影響により、宿泊棟及び入浴施設の営業ができない状況となっており、利用者の皆様には大変ご不便をおかけしているところでありますが、入浴施設の修繕を進め、できるだけ早い時期に利用可能となるよう努めてまいります。

次に、村民の森あいの沢についてですが、本年4月23日にオートキャンプ場のモニター利用を開始いたしました。オートキャンプ場の利用開始は反響がとても大きく、ゴールデンウィーク中にはほぼ全てのサイトが埋まるなど、多くのお客様ににぎわいました。このモニターでのご意見を踏まえ、きこり・あいの沢ともに、村の観光・交流の拠点としてより利用しやすい施設となるよう、今後も村内外にPRをし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況ですが、平成29年8月12日にオープンしてから4月末までのレジ客数は、までい館が51万4,844人、セブンイレブンが123万1,178人となっております。また、本年は村民の皆様が心待ちにしている飯館牛の復活を目指し、4月29日には山際食彩工房様のご協力をいただいて開発、製作された、飯館村で育った経産牛をした加工品を、また、5月21日には震災後初めて飯館産肥育牛のA5ランクの牛肉の販売を、共に道の駅までい館で行ったところであります。こちらの販売も大変ご好評いただき、この販売に関しご協力をいただいた皆様をはじめ、飯館牛復活を応援してくださる皆様方のエールに深く感謝を申し上げます。

次に、ふかや風の子広場についてですが、オープン以来4月末までに1万3,767人の来場があり、5月5日のこどもの日には親子で参加できるイベントを開催し、ご好評をいただいたところであります。また、併設の「ドッグランわんこの庭のびのび」につきましてもオープン以来大変ご好評をいただいております。道の駅、風の子広場、ドッグランとともに、今後も村の復興拠点として地域の活性化を図るとともに、村内外の皆様への情報発信に努め、多くの方に喜ばれる施設を目指してまいります。

なお、この間のいずれの行事、イベントにつきましても、参加者の笑顔あふれる催しとなり、3年ぶりに新型コロナによる行動制限が解除された4月末から5月上旬にかけての大型連休において、楽しいひとときを過ごされた村民の方も多かったのではないかと考えているところであります。村としましては、こうした村民がわくわくするような動きを的確に把握し、最大の効果が得られるよう、今後とも情報発信や活動について継続して協力・支援をしてまいりたいと考えております。

次に、住民課関係であります。

初めに、税関係です。4月に固定資産税2,168件、5月に軽自動車税3,698件を、それぞれ当初課税として課税対象者へ納入通知書を送付したところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、経済的な困難に直面した方々に支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給する臨時特別給付金ではありますが、これまで524世帯に計5,240万円を支給したところであります。

次に、3月16日に発生しました、福島県沖地震に係る罹災証明であります。地震により被災しました住家の被害調査の申請が6月2日現在で111件あり、順次損害判定を行って罹災証明書の交付をしているところであります。また、地震で発生したガラス、食器、たんすなどの災害ごみの回収を希望する14戸のご家庭へ直接伺い、村で回収をしたところであります。

次に、村民の帰還状況ですが、6月1日現在の村への帰還者は637世帯、1,226人で、帰還率は約24.9%となっております。これに転入者201人といたってホームの入所者等を合わせた村内の居住者は782世帯で、1,481人となっております。

次に、避難を継続している方の状況ではありますが、県外避難者が166人、県内避難者は福島市に2,169人、南相馬市に302人、伊達市に264人、川俣町に251人、相馬市に135人など、合わせて3,280人です。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種状況についてであります。3回目接種については、村内いちばん館に集団接種会場を設け実施しております。これまでに計10日間実施し、接種延べ人数は1,981人となっております。いちばん館での集団接種と避難先自治体での接種を合わせますと、6月1日現在の接種率は3,400人で、74.65%となっております。また、国より4回目接種の方針が示されており、60歳以上の高齢者、18歳以上の基礎疾患を有している方などで、3回目接種から5か月が経過している方に対して意向調査を郵送しており、7月からの接種に向け準備を進めております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯に対する国の支援策として、18歳以下の子供1人当たり10万円を支給する子育て支援臨時特別給付金については、中学生以下が457人、高校生等が121人の計578人に対し、総額5,780万円を支給したところであります。

次に、100歳賀寿についてです。6月1日に大澤フチノさんが満100歳を迎えられました。コロナ禍の状況により福島県知事賀寿贈呈式は行われませんでしたが、少人数にて贈呈式を行ってまいりました。村からは褒状とお祝い金を贈るとともに、国、県、社会福祉協議会、老人クラブ連合会の褒状等を代理で贈らせていただきました。飯舘村では41人目の100歳到達者となります。さらなるご長寿をご祈念するものであります。

次に、震災当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金についてですが、現在までに984件の申請があり、うち973件が給付を受けております。

次に、帰村された村民の健康維持や増進のために開設しておりますサポートセンターつながっぺではありますが、利用登録者は120人となっております。コロナ禍により通常の半分に当たる10人程度で実施してきたところですが、令和3年度のサロン利用者は延べ

1,418名でありました。なお、県のまん延防止等重点措置や重点対策等により活動の休止を余儀なくされた際には、在宅での余暇活動の提供や安否確認など、在宅訪問を重点的に実施し、延べ3,961件の訪問を行っております。あわせて、高齢者の集いの場の1つとして、村内7地区で地域サロンが運営されております。7つのサロンを合わせた会員数は現在183人で、新型コロナウイルスの感染状況に応じて休止や時間短縮をするなど、十分なコロナウイルス感染予防を行いながら、身近な地区集会所での交流などを実施いただいております。

次に、本年1月から村に移住した本田徹医師が、いたてクリニックにおける外来診療及び訪問診療を実施しております。このうち訪問診療については、5月末までに26件となるなど、村民の安全、安心のための取組を進めております。

次に、福島県立医科大学との包括連携協定についてであります。本年2月に締結いたしました県立医科大学との包括連携協定により、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生たちのいたてホームでの実習が5月18日にスタートいたしました。今後、学生が村に訪れることによるにぎわいの創出や村民との交流の輪が広がることを期待しているところであります。

次に、産業振興課関係です。

まず、農政関係ですが、水稻につきましては、本年も5月中旬から田植が行われました。昨年度は14地区、43経営体、176ヘクタールの作付でありましたが、本年度は15地区、45経営体、204ヘクタールとなり、作付面積は約1.16倍に拡大する見込みであります。なお、品種につきましては、里山のつぶ、天のつぶのほか、主食用米のコシヒカリ、ひとめぼれ、ヒメノモチ、こがねもち、飼料用米のふくひびき、ホールクロップサイレージ用のチヨニシキ、クサホナミ、酒米用の夢の香と多品種にわたっております。また、震災前に作付拡大を図ろうとしておりました福島県オリジナル水稻モチ米品種あぶくまもちにつきましては、その復活と生産拡大を目指し、昨年度実証栽培を行い、約800キログラムの収穫があったところであります。今年度につきましては、県で保有している種もみの数量が少なくなっていることから、昨年12月に飯舘村あぶくまもち生産組合を設立し、県と種苗許諾契約を締結することで種子生産が可能となったところであります。村では、県及び飯舘村あぶくまもち生産組合と連携して、今後の普及・拡大のために種子生産に取り組むこととし、去る5月12日に前田地区の60アールの圃場にあぶくまもちの播種を行ったところであります。今後、秋の収穫まで生産組合が主体となり栽培管理を行うこととなりますが、村もしっかり支援を行いながら、来年からの本格栽培と種もみの確保を図ってまいります。

次に、福島県原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆるなりわい農業の4分の3補助事業ですが、令和3年度までに延べ117件が事業採択され、今年度も5月末時点で3件の申請相談があり、申請に向けた聞き取りなどを行っているところであります。また、3月24日に初出荷を迎えた株式会社ヨークベニマルと連携した野菜等の村外出荷の新しい流通体制であります。現在5件の生産者が菌床シイタケ、ニンニクスプラウト、コマツナ、葉ネギ、ハウレンソウ、行者ニンニクなど6品目の野菜を出荷しており、今後も村産野菜の村外発信と出荷品目の拡大に期待するものであります。

次に、昨年度、被災地域農業復興総合支援事業で整備し、JAふくしま未来に運営をお

任せしておりますライスセンターであります。昨年度の実績で村外からの受入れ分も合わせて764.8トン、面積換算で128.7ヘクタール分の利用となっております。引き続き、今後の水稲振興の重要施設として活用を図ってまいります。

次に、畜産関係であります。現在、村内の畜産農家は、5月末現在、12経営体で約600頭が飼養されております。去る4月18日に郡山市の福島県食肉流通センターで開催された枝肉の競りにおいて、村内産肥育和牛がA5等級の評価を受けました。これは震災前の飯舘牛の定義に当てはめると、特選飯舘牛に相当するものであります。この牛肉は、飯舘牛復活プロジェクトとして、去る5月21日に道の駅までい館で限定販売されたところであります。当日は開店前から行列ができ、販売開始から僅か30分で完売となるなど、現在も飯舘牛への期待が高いことが実感でき、飯舘牛復活の確かな足がかりであると確信できるものであります。畜産農家の皆様の日頃のご努力に敬意を表するとともに、村といたしましても引き続き支援を継続してまいります。

次に、福島県営農再開支援事業のメニューを活用した良質堆肥導入や、イノシシ・猿被害防止用の電気柵等の導入については、今年度も事業が継続しておりますので、村内で農に携わる方を増やすべく、引き続き逐次申込みを受け付け、農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣被害対策ですが、去る4月5日の鳥獣被害対策実施隊編成会議において、村内のハンター23名に委嘱状を交付し、有害鳥獣駆除活動を開始したところであります。また、昨年度から発足しました猿駆除プロジェクトチームについては、今年度も引き続き編成しましたので、昨年度同様、猿駆除にも力を入れてまいります。なお、令和3年度の捕獲頭数は、イノシシ378頭、猿73頭に上っており、引き続き有害鳥獣対策に努めてまいります。

次に、福島県営農再開支援事業による除染後農地の保全管理、いわゆる10アール当たり1万2,000円の補助ですが、今年度も継続となっております。以前の10アール当たり3万5,000円から減額になった分は、各行政区のご理解とご協力をいただき、中山間地域等直接支払交付金事業や、多面的機能支払交付金事業も活用しながら、営農再開に向けた圃場条件の向上を図ることとし、関係作業を進めていただいているところであります。また、本年度、水田活用の直接支払交付金について、飼料作物栽培等に係る事業要綱に大幅な変更が示されたところであります。このことは、本村が進める大規模担い手の経営計画に重大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、村としては機会を捉え、国、県、関係者等に要望を行っているところであります。農家の皆さんが営農意欲を失わないように、引き続き村の農業振興に取り組んでまいります。

次に、平成30年4月20日に認定されました、飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく長泥地区の計画区域内における除染については、環境省による環境再生事業予定地の付近において約10ヘクタール程度実施される計画であります。

次に、環境省の長泥地区環境再生事業についてであります。実証地における野菜の試験栽培は昨年度で終了し、今年度は新たに実証地を設け、現在ビニールハウス内での花卉類の栽培に取り組んでおります。また、昨年度から行っております水田機能確認試験の圃

場についても、試験方法を変更、追加しながら水田機能の確認が行われているところでもあります。なお、これらについては長泥の住民の方も委員として参画している長泥地区環境再生事業運営協議会及び長泥地区環境再生事業技術検討ワーキンググループにおける検討、協議を踏まえて進められているところでもあります。

次に、木質バイオマス発電施設等緊急整備事業についてであります。昨年12月及び今年4月に福島再生加速化交付金の採択を受けました。当該事業については、事業主体であります飯舘バイオパートナーズ株式会社に対し村補助金の交付決定を行い、現在事業者において各種の設計等が進められており、これまでに、令和3年度は燃烧炉や発電タービンなどのプラント本体の実施設計が行われ、現在はプラント本体を格納する建屋や事務所棟などの実施設計が行われており、今後開発許可や林地開発等、必要な許可手続と併せて準備を進め、早ければ7月頃から現地において仮設工事など準備工事から着工される見通しであります。なお、この事業は村の里山再生、林業の活性化、脱炭素社会の実現等、村の将来に関わる非常に重要な事業でありますので、事業の運営に当たって安全性の担保を求めるとともに、透明性の確保に努めながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、建設課関係です。

まず、村営住宅関係ですが、村内111戸中、現在96戸、約9割の入居率で、146人が入居しており、うち65歳以上の方が約3割となっております。

次に、5年目となります生活環境整備事業の村道舗装機能回復工事（舗装工事）であります。今年度は30路線、10.7キロメートル、契約金額で6億7,500万円の工事を発注し、今年度の工事が完了すれば、計画した路線がほぼ完了することとなります。また、村管理の普通河川については、昨年度で河道掘削が完了し、今年度より全線で除草作業を行う予定となっております。

続いて、農業基盤整備促進事業ですが、今年度より農業基盤再生係を設置し、大幅な増員を行って事業を進めております。本事業における測量設計業務委託については、2つの行政区（八木沢・芦原、飯樋町）の測量設計を引き続き行っており、仮仮置場を除く営農予定箇所での測量設計が完了する見通しとなっております。また、本事業における工事については、16行政区において農業基盤整備工事を進めてまいります。また、今年度より地権者や地域の営農組織との連携を密にし、円滑に工事を進めるため、各行政区に工事協議担当者を選任していただきました。地元関係者との調整を迅速かつ的確に行い、営農再開の早期実現に向けて取り組んでまいります。このほか、村で行うため池放射線対策工事については、60か所の対策予定箇所のうち19か所が完了しております。今年度は5か所を発注しており、年度末完成を目指してまいります。

次に、教育委員会関係について報告いたします。

去る4月6日にいいたて希望の里学園で入学式が行われ、17名の新入生が本村の学校に入学いたしました。また、4月7日にはまでのりの里のこども園で入園式が行われ、ゼロ歳児2名、1歳児1名、3歳児1名の合わせて4名が新たに入園したところでもあります。当日は新型コロナウイルス対策によりご来賓の皆様の人数を制限させていただく中での入園式・入学式でありましたが、村議会議長をはじめ、保護者や教職員に温かく見守られる

中、校長、園長からそれぞれ入学、入園の許可を受け、新しい学校生活、こども園生活をスタートさせたところであります。子供たちの入学・入園により、いいたて希望の里学園の児童生徒は68名、までの里のこども園の園児は41名となり、計109名が村の学校・こども園に通っております。

次に、までの里のこども園、いいたて希望の里学園の合同での運動会が5月21日に、いいたて希望の里学園の校庭で開催されたところであります。運動会につきましては、会場での検温、応援席間の十分な距離の確保、マスクや消毒の徹底など、できるだけ新型コロナウイルス対策を取ることでご家族の方々の人数制限は行いませんでしたが、地域の方々の参加や直接的に触れ合う種目は今回も見送ることとなりました。その中でも、子供たちはそれぞれの年齢、学年に応じ、趣向を凝らした競技種目で元気に楽しんで競技を行っている姿を見せてくれたところであります。

次に、5月26日に、いいたて希望の里学園の前期課程児童を対象とした田植授業が二枚橋の圃場で実施されたところであります。当日は、地域の方々約10名の支援もいただきまして、3密を避けるよう、マスクの着用や間隔を空けるなどの対策を取りながらの交流が図られたところです。

次に、こども園及び学校の活動状況の全体的な概要についてですが、各種大会については通常どおりで開催されるなど、一部新型コロナウイルス感染拡大により延期した事業もあるところですが、今年度はコロナ対策をしっかりと行い、健康診断、保育参観、中体連陸上競技大会、中体連総合大会、田植授業、いいたてっ子運動会などが実施されており、おおむね例年どおりの活動ができているところであります。また、タブレット端末を利用したオンライン学習などの新たなコロナ対策も実施し、いいたて学における各種活動も地域の方々の協力を得ながらスタートさせており、義務教育学校の特色を生かした学習法を取り入れるなど、学力の向上にも努めているところであります。

次に、生涯学習課関係です。

4月24日に「飯館Y O I T O K O 発見！ツアー」を開催いたしました。この事業は、村外からの参加者に飯館村のファンになってもらうことを目的に今年度からスタートしたものであります。当日は関東圏や宮城県などから31名が参加し、3,000本の復興桜や「結い」を思い起こさせる田植食の体験、小宮の田植踊りなど、春の飯館の魅力を満喫していただいたところであります。参加者からは「飯館の美しさと人の温かさを満喫した」「東京に戻ったら飯館の魅力を多くの人に伝えたい」などの感想が聞かれたところであります。

次に、5月7日には、自主文化事業「白崎映美&東北6県ろーるショーコンサート」をふれ愛館で実施いたしました。当日は村内外から80人余りが来場し、アニメ映画のテーマソングなど15曲が披露され、熱気あふれる演奏に大きな拍手を送っていたところであります。

各課の主な動きについては以上であります。

それでは、提出いたしました議案について、その概要をご説明いたします。

議案第43号は、令和4年度飯館村一般会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に6億6,200万6,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を121億2,377万3,000円としまし

た。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に6,229万8,000円、衛生費の水道費に848万6,000円、農林水産業費の農業費に2億6,797万9,000円、農林水産業費の林業費に2億8,936万円、商工費の商工費に2,198万6,000円、教育費の保健体育費に613万8,000円、災害復旧費の文教施設災害復旧費に338万1,000円などを計上いたしました。

歳入には、地方交付税、国・県支出金、繰入金を充てております。

議案第44号は、令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。既定予算総額に3億5,705万4,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億7,365万4,000円としました。

議案第45号は、令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に848万6,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を1億8,959万1,000円としました。消費税納付に係るものであります。

議案第46号は、令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。既定予算総額に88万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を5,360万6,000円としました。草野地内管路の修繕によるものであります。

議案第47号は、令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）です。既定予算総額から356万3,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を11億4,761万9,000円としました。財源更正によるものであります。

議案第48号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この改正は、令和4年度から適用する国民健康保険税、後期高齢者支援金及び介護納付金課税額について、税率及び軽減額を定めるものであります。

議案第49号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する令和4年度の国民健康保険税について、引き続き減免することを定めるものであります。

議案第50号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例です。この改正は、令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に介護保険料を減免するため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第51号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き令和4年度の保険料も対象とすることを定めるものであります。

議案第52号は、飯舘村敬老祝金給付条例の一部を改正する条例です。この改正は、100歳以上の敬老祝い金について、5年ごとの給付を毎年に変更するものであります。

議案第53号は、特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更についてです。令和3年7月29日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、敷設鉄板の減少、土砂運搬距離の減、交通誘導員の減等の変更により、当初の工事請負額から2億1,699万8,100円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は5億1,911万5,300円です。

議案第54号は、災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第2地区草野2期その2）請負契約の変更についてです。令和3年7月29日付で、荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、湧水による不陸の補正及び県道歩車道の仮復旧のため、当初の工事請負額に699万1,600円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億1,861万9,600円です。

議案第55号は、村道路線の廃止及び認定についてです。これは、県道浪江・国見線のバイパス工事に伴い、道路の認定を変更するものであります。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時45分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時26分）

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午前11時26分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月10日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 健太

同 会議録署名議員 菅野 新一

令和4年6月14日

令和4年第4回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和4年第4回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和4年6月14日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和4年6月14日 午前10時00分				
	閉議	令和4年6月14日 午後 4時47分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞 弘	○	2	横 山 秀 人	○
	3	花 井 茂	○	4	飯 畑 秀 夫	○
	5	佐 藤 健 太	○	6	菅 野 新 一	○
	7	渡 邊 計	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	高 橋 孝 雄	○	10	佐 藤 一 郎	○
署名議員	7番 渡 邊 計		8番 佐 藤 八 郎			
職務出席者	事務局長 細 川 亨		書記 伊 藤 博 樹		書記 小 林 徳 弘	
地方自治法の 第121条のた めの 説明のため した 出席者の 氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	山 田 敬 行	○	健 康 福 祉 課 長	石 井 秀 徳	○
	産 業 振 興 課 長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 長	遠 藤 哲	○	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○
	生 涯 学 習 課 長	藤 井 一 彦	○	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	農 業 委 員 会 長	菅 野 啓 一	△	選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記	村 山 宏 行	○
選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員 長	伊 東 利	○	代 表 監 査 委 員	高 野 孝 一	○	
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和4年6月14日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～6番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月10日、総務文教、産業厚生の高常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 渡邊 計君、8番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。3番 花井 茂君。

3番（花井 茂君） 議員番号3番 花井 茂です。令和4年第4回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

昨今のニュースを見聞きすると、犯罪や事故により知らなかった事柄がクローズアップされてきます。例えば、某自治体の誤振込みによるネットカジノの存在、北海道知床半島の観光船沈没事故では、運行計画、許可審査、安全基準のずさんさなどです。

そして、何よりの驚きはロシアのウクライナ侵攻。日本人にとって禁忌である戦争を目の当たりにしています。日本ユニセフ協会によると、世界194か国の中で、2020年現在、今起きている武力戦争は56戦争あるそうです。

隣国の韓国、北朝鮮は、停戦状態にあるも戦争中であります。この勝者なき不遇ないさかいが早く解消できることを願うばかりです。

それでは、通告いたしました2項目4点について質問いたします。

1項目は、防災についてであります。

1点目は、災害情報の伝達手段について伺います。

社会生活を営む上で、自助、共助、公助、この3助のバランスにより、より高い効果を生むものと思います。村政は言うまでもなく、公助を担うものであり、村民の生命、財産を守ることが行政執行の基本であります。

災害対応時において公助が果たす役割と、そのためのインフラ整備について意見交換をいたします。

まずは情報収集、そして予測と周知であります。この情報周知の手段として、本村において最善と考えられる、また理想とする手段は何か。そして、現在の村の状況はどうなっているのかを伺うものであります。

2点目は、学校教育現場での防災教育について伺います。

自らの命を守ることは、他者の命をも大切にすることです。防災教育が何よりも、命を守る教育として位置づけられるべきと考えます。学校での教育方針と取組を伺います。

2項目は、旧白石小学校の利活用の現状について伺うものであります。

1点目は、利用の現状について伺います。

現在の利用者はどこか。現状全館利用されているのか、いないのか。後者の場合、余裕スペースを活用できないでしょうか。

2点目は、施設の利用についての契約内容についてであります。

契約上、施設内空きスペースの分割利用は可能であるのか。村外企業、あるいは起業家への事務所、イベント会社への短期の対応など最大限の利活用を図るべきと思いますが、契約の変更を含めた旧白石小学校の利活用について伺います。

以上、村長等の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 3番 花井 茂議員のご質問1－1災害情報伝達の種類と、その中で最善と考えられる手段と本村の現状についてお答えいたします。

まず、災害情報伝達について、村内においては居住人口が少なく、高齢化率が高いこと、村外においてはお住まいの自治体からの情報伝達のほうが正確かつ効率的であることから、現在は震災以前のような行政区・班での伝達は主軸とせず、スマートフォン・タブレット等を利用した防災メールや村のホームページ等での一斉配信を行いつつ、高齢者等の災害時要配慮者へは村役場及び社会福祉協議会職員による電話等での個別の安否確認を行っており、災害後の被害情報収集等については、行政区長にご協力いただくなど複合的に情報収集、情報発信をする手段を備えることが必要であると考えております。

なお、防災メールは、飯舘村災害用メールをスマートフォン等にご登録いただくことで、大雨洪水警報、大雨警報等の気象情報や避難勧告、避難指示等の避難情報をはじめ、災害発生情報、火災情報等の情報を即時メールで受け取ることができるため、この防災メールを情報伝達手段として広く知っていただけるよう、今後とも広報誌等で周知してまいります。

あわせて、飯舘村では防災ハザードマップを作成し、全戸配布しているところであります。この防災ハザードマップについては、行政区からの聞き取り等により過去の災害時の状況を踏まえて、大雨等が続いた際の注意すべき地域等が地図で分かるようになっており、避難所や警戒レベルに応じた「とるべき行動」なども掲載しておりますので、台風や大雨などの際は災害情報にご注意いただくことはもとより、平時から防災ハザードマップで身の回りの危険箇所等を把握いただき、防災に対する個々の備えにつなげていただきたいと思います。

繰り返しとなりますが、災害発生のおそれがある場合には、即時情報が得られる防災メールをご活用いただくこと、また高齢者等の災害時要配慮者へは、従来どおりの村役場及

び社会福祉協議会職員等による情報伝達など、情報伝達手段を複合的に活用しながら村民の生命・財産を守る取組に努めてまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

教育長（遠藤 哲君） 3番 花井 茂議員のご質問、命を守る教育として、防災教育をどう位置づけるべきかについてお答えいたします。

平成23年3月の東日本大震災が教育現場に与えた衝撃は大きく、改めて「命を守る教育」としての防災教育の在り方を考え直す機会となりました。

「命を守る」ことは学校教育の大前提であり、災害に対する危機管理は学校にとって最も大切な使命です。

議員おただしの防災教育については、学習指導要領総則に「児童生徒の発達段階を考慮して、教育活動全体を通じて適切に行われるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等と有機的な関連を図りながら行うこと」としております。

村教育委員会としましても、令和4年度学校教育指導の重点の一つとして、「村の実態を考慮した安全・防災教育の推進」を挙げ、自らの命を守り、安全を確保する危機対応能力を育成し、学校生活全般において防災に関する意識を高めることを重点として指導に当たるよう指示をしております。

これを受けて学校では、前期課程・後期課程それぞれに「いのちの教育指導計画」を作成し、発達段階に応じた系統的な指導を実践しております。具体的には、保健体育科をはじめとした各教科や総合的な学習の時間等での防災に関する基礎的・基本的事項を理解させるとともに、思考力・判断力を働かせて災害に対して適切な意思決定ができる力の育成に努めております。

また、特別活動や避難訓練などの学校行事により、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を図っております。さらに、道徳教育では、生命の尊重をはじめ決まりの遵守、公德心、公共心など安全な生活を営むための基本的な内容を指導しております。

これらに加えて、原子力災害についても、各教科や学級活動等に放射線教育を位置づけるとともに、原子力災害発生時の対応についてもマニュアルを作成して共通理解を図っております。

今後は、さらに開かれた学校づくりを推し進め、家庭や地域社会と連携した地域ぐるみの防災教育を推進することが大切であると考えております。

今後とも、命を守る教育としての防災教育を地域や児童生徒の実態に応じて適切に教育活動に位置づけるとともに、災害にどう対応し、いかに子供たちを守るかについてしっかりと指導・指示をしてまいりたいと思います。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 私からは質問要旨2、旧臼石小学校の利活用の現状についてのご質問について、関連がございますので2-1、2-2、一括してお答えいたします。

旧臼石小学校につきましては、現在、株式会社地域創造研究所に対し、令和元年12月11日付で令和2年1月1日から同年3月31日までの期間、校舎等の施設及び校庭を除く敷地

について、無料で行政財産使用を許可し、令和2年4月1日に行政財産から普通財産に変更したことに伴い、同日付で令和7年3月31日までを期間とする普通財産賃貸借契約を締結いたしました。

契約内容としましては、無料での貸付けとし、建物の保守点検等の維持管理費については、村が引き続き負担するというもので、建物の返却時に飯舘村と株式会社地域創造研究所が2分の1ずつ費用を負担し、貸借物件を解体し更地で返還するという条件としております。

また、令和2年12月1日には、貸付面積に校庭敷地を追加し、自然災害に加え経年劣化による修繕も村が負担する旨の条項を追記した変更契約を締結しております。旧臼石小学校の建物、土地全てを株式会社地域創造研究所に貸付けしているというところでございます。

現在のところ、校舎1階にはこの地域創造研究所の関連企業の事務所を集約しております。2階、3階については関連企業の作業場あるいは村民のサークル活動など要望があった場合などの一時的な利用を可能にしているというところでございます。

利活用の条件としましては、契約条項で株式会社地域創造研究所が第三者に貸付け、いわゆる転貸者にならないとしておりますが、村と協議し村の承認が得られれば、第三者の利用も可能となっております。

空いているスペースの使用については、株式会社地域創造研究所として活用の構想はあると聞いてはおりますが、利活用を希望する個人や経営体が当研究所にお問合せをいただき、村と協議の上、承認されれば使用も可能でありますので、利活用の新たな可能性もあるものと考えております。

以上でございます。

3番（花井 茂君） 災害情報伝達の種類なんですけれども、現在、防災メールの活用ということなんですけれども、これ意外と周知されていないような感じが受け止められていますので、これについてはしっかりともっと村のホームページ等で広報していただければなと思います。

それから、情報周知については、この防災メールも一つのツールでありますけれども、一般的に災害行政無線というものがあるかと思うんです。それについては、村のほうの防災計画の中では、防災行政無線については設置に向けた方向性という意味では、そういったことは取り上げているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長（村山宏行君） ご質問の災害防災無線ということなんですが、基本的には今、Jアラートを活用した、村のいわゆる携帯端末ですね、あるいはタブレット端末を使っただけの緊急時の情報伝達ということがメインになってございます。

このJアラートであります。例えば他国のミサイルの発射時に緊急に鳴るもの、それから地震等緊急等の要するということで鳴るもの、全てこのJアラートのシステムの中の情報の部分でございます。

村としましては、その部分で項目で村の防災面のほうに提示するもの、それから緊急に流すもの、そういったものを選択をして村民の皆様に周知をしているというところであり

ます。

防災無線なんです、携帯が幸か不幸かこういった形、震災の中で皆さん携帯電話をお持ちになられているというところがございますので、ここでそういった情報端末をお持ちというところを最大に利用すべきかなと考えておりました、現在のところ、防災の無線ということは考えてはおりません。

3番（花井 茂君） なかなかその費用対効果の面とか、地理的な面でも難しい面は多々あるのかなと思いますけれども、これ福島県の令和3年3月31日現在で59市町村のうち防災行政無線が設置されているところが51市町村、未整備が8市町村、86%以上が防災行政無線というのを設置している状況であります。この防災行政無線は、災害が起きたときだけではなくて、平時のときにもいろんな活用の仕方があると聞いています。なので、ぜひ村としてもいろんな面でそういったことを検討していただきたいと思います。

この行政防災無線の可能性というか、有効性と本村の実現性について、村長の意見を聞かせてください。

村長（杉岡 誠君） 防災行政無線ですね、昔20年以上前については、デジタルではなくてアナログ無線という形を各市町村が整備していたのかなというふうに記憶をしているところです。

アナログ回線であれば、ある程度その遮蔽物というか、山の陰であっても電波が届くという、そういうことがあの当時はあったんですが、今デジタル無線のほうが主になっているためになかなか村の遮蔽物が非常に多い状況においては難しいという検討が、過去にはなされたかなというふうに思っております。

ただ一方で、村の中には光ファイバーが全村的には整備されているので、そちらを活用した方法がないかということ、実は防災に限ってではありませんけれども、検討を昨年からは継続してさせていただいているという部分がありますので、費用対効果ということが大事かもしれませんが、議員がおたおたしのおり、安心安全、あるいは村民の生命・財産を守るということにも資する取組というものを、今後ちょっと検討させていただきたいと思うところであります。

以上であります。

3番（花井 茂君） ぜひ村のほうで検討していただきたいと思います。災害情報伝達には100点はないんだろうと思います。しかし、100点を目指して常にいかないといけないと思いますので、今後もこれについてはいろいろ意見交換をさせていただきたいと思います。

次に、学校教育の防災教育についてなんですけれども、福島第一原発事故から11年がたって、子供たちもあの状況を知らない子供がほとんどになってきているのかなと思います。

6年生は生まれていたのかどうか、ちょっと確認できないんですけれども、そういったことでいろいろ防災教育のほうは進んでいるかと思うんですけれども、やはり飯舘村が震災後、その原子力発電所事故により3月31日から半年間ぐらいの混乱の状況、そういったものを学校が語り部となって子供たちに伝えていかなくはいけないんじゃないかなと思いますけれども、そういった現場教育というのはなされているんでしょうか、お伺いします。

教育長（遠藤 哲君） 議員おただしの原子力災害、当時の事故の状況の教育というんでしょうか、そういったものですが、まずは3月11日に震災のときにそれぞれ行事を持ったり、あるいは学級の担任から話があったりということをしているというのは聞いております。それから先ほど申しましたが、放射線教育、学級活動等でやっておりますので、当然そのときに飯舘村の当時の現状についても触れることは少なくないというふうに思っております。

以上です。

3番（花井 茂君） だんだんと10年、11年と過ぎていきますと、そういったものも風化していきますので、それを避けるためにもぜひ学校のほうで語り部となって、伝えていっていただきたいと思えます。

次に、旧白石小学校の利活用の現状についてなんですけれども、普通財産賃貸借契約というんですか。令和7年3月31日まで締結しているんですけれども、これによると令和7年に解体して更地に返還することを条件としているとなっておりますけれども、令和7年で白石小学校は解体の方向という認識でよろしいのでしょうか。お伺いします。

総務課長（村山宏行君） まず、貸した当初は学校跡ということで、これは行政財産というような、いわゆる一般の方々には貸せないような建物であったということでありまして。ただ空いているというところで、お試しにということで体育館をお貸しをして、その後、いわゆる一般財産ですね、一般の方々に貸出しをできる村の財産として登録替えをして、そして、復興・創生期間が令和7年までというところもありましたので、暫定的にその間の期間を地域創造研究所のほうと契約をしてお貸ししているというような状況です。

したがって、令和7年をもって全て終わるというわけではなくて、その後も白石の小学校自体の活用として、引き続き行いたいんだということであれば延長も当然あり得るものと考えております。

3番（花井 茂君） すみません、もうちょっと詳しく聞いていいですか。

そうすると、この地域創造研究所が令和7年に延長しませんということになってしまうと、解体してしまうということではよろしいんですか。

総務課長（村山宏行君） 契約書上はそういうふうな形になってございます。

ただ、実際ですね、白石小のほう今、活用されていて、ご質問にありましたほかの業者使えないのかということではあります、今現在、地域創造研究所と何社か協議をされているようです。交渉中というふうに聞いております。

例えば一般の建設業であるとか、あるいは鍼灸院ですね、鍼のところなんかも、いわゆる教室の一部を借りられないかというような交渉を今進めているというような話を聞いております。

したがって、いわゆるほかの市町村で見ると、例えば古い学校を使っておそば屋さんを開店したとか、小さなものクラフトショップを開店したとか、お話し聞いていますので、そういったことが活用性が今後見えてくるのであれば、地域創造研究所がもし、もう辞めますということになっても、そういったニーズといったところを考えながらということで、改めて考案するというところもあるかなというふうに思えます。

ただ、冒頭申し上げましたように、解体ですね、あの建物自体老朽化ということもありますので、解体費は相当な部分かかるかなというふうに思っておりますので、そういったことも考慮に入れながら考えてまいります。

3番（花井 茂君） 当時のこの契約については、うかがい知れませんが、今、文部科学省のホームページなどでは、廃校を再利用するためのマッチングのサイトとかあるみたいなので、「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」、こういったものがあるようなので、その中に結構募集要項、随時更新されているわけなんですけれども、そこで必ず何だ、貸与要綱というか、条件についているのは、やはり地域の理解を得られることです。地域の振興及び活性化につながることで、その提案があることっていうのが必ずついてるので、旧臼石小学校、4行政区、二枚橋・須萱、白石、関根・松塚、前田行政区、この地元、以前は水芭蕉会とって運動会も一緒に行政区長会と一緒にやっていたように、つながりが物すごく強いので、そういったことからぜひ地域にももうちょっと開かれた利活用をお願いしたいと思います。

今日はこの後、たくさんの一般質問がありますので、私の一般質問はこれで終わりにしたいと思います。

議長（佐藤一郎君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

続いて、9番 高橋孝雄君の発言を許します。

9番（高橋孝雄君） 9番 高橋です。

令和4年6月第4回定例議会において一般質問をさせていただきます。

月日のたつのは早いもので、あの未曾有の大震災から丸11年が過ぎました。そして、飯館村のインフラ整備は、震災前と変わらない状態までに回復をしたわけであります。

しかしながら、いまだに村民の帰村率は住民全体の二十四、五%しか戻っておりません。しかも高齢者の方々が5割を超えております。

そのような方々が飯館村の復興再生のためにご尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げるところであります。

それでは、質問に入ります。

1、県管理河川の土砂撤去についてお伺いを、1番の1、田植をした水田に大雨が降るたび、泥水が流れ込むので早急に撤去をしてほしい。これは飯樋川下橋付近でございます。

この点につきましては、皆さんのお手元にあるように写真を添付してあります。というのも、議会運営委員長にお願いをして、議長の了解を得て写真を添付しました。百聞は一見にしかずでございます。そういう中でご承知のように、今の米作り、これは恐らく値段は下がる、そして、挙げ句の果てに肥料、農薬、燃料が上がる、これでは到底生業としては生活できません。この状態は何としても変えなければならないと、このように思っておりますが、これも政府のやることでありまして、なかなかと思うようにいかないのが現状であります。

そういう中で、やはり実りの秋には黄金になびく稲穂を見たさに、こうして水田を作付した人が大雨のために泥水や瓦礫に侵されたのでは、到底やる気をなくしてしまいますし、村の復興も遅れますので、やっぱり県管理でも国管理でも構いません。とにかく、村民が

困っていることに対しては、村としてしっかりと取り組んでいただきたいと、このように思います。

2点目についてでございます。

再除染についてお伺いをします。

葉たばこ耕作再開した農家の乾燥室が、放射能数値の高いところがあり、使用できないで困っております。たばこ耕作というのは、JTとの契約でございます。JTが来て、この乾燥場を利用した葉たばこは買入れできないという、そういうお話になりました。

そこでこの前、議員なので環境省に行ってお話をしました。

環境省の中井事務次官でした。お話ししたところ、福島担当の環境省の職員から電話をいただきました。

この件につきましては、村とJTとたばこ組合員立会いの下に、何とか対応したいということでございますので、これは村としての対応をお願いをしたいと、このように思います。

そして3点目、倒壊寸前の空き家についてでございます。

村復興のために、帰村した村民が近隣にある倒壊寸前の空き家に大変困っております。その対応についてお伺いをしたいと思っております。

この件については、私、一度質問をいたしました。そのときは民間のことには不介入ということでした。

しかしながら、現状のままでは近隣住民に大きな災害をもたらす危険性があります。今年の3月16日の地震でガラス戸が道路真ん中まで倒れ、道路がガラスだらけになりました。車などが走っていたら大惨事になるところです。

村民が安心、安全に暮らせるようにすることも行政の仕事ではないでしょうか。知恵を絞って考えていただきたい。

以上、この3点お伺いをします。

村長（杉岡 誠君） 9番 高橋孝雄議員のご質問2の再除染についてお答えいたします。

環境省の除染に関しましては、村としての除染の目標を2011年、平成23年10月27日から始まったいたて復興計画村民会議での議論の結果を踏まえ、復興計画第1版に記載のあるとおり、年間の積算線量が5ミリシーベルトを下回ることを当面の除染目標に定め、長期的には年間1ミリシーベルトを目指すこととしているところであります。

また、除染の効果を高めるために、国の交付金を活用し、除染後の場所においてはガンマカメラで測定し、その結果を環境省に共有することで、空間線量率が周辺と比べて高いところについては、環境省にフォローアップ助成を依頼して、できるだけ空間線量率を下げる取組を進めてまいったところであります。

さらに、農業生産対策としては、カリ化合物等による吸収抑制対策や、生産環境における放射性物質の付着したチリ等の混在を避けるための「とも洗い」などの清掃支援、生産物のモニタリング検査など、生産の段階に応じた取組を進めております。

なお、今回のご質問のように、具体的に放射線量の高い場所が分かっている場合は、環境省が対応に当たることを確認しておりますので、直接環境省の担当にお申出いただくか、

または村にご相談いただければ環境省に対し対応を要請いたします。

また、農業生産過程における対策については、農水省や県とも連携して対応してまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

建設課長（高橋栄二君） 9番 高橋孝雄議員の1、県管理河川の土砂撤去についてのご質問についてお答えいたします。

県管理河川の土砂撤去についてのおただしの箇所は、2級河川飯樋川の前田地区の下橋から下流側、兎田地区内の山辺沢第1堰の上下流において、一部土砂が撤去されず堆積している箇所のことと思います。

河川を管理している福島県相双建設事務所に確認しましたところ、県で行っている河道掘削においては、土砂が多く堆積しているところから優先して行っており、飯樋川の下橋付近の箇所については、現地調査の結果、兎田地区を中心に堆積土砂の多かった上流側の大久保・前田地区を令和元年度と令和2年度に、下流側の山辺沢地区については令和3年度に実施しております。残された兎田地区につきましては、今年度に工事を実施する予定とのことでございます。

引き続き県と協議しながら、土砂が多く堆積しているところから河道掘削事業に取り組んでまいります。

私からは以上です。

副村長（高橋祐一君） 私からは、3-1、帰村した村民の近くにある倒壊寸前の空き家対策についてのご質問についてお答えいたします。

ご質問にあります倒壊寸前の空き家については、行政区ヒアリング等で行政区長、行政区役員の皆様からある程度実態を含め伺っております。問題として認識しているところがあります。

村としては、美しい村づくり推進条例に基づく景観保全のため、建物所有者に対して適正な管理をお願いし、また、環境省による家屋解体事業の際には、解体の意向などについて伺ってまいりましたが、ご理解が得られない、あるいは所有者個々の事情があるなど、なかなか改善までは至っていない状況であります。

倒壊寸前の空き家対策として、最終的には行政代執行も考えられるわけではありますが、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条において、空き家等の所有者等は、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるものと規定されており、第一義的には空き家所有者の自らの責任によりの確に対応することが前提とされております。

このため、建物の解体、あるいは改善策については、財産の所有者にその権利がありますので、行政が強制的に解体するなどの対策を実行することは非常に難しく、福島県によりますと、県内市町村において迷惑となっている空き家を代執行により解体した事例は今のところないとのことであります。

空き家問題は全国的な問題であり、村においても今後問題となる空き家が増加することも懸念されますので、引き続き所有者に対する指導、助言等の対策を行ってまいります。

私からは以上です。

9番（高橋孝雄君） それでは、1－1から再質問をさせていただきます。

私が申し上げておる箇所は、皆さんのお手元に配付の写真で見ていただきたいと思いません。

これは、2019年の台風19号で水をかぶったこの箇所でございます。このようになっております。

今の米作り、皆さんご承知のとおり、大変厳しい状態で、もし全部ほかの方に委託した場合には赤字になってまいります。あぜの草刈りも水回りもただ働きで、それでも金を出さなきゃ水田が作れない。そういう状況の中で、何としても村の復興のためにということで作った農家が、このような思いをするのでは、到底村の復興は追いつかない。

何としてもここは土砂の撤去をお願いできないでしょうか。お伺いします。

建設課長（高橋栄二君） おただしの箇所については、飯樋川の下橋付近でございます。

その下橋付近の上流側、大久保地区、前田地区につきましては、令和元年度と令和2年度に土砂撤去を行っております。その下流の山辺沢地区につきましては、令和3年度に実施しております。おただしの堆積がまだ残っている箇所の兎田地区につきましては、今年度より土砂撤去のほうの工事を進めていくということでございますのでご理解いただければと思います。

9番（高橋孝雄君） ということは、工事をやっていただけるということですか。

建設課長（高橋栄二君） そのとおりでございます。

9番（高橋孝雄君） それでは、2－1に再質問をさせていただきます。

この件については、環境省からのお話もありました。先ほど、村長から答弁もございました。そういうことでございますので、この件については、村だけじゃなくてJTとたばこ耕作組合、この3者で環境省とお話しして、この場所については除染をしていただきたいと、このように思いますが、村としては それにしっかりと対応していただけるのでしょうか。お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、個別具体的にまだこの場所については、はっきりと依頼があったわけではございませんが、ただいまの議員のお話ですと、環境省の恐らく福島環境事務所のほうから村に対して要請がまいると思われま。

これまでもそうですが、環境省のほうから要請があった場合には、村の担当職員と一緒に現場に赴きまして、現地確認をして環境省の職員、その他関係者、地権者の方と協議をし、除染の仕方等を話し合った上で実施をしておりますので、今回もそのように、依頼を待つということになるとは思いますが、しっかりと対応させていただきたいと思えます。

以上です。

9番（高橋孝雄君） それでは、そのようにして何とか農家のために、一つ納得のいくような除染がやれるように、村としても取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、3－1でございます。再質問をさせていただきます。

確かに民間のものであって、これはできないということでございます。しかしながら、

近隣の住民ばかりじゃなくて、もし道路を走っていた車にその家のものが飛んできて事故が起きる、この可能性も大きいわけでございます。

そうした場合に、この持ち主の人が賠償能力がなかった場合に、村で賠償しなければならぬような状態になるのではないのでしょうか。そこをお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 特定空家の倒壊などによって、第三者が損害を受けた場合というようなことであります。

その場合、あくまでも行政代執行というようなことでありますので、最終的には行政が代替わりして実施をした後に、その所有者のほうに請求を必ずするというようなことにはなっていないところでもあります。

行政としましては、実施しなかった場合に、そういった損害をもたらすというような危険な部分も発生するわけではありますが、まずは代執行する前に空き家等の対策については、第14条にもありますが、助言または指導ということで所有者のほうに指導していく。

その後、それでも改善されない場合は勧告をします。それでも駄目な場合は命ずるというようなことでありまして、それでもその措置後も履行されないときには、いよいよ行政代執行というような流れというふうなことになっていくわけでもあります。

先ほど実施しなかった場合のそういった損害の部分について責任はというようなことで、最終的には所有者の部分というような話をさせていただきましたけれども、代執行を実施した場合にその所有者などから損害賠償請求の訴訟という部分も可能性もありますし、またその代執行の費用、そういった部分については回収の見込みが立たない場合が多いというようなことで、その場合、後に住民監査請求やら住民訴訟の対象となる、そういった可能性も秘めているという部分もご理解いただければと思います。

そういった理由もあって、まずは近隣住民、地元の自治会、行政区なり、そういった部分が努力しても手に負えなくて、最終的に行政としても所有者に対し指導を行ってききましたが、それも解決に至らないという場合にやむを得ない措置だというようなことをきちんと理由を整理をしながら、説明責任を果たし実施していかなければならないというようなことで、先ほども答弁にもありましたけれども、個人の財産や権利に関すること、こういった部分について将来的な訴訟リスクなどを想定して、慎重に進めなければならないということをご理解いただければと思います。

9番（高橋孝雄君） この件につきましては、何か所もありまして、1人の方にはまだ住宅確保の賠償を受けてないというお話を伺ったので、どうしてなんですかと言ったら、ひいじいちゃんの名前になっているから駄目なんだということでありました。

しかしながら、この件についての賠償は、やはり今まで住んでいた居住権というものもあります。また、税金を納めたので、納税義務者でもあります。そのところに賠償しないのは、当然として賠償逃れじゃないかというお話申し上げたら、いやそういうことでしたら交渉、役場に行って書類を作成して支払いすることはできますよというお話でありましたので、1人の方にそれをお話ししたら、それでは世話になりたいということで、私は本当手はずしたんです。

そしたら、その人が亡くなってしまいました。

その1件は駄目ですが、まだあと2件残っていますが、この人たちにひとつ村からも行政執行が容易でないのであれば、やはりもし事故が起きた場合には、あなた方が必ず賠償の責務を負わなきゃならないんだよという、しっかりとした説明をしていただきたい。そうすれば、その方々がやはり何としても自分の手で壊すと言うかもしれません。

私は、その方にもお話をしたわけです。私だったら東電にまでついて行って、そしてお話を一緒にして、また役場にまで連れて行ってやるから、何とかこの賠償金の中からその解体費用を出すようにもできるんだから話に乗ってくれということまでしたんですが、1人しか話聞いてくれなかったんです。あと1人は、全然話を受け付けない。これが一番危険な箇所。また、今1人の人は、今の世の中に出て来れない人もありまして、なかなか話が難しいこともあります。

そのようなわけでございますので、村としては、やはりそういう人にどんなことあっても自分の建物が人に被害を加えたらば、賠償責任は発生するんだよということをしっかりと通達をしていただきたいと、このように思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） これで高橋孝雄君の一般質問を終わります。

続いて、1番 佐藤眞弘君の発言を許します。

1番（佐藤眞弘君） 1番議員 佐藤眞弘でございます。

令和4年6月第4回飯館村議会定例会で一般質問をさせていただきます。

現在、コロナ禍の中で学校運営には大変神経を使い、気苦労も多いかと思いますが、今年度のいいたて希望の里学園の学校教育指導の重点についてお伺いします。

教育長（遠藤 哲君） 1番 佐藤眞弘議員のご質問、今年度の学校教育指導の重点についてお答えいたします。

教育委員会では、令和4年度学校教育指導の重点を作成し、今年度は特に次の5点を重点として取り組むよう指示をしたところです。

1点目は、算数・数学教育の充実です。今年度も、前期課程の3から6年生の算数の授業を後期課程の数学科担当教師が指導し、専門性を生かした指導が行われております。また、後期課程においては、全学年で習熟度別指導を行い、一人一人の特性に応じた指導に取り組んでおります。

2点目は、英語教育の充実です。これまでの5、6年生の英語の授業に加え、今年度はさらに3、4年生の外国語活動でも、後期課程の英語担当教師が指導することとなり、これによって本村では7年間の英語教育を専門の知識と技能を持った教師が指導を行うこととなりました。

また、英語検定でも着実に成果を上げており、昨年度は高校生レベルである準2級合格者も2名出しているところです。

3点目は、ICT機器の活用です。GIGAスクール構想によって、全児童生徒にタブレット端末を配付し、協働学習や調べ学習、家庭学習やコロナ感染予防対策としてのオンライン指導や行事等の練習にも活用されています。さらに、今年度はAIドリル導入による一人一人の特性に応じた最適化された学びの追求や、従来よりも見やすく操作性のよい

電子黒板を配備するなど、ICT機器を有効に活用した授業が行われております。

4点目は、読解力の向上を目指した指導です。今年度の大学入学共通テストや、福島県の高校入試でも各教科で読解力が鍵となる問題が多く出題されています。本村でも、そのような入試に対応できる生徒を育てるために、こども園から読書活動を推進しており、学校でも朝自習の時間に読書やNIE（新聞を活用した教育）を取り入れているところです。

5点目は、いいたて学の充実です。これまでも1年生から9年生までが、学年に応じたテーマでふるさと学習を行ってきました。特に後期課程では、学習の成果を学習発表会でプレゼンテーションしたり、村民を紹介する冊子や村への思いをDVDにしたりするなど、多くの成果を上げてきました。今年度は、いいたて学として3年目となりますので、さらに学年ごとの活動内容を整理して、9年間の学びの系統性も考慮した活動にしていくこととしています。

以上の5点を指導の重点として、令和4年度も義務教育学校のメリットを生かした特色ある教育を展開してまいります。

以上です。

1番（佐藤眞弘君） 算数、国語、音楽、数学の4教科で、習熟度別学習、教科担任制を取り入れています。高校受験で特に重要となる算数、数学科での学力向上の取組について再質問させていただきます。

教育長（遠藤 哲君） 算数、数学の学力向上については、議員ご指摘のとおり、村の学校教育の課題でもありますし、県立入試等でも非常に鍵となる教科であるということは間違いありません。

この課題解決のために、教育委員会としては、2つの方策を立てて取り組んでおりますが、1つ目は、基礎的、基本的な内容の定着ということです。

先ほど答弁にもありましたが、3年生から6年生の算数ですね。ここに後期課程の数学担当教師と、それから従来の学級担任と2名で指導に当たっておりまして、子供たちのつまづきに対する対応とか、非常にきめ細やかな指導に努めているということが1点です。

それから、2点目として、個に応じた指導。一人一人の特性に応じた指導ということです。

これも先ほどありましたが、後期課程ですが、少し説明しますと、子供たちの希望によって3つのコースに分かれて、そこに数学担当教師2名と、それから村の学力向上アドバイザー、数学専門の方ですが、この3名でそれぞれのコースに入って指導に当たっております。それぞれの学習スタイルや理解の習熟度に応じた指導を行っているということです。

主にこの2つの対策を立てて指導しているわけですが、今後ともさらに算数、数学の充実に向けて努力してまいります。

以上です。

1番（佐藤眞弘君） 9年間を見通した小中一貫教育の充実に向けて、飯舘村の未来を担う子供たちの健やかな成長と学力の向上を願い、いいたて希望の里学園の特色ある教育活動がさらに充実するようお願い申し上げ、一般質問を終了いたします。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

続いて、4番 飯畑秀夫君の発言を許します。

4番（飯畑秀夫君） ただいま議長から発言を許可されましたので、4番 飯畑秀夫の一般質問に入ります。

私からは、6項目11点についてお伺いいたします。

1つ目、希望の里学園及び学童保育における新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

1、文部科学省が自治体及び教育機関に配布した子供のマスク着用についてのリーフレットを受けて、これがそのリーフレットだと思うんですけども、厚生労働省・文部科学省のほうから出ております。子供のマスク着用について、ちょっとこれややこしくなっているんですけども、就学児について、マスク着用の必要のない場合、人との距離が確保できる場合、また人との距離が確保できなくても会話はほとんど行わない場合はすることはない。

例として、鬼ごっこなど密にならない遊びとか、詳しく書いてあるんですが、また屋内では人との距離が確保でき、会話はほとんど行わない場合、読書や調べ物をしたりするときとかいろいろ書いてあります。

また、学校生活の中では、プール、体育館を含め体育の授業や運動部の部活動、登下校の際は、また小さく書いてありますけれども、運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう。活動中以外の練習場や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じてマスク着用を含めた感染症対策を徹底しましょう。

また、就学前の子供に対しましては、2歳未満の子供に対しては、マスクの着用は推奨しません。2歳以上の就学前の子供、小学生に入るまでですね。他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めています。マスク着用をする場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用しましょう。

非常に何かあやふやな文書だと思うんですけども、それに対しまして本村の学校としましては、どのように取組をしているのかお伺いいたします。

また、希望の里学園及び学童保育の給食時における感染症対策の取組もお伺いいたします。

2つ目、農業振興についてお伺いします。

1、ロシア、ウクライナ情勢により、世界中で燃料費高騰及び飼料・肥料が高騰しております。特に、これらの高騰は、農業経営者には死活問題となります。村としての支援策はあるのかお伺いいたします。

また、飯舘村の基幹産業は農業であります。燃料費及び肥料等の高騰により農業経営者から今後の農業経営に対する不安の声が聞かれました。農業従事者の声を聞いて、村として、今後の農業政策はどのように進めていくのかお伺いいたします。

3つ目、緊急時対策についてお伺いします。

今年の3月にも大きな地震がありました。地震、台風とか大雨等の避難基準、避難場所と避難経路をお伺いいたします。

また、飯舘村では緊急時のときに備蓄食品は何人分、何日分備蓄しているのかお伺いたします。

4つ目、道の駅までい館の活用についてお伺いたします。

1、飯舘村の復興拠点である道の駅の活性化を図るために、道の駅の空きスペースにテナント等を募集し有効活用ができないかお伺いたします。あわせて、若者の集うイベント等の開催は検討しているのかお伺いたします。

2、館内利用において、入り口に意見箱、目安箱みたいなものが置いてありますが、利用者の中からクレーム及び要望とかあったのかお伺いたします。

5つ目、いいたてクリニックについてお伺いたします。

1、今年度から新しく雇用した医師により、村民に対しどのように利便性が図られたのかお伺いたします。

2、飯舘村にも歯科診療が必要だという声があります。いいたてクリニックにかかっても、歯医者は川俣、福島に行かなきゃいけない。やっぱり交通費もかかるし、車もないと不便なんだという声もあります。村の検討をお伺いたします。

6つ目、福祉灯油政策（案）についてお伺いたします。

昨年も12月に質問いたしました、その後村民からも福祉灯油は実施しないのかという声がありましたので、もう一度お伺いたします。

飯舘村は標高が高く寒冷地であります。村に定住している高齢者、貧困世帯、母子家庭等に福祉灯油制度（仮名）を導入する予定があるのかお伺いたします。

以上、6点の質問をいたします。

村長(杉岡 誠君) 4番 飯畑秀夫議員のご質問5のいいたてクリニックについての1点目、新しく雇用した医師により村民に対しどのように利便性が図られたのか伺うことのご質問にお答えいたします。

本年1月に本村に移住された本田 徹医師により、4月からいいたてクリニックでの外来診療に加え、村内への往診、訪問診療を担っていただいております。

また、いいたてクリニックの診療日が、令和3年度までは毎週火曜日と木曜日の2日間、午前中のみ診療となっておりましたが、令和4年度からは毎週火曜日の午後につきましても診療できるようになり、若干ではありますがクリニックにおける診療時間の拡大につながっております。

また、本田医師による通院が困難な患者宅への訪問診療等につきましては、延べ件数で4月が12件、5月が26件と増えてきております。訪問診療に当たっては、在宅酸素吸入や在宅での抗生剤の点滴など、訪問看護ステーションの協力を得ながら実施をしている状況とのことであります。

報告によりますと、村地域包括支援センターに体調不良で動けなくなったと連絡があった高齢者世帯に同行訪問し、診察の結果緊急性があったことから、あづま脳神経外科病院へ搬送する等の事例があったところであります。

さらには、ご本人の強い意思でご自宅に戻られ、ご家族の手厚い看護を受けられていた高齢女性の自宅でのみとりに立ち会われたとのことでもあります。

訪問診療以外の活動としましては、4月22日、4月23日及び5月28日に、いちばん館で実施しました3回目の新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事していただいたところでもあります。

さらには、村地域包括支援センターと連携して、サポートセンター「つながっぺ」や地域サロンでの講話、地域ケア会議や地域新型コロナウイルス感染症対策本部会議にもご出席いただいているところでもあります。

村に帰村されている方の多くが高齢者でありますので、緊急時に相談できたり、対応したりしていただける医師が村内に住んでいることは、村民にとって大きな安心につながるものと考えております。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

教育課長（高橋政彦君） 4番 飯畑秀夫議員の質問2点についてお答えいたします。

初めに、1-1、文部科学省が自治体及び教育機関に配布したマスク着用の考え方についてのリーフレットを受けての取組についてお答えします。

いいたて希望の里学園及びままでの里のこども園においては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに沿った感染症対策を講じております。

具体的には、3つのポイントを踏まえた取組を行っています。1つ目は、感染源を断つこと。発熱やせき等の症状がある場合などは、登校しないことの徹底。2つ目は、感染経路を断つこととして、手洗い、マスクの着用、消毒などの徹底。3つ目は、体全体の抵抗力を高めることとして、十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食事などの指導を行っています。また、集団感染のリスクへの対応として、3密を避ける対策も講じております。

ご質問にあります子供のマスク着用についてのリーフレットについては、厚生労働省及び文部科学省から令和4年5月25日付で配布されております。

いいたて希望の里学園及びままでの里のこども園では、マスク着用の必要があるかどうかについては、園児・児童・生徒の活動状況や熱中症対策、またその置かれている場面に応じて、マニュアルや通知等を参考にしながら、現場にて判断をいただいております。

なお、スクールバス車内においては、密な状態でもあることからマスク着用を指導しております。

次に、1-2、希望の里学園及び学童保育の給食時における感染症対策の取組についてであります。今年度の教育計画の中に新型コロナウイルス対策における給食指導についてを位置づけております。

具体的には、給食の場面において3密にならないための対策を講じるものとして、机の間隔を空ける、換気をする、給食の安全確保のための給食時間の確保を重点等項目として、給食の準備から後片づけまでの一連の流れの中でのチェック項目や注意事項が示されております。また、児童生徒には給食のお約束として、食事以外のマスクの着用や黙食など14項目にわたる指導を徹底しております。

楽しい給食の時間ではありますが、現段階では対策を講じながらの給食となっております。今後も、感染状況に応じた学校給食の提供に努めてまいります。

私からは以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、4番 飯畑秀夫議員のご質問の2、農業振興について、2-1と2-2について関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

全国農業協同組合連合会では、5月31日に6月から10月に販売する肥料の価格について、昨年11月から本年5月までの価格に比べ、輸入の尿素を94%、塩化カリウムは80%、複数の成分を組み合わせた高度化成肥料は55%、それぞれ値上げを行うと発表しました。

燃料や肥料の高騰は、国際的全国的な動きであり、このたびの高騰の原因などをJAに聞き取りをしたところ、ロシア、ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染拡大による中国のロックダウン、世界的な食糧不足による食糧増産の動き、円安など、様々な要素によるものであり、秋以降の動向については、現在のところ不透明とのことであり、村としても大変憂慮しているところであります。

村といたしましては、本議会において園芸作物産地づくりモデル事業の予算を計上し、園芸作物の生産拡大を図り、産地化へ向けた支援を行いたいと考えておりますが、この事業では肥料や飼料代、燃料費等を対象としていることから、今般の問題に対しても活用できる事業として支援ができるものと考えております。

このほかに、6月1日から販売が開始されたプレミアム付商品券や、県の免税軽油制度なども併せてご活用をいただければと考えております。

また、国では、原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、経済産業省では、石油元売事業者に対する燃料油価格激変緩和事業を拡充・強化をしたり、農林水産省においては、燃油価格高騰の影響を受けにくい農業への経営転換を支援する事業などが拡充されておりますので、検討・連携の上、情報収集を行い、農業経営者の皆様へ周知を図ってまいります。

今後の農業政策につきましては、農業者懇談会の実施や補助事業を通して、農業者の皆様の経営状況の課題や意向の把握に努め、国や県、周辺市町村の動向を踏まえて農畜産物の産地化、ブランド化に向けて検討を進めてまいります。

私からは以上です。

副村長（高橋祐一君） 私からは、3番、緊急時対策についての2つのご質問ではありますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、3-1、地震、大雨時の避難基準、避難場所と避難経路については、内閣府で定める避難情報に関するガイドラインに基づいて、現在は5段階に分けられた警戒レベルに応じて避難指示等を判断することとなります。

村は、飯舘村地域防災計画で避難指示等の判断基準を定めており、警戒レベルが3の段階で高齢者等へ避難指示をすることとしております。これは大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が警戒となった場合となります。

警戒レベル4になりますと、当該地区全体へ避難指示をすることとしております。これは土砂災害警報の発表や、土砂災害の危険度分布が非常に危険となった場合等になります。

警戒レベル5は、災害発生後に該当するものであります。

また、避難場所については、飯舘地区の地域防災センターや草野地区の交流センターふ

れ愛館、伊丹沢地区のいちばん館等の公共施設のほか、各地区集会所を避難施設としております。

あわせて、全戸に配布している防災ハザードマップには、大雨等が続いた際の注意すべき地域等が地図で分かるようになっており、避難場所や警戒レベルに応じた取るべき行動等も掲載されておりますので、日頃からの経路確認に役立つものと考えております。

次に、3-2、当村では緊急時に備蓄食品は何人分、何日分備蓄しているのかについてですが、現在村では、飯樋地区にある地域防災センターに備蓄を進めているところであります。

主な内訳としましては、水は90箱、1箱には1.5リットルが8本入りとなっております。主食となるご飯が1,350食、缶入りソフトパンが168食、レトルト食品が300食、粉ミルク120缶等となっております。

また、何日分備蓄しているのかについては、例えば水については、防災センターへの避難者では最大200人程度ですので、防災計画上の1人1日3リットルで考えますと、およそ2日分となります。

今後、最低でも3日分は食料の備蓄を考えておりますので、不足と思われる副食や子供のおやつ等も含めて計画的に備蓄を進めてまいります。

以上であります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 私からは、ご質問4、道の駅までい館の活用についての2項目についてお答えをいたします。

まず、ご質問4-1、道の駅までい館の空きスペースの有効活用及びイベント開催についてお答えをいたします。

道の駅までい館の空きスペースについては、これまでも商工会や商工会青年部が主となった各種イベントを開催したり、事業者による物販やイベントを行うなど、スポット的に活用してまいりました。また、道の駅は老若男女、様々な方々が集う場所としてご利用いただく施設であることから、幅広い年代の方を対象としたイベントを開催してまいりました。

村としましては、道の駅の利用については、年代を問わずたくさんの方々にご利用いただきたい施設でありますので、村主催となるイベント等につきましては、今後につきましても利用者を特定するのではなく、これまで同様、幅広い年代の方々に楽しんでいただける場として有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、これまで道の駅までい館では、商工会による夏まつりや秋まつり、商工会青年部による冬まつりなど、各種イベントが開催されてまいりましたが、これらのイベントの中で特にクリスマスの時期に合わせイルミネーションを施した冬まつりでは、若い年代の方々に多く訪れていただいております。商工会青年部や地域おこし協力隊など、若者中心の団体等で開催するイベントなどについては、ターゲットを絞った開催を行うことも村の魅力を発信していくためには必要なことと考えております。

今後も、道の駅だけではなく、隣接しております「ふかや風の子広場」との連携も図りながら、より多くのお客様に喜んでいただける施設となるよう努力してまいりたいと考え

ております。

次に、ご質問4-2、道の駅までい館に対するクレーム及び要望についてお答えをいたします。

道の駅までい館へのクレームや要望については、株式会社までいガーデンビレッジいいたて経営会議の中での報告により把握しているところではありますが、現在まで要望に対する改善として、展示販売ホールの増床や風の子広場との間にデッキの増設をいたしております。これにより、道の駅内のホールやコーナーのつながり、あるいは風の子広場とのつながりがよくなり、お客様により多く足を運んでいただけるようになったと考えております。

また、福島県の管理施設であります公衆トイレにつきましても、県に要請することにより、男子トイレの一部改修も行っており、利便性の向上が図られているところであります。

今年度8月には、「いいたて村の道の駅までい館」が5周年を迎えようとしております。本村の復興拠点施設として、今後も適切な管理運営を指導しながら、さらなる交流拡大と魅力ある売場づくりに努めてまいります。

私からは以上でございます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、質問の5、いいたてクリニックについての2点目と、質問の6、福祉灯油施策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の5、いいたてクリニックについての2点目、当村にも歯科診療が必要だという声があるが、村の検討を伺うのご質問についてであります。

歯科診療所につきましては、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故以前は、飯舘村国民健康保険歯科診療所、それから飯舘村歯科診療所の村内2か所の歯科診療所がございました。

平成22年4月、公設民営の形で飯舘村統合診療所いいたてクリニックを開所しましたが、歯科診療所につきましては、1年後の平成23年4月に開業に向け準備を進め、平成23年3月をもって2つの歯科診療所を廃止いたしまして、いいたてクリニック内に歯科診療所を開設してきたところでございます。

しかしながら、平成23年3月11日の東日本大震災により、福島第一原子力発電所の事故により、診療開始僅か2か月で全村避難となりまして、それに伴い診療所、歯科診療所を休止したところであります。

その後、村と指定管理先の社会医療法人秀公会との間で協議が進み、避難指示解除の前年に当たる平成28年9月からいいたてクリニックの診療日が週2日の午前といった限定的ではあるものの、医科診療が開始されました。

歯科については、いまだ再開できていない、そういった状況でございます。

村民からは、歯科診療の再開を望む声や期待する声があることは承知しております。必要性についても十分認識しておりますので、引き続き指定管理先であります秀公会との協議を進めてまいりたいということでございます。

続きまして次に、福祉灯油施策についてであります。

6-1、村に定住している高齢者、貧困世帯、母子家庭等に福祉灯油制度を導入する予

定があるかのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年12月の定例会でもお答えさせていただいておりますが、村では平成19年と平成20年度に石油価格高騰支援策として一人暮らしの高齢者世帯に対しまして18リットルのポリ容器での灯油助成を行ってきた経緯がございます。

昨年は、原油価格の高騰を受け、全国各地で生活困窮世帯への福祉灯油助成を実施する自治体がございました。

村では、新型コロナウイルス経済対策ではありますが、非課税世帯へ10万円の給付や、新型コロナウイルス感染予防衛生資材購入給付金として、村民1人当たり1万円を交付するなど対策を実施してきたことから、福祉灯油制度の導入については見送ってきたところでございます。

また、今年度につきましても、低所得の子育て世帯へは生活支援給付金として、児童1人当たり5万円を給付することとしているほか、50%をプレミアム分として上乘せします「いいたてプレミアム付商品券」を販売するなど、様々な支援策を講じておりますので、現時点では福祉灯油制度を追加支援事業として実施することは考えておりませんので、ご理解いただきたいと考えております。

4番（飯畑秀夫君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず最初に、1番、学校のほうで文部科学省のリーフレットですか。それは、保護者のほうに周知しているのかお伺いいたします。

教育課長（高橋政彦君） リーフレットについては、文部科学省のホームページで通知がなされておることから、個別への配布はしておりません。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 最初にもお話ししたとおり、このリーフレットなのですが、とても分かりづらいというか、これを見るとほとんどマスクをしないほうがいいみたいな感じに受け止めるところもあるんですけども、それに対してやっぱりきちんと保護者とも共有して、学校、先生方も同じくやるべきだと思うんですが、ある学者の何かに載っていたんですが、子供は口元を見て雰囲気や相手の気持ちをを読むと言います。なかなかコロナ禍の中で難しい問題でありますけれども、最初に申したとおり、離れていればマスクをしなくてもいい、近くにいてもしゃべらなければ、静かにしていればマスクをしなくてもいいとありますので、それらについて保護者と共通理解を図るべきだと思うんですが、いかがでしょうか、教育長。

教育長（遠藤 哲君） このマスク着用については、実はこのマニュアルが出る前に、既にもう通知してあります。

従来の通知と変わるところは基本的にはないんですが、ただ、そこに新たにこういう場面ではマスク着用の必要がありませんよという例が示されていますが、先ほど現場の判断でということがあったんですが、これまでどおり、これまでの学校の方針に沿ってマスクを着用しなければならない場面でマスクを着用しております。

ただ、ここに載っている場面で必ずマスクを外すのかということではなくて、着用をさせることも当然これ現場の判断で認めますということです。

したがって、何ですかね、危険性があるのに外すということはスクールバスの中も含めて、それはございませんので、保護者のほうにはこれまでのマニュアル、これまでの通知で理解されているというふうに思っております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 教育長の話だと、このリーフレットは以前から配布されているものと同
等、同じものだということに解釈してよろしいですか。

教育長（遠藤 哲君） 基本的には同じです。

ただ、外したほうがいい場合をもっとはっきり例を示したのがこのマニュアルである
というふうにご理解いただければと思います。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

次に、給食時に関しましてですけれども、給食時、先ほどの答弁では食事以外のマスク
着用や黙食など14項目にわたる指導とおっしゃいましたけれども、14項目とはどんな項目
ですか。

教育課長（高橋政彦君） 14項目でございますが、1つ目から言いますと、手洗いは必ず石け
んで行う。

2つ目は、洗った手はほかのところで触らない。

3つ目、配膳台や机を拭くときはしっかりアルコールをかけて乾いた布巾で拭く。

4つ目、マスクは食事前まで外さない。

5つ目、給食の配膳中は全員静かにする。

6つ目、給食は配膳されるまで席について待つ。

7つ目、ほかの人の食器には触れない。

8つ目、箸を取るとき、口に触れる部分には触らない。

9つ目、給食の量の調節は配膳のときに行ってもらおう。

10、おかわりの盛り付けは先生が行います。

11、片づけは自分の分だけ片づける。

12、食べ残しは自分で食缶に戻す。

13、食べ終わったらマスクをして食器を片づけ、石けんで手を洗う。その後、席に着い
てみんなが集まるのを待つ。

14が、時間になったらマスクをつけたまま食後の挨拶をする、という14項目になってお
ります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 聞いたんですけれども、なかなか覚えづらい、たくさんの項目があるん
だなと理解しております。これも保護者と一緒に周知しているとは思いますが、給食時、
やっぱり黙食となりますと、他県で時間制限があったからですけれども、時間制限でのど
に詰まらせた事例とか、また黙って食べるように、という形でやっぱりせき・くしゃみを
我慢して体調悪くなった生徒もいるということを報道で見ました。

本当に先生方にも大変負担だと思いますけれども、きちんとしたやっぱりマニュアル、
さっき言った14項目ですか、それをきちんと保護者と共通理解しながらコロナと向き合っ

てもらいたい、そのように思います。

続いて、農業振興についてお伺いいたします。

先ほどの答弁で新しく事業ということで、園芸作物産地づくりモデル事業ですか。それについての概要、予算額とか分かれば教えてください。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の飯館村園芸作物産地づくりモデル事業についてお答えをいたします。

現在、制度を詰めている途中でございますが、現在の考え方といたしまして、これまでいろいろ村の中、避難指示解除以降ですね、以前からもですが、園芸作物、花や野菜を作っていたいただいていたわけでありましたが、なかなか経営といいますか、そういうものが大変だという声も聞いております。どうもいろいろと声を聞きますと、かかる資材とかそういったものの支援がある程度ある中で進めていければというような声を聞いているところであります。

そんなところも鑑みながら、これから村として作っているその野菜や花を、ぜひこの生産拡大をして、飯館村と言えればこれというような産地づくりを目指すということで、今回、この制度を検討しているところであります。

具体的な制度の中身でありますけれども、今回の対象としますのが野菜や花卉、花を作っている方々を対象としたいと考えております。

その補助率については、3分の2以内で、上限を50万円に設定をしたいと考えております。

補助の対象でありますけれども、先ほど答弁の中で少し触れましたけれども、肥料や農薬、材料等の消耗品であるとか、あるいは農業用機械、施設園芸用の暖房に使うための燃料であるとか、あるいは繁忙期に人をお願いするための委託費であるとか、そういったところが主な対象項目になっております。

予算の規模でありますけれども、大体先ほどの上限50万円60件という形で今、見ておりまして、今般3,000万円を補正予算の中に計上させていただいているところでございます。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 今の園芸作物産地づくりモデル事業についてなんですけれども、実際、今の話だと野菜、花卉農家に限定されるのか。また今実際やっている農業従事者にも使えるものなのか教えてください。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問は、この野菜、花卉農家にこの制度が限定されるものなのか、あとまたほかの経営体の方には使えないのかというご質問であります。本制度につきましては、野菜と花卉ということで考えております。

そのほかの例えば水稲をやられている方とか、あるいは畜産をやっている方等について、特に水稲関係ですと、ほかに国の経営所得安定対策交付金等の補助がございます。これによって、ある程度、米であるとか牧草であるとか、そういうものについては手当てといたしますか、補助事業が適用されるということがありまして、なかなか野菜とか花卉については、そういった国・県の制度の適用がないものですから、そこについて村としては、今般、

力を入れるということがあって、野菜と花卉農家を対象とした事業として組み立てたいと考えております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） これから基幹産業である農業の方々、大変になってきますので、いろいろ考えながらお願いしたいところであります。

また、村長から今年の水稲作付面積は、15地区、45団体、204ヘクタール、昨年の作付面積の約1.2倍に拡大している。また、品種についても、里山のつぶ、天のつぶをはじめ、多品種が作付けられているとのことで、本当にうれしい限りであります。

しかし、面積が多くなれば、今言ったとおり、先ほど答弁でももらったとおり、すごい肥料が高騰しております。面積が多くなればなるほど使う農薬、肥料等も多く使用いたします。肥料等の高騰を受け、テレビでやっていた経済学者の話ですが、秋以降、ハイパーインフレを懸念しているって大きな話がありましたので、それになると農業だけじゃなくて、食べる、生活する上で大変なことになってくるかもしれません。そのときにやっぱり行政としてしっかりした飯館村の農業を守るため、村民の暮らしを守るために対策が必要だと思っておりますが、村長のお考えをお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 今、ご質問の中でハイパーインフレを懸念する声があるというようなお話もありましたが、基本的にハイパーインフレというのは、紙幣とかお金の価値が下がるという部分があることでありまして、今回については飼料高騰がされるわけですから、逆にお金が足りないという状況になるのかなと、インフレという話ではないかなと思っております。

今回のモデル事業については、飼料高騰、燃料高騰にも資する部分ではありますが、そういったものを今特化して事業化をしているわけではないものですから、今後の農協さんと全農さんとかのいろんな動きを踏まえながら、あるいは農家さんからの聞き取りということも踏まえながら、そういう対策については検討すべきだろうと考えております。

今国会においても、原油高騰とか輸入飼料等の高騰対策というものが示されてきている部分がありますので、1回目の答弁の中でお答えしたとおり、県とも連携しながら情報収集に努めて、様々な事業の形というものを検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 引き続き、村としても農業者を守る、村民を守るための対策をお願いして、次の質問に入ります。

緊急時対策について再質問いたします。

防災ハザードマップ、これは配布しているということでもありますけれども、村民にきちんと周知してあるのかは置いておいて、この中に避難所で準備されているものということで非常食、毛布・ブランケット、携帯トイレ、生活用品（歯ブラシ・ゴミ袋・生理用品）、乳児用品として粉ミルク、おむつなど、それに対して大事な医薬品、事務用品って書いてあるんですけれども、それらも防災センターにあるのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 緊急時の物品ということで、一応村としては防災センターをその施設ということで設けて様々な備蓄をしているわけですが、ここに記載されているようなも

の全て、まだ整備をしているというところではございません。暫定的に必要な水であるとかそれから食料、毛布、そういったことはある程度準備をしているところではございますが、そういった細かい部分まではまだ配備が届いていないというものもございます。

答弁でも報告させていただきましたが、今後、年次計画を立てながら計画的に整備をしてまいりたいと考えております。

4番（飯畑秀夫君） 分かりました。

先ほど避難場所で防災センターとかあったんですけれども、村民の健康と命を守るために、ぜひとも実際に防災センターを活用して訓練し、実際シャワーもあるわけですから、それを利用して実際どうなのか、泊まらなくてもいいですけれども、ちょっと夕方、夜、本当に発電するのかとか、実際やってみないと対策ができないので、実際防災センターを利用することを考えているのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 防災センターの活用でございますが、現在、飯樋4区ですね、飯樋地区の皆さん方に、いわゆる自主防災組織というのを立ち上げをお願いをしているというところではございます。また、村としましては、避難ですか、東日本大震災以降、そういった基本的には公共施設を使った避難訓練、そういったことを行わなければならないんですが、なかなかそういった機会を取れないでいるというところもございます。

この防災センターですね、実際にそういった避難訓練に使って物品等の使用の仕方、あるいはそういった施設の機械の機器、そういったものの点検も含めた使用の方法、そういったことを確認してまいりたいと思っております。

4番（飯畑秀夫君） ぜひとも実際に利用というか、実施して、実施すればその中でやっぱり食事、生活する中で何が足りないのかも分かってくるので、ぜひとも検討のほうお願いいたします。

続いてですけれども、再質問。道の駅までい館についてお伺いいたします。

時間もあまりないのであれなんですけど、イベント等いろいろ開催しているということで、空きスペースにいろんなイベント等があれば、例えばプレハブ等を置いて、その中で誰か利用できるような形があれば、人が集まったときにやはり食事するときにやっぱりアイスクリームとか軽食ですね、軽く食べられるものが何点かあればいいのかなっていう声もありましたので、その辺の検討もお願いいたします。

また、クレーム等いろいろ要望とかあったという、細かい内容はよく分かりませんが、利用者から聞いた中で、食事をするところにきれいな花があるんですけれども、それが最近多い地震等とかで落ちないようにしていると思っておりますけれども、そのような対策、またもし何かあれば道の駅の経営者、村となると思うので、その点どう考えているのかお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） イベント等については、今おっしゃられたように、使い方についていろいろ現場のほうで考えながら、より使いやすいように活用していただければと思っております。

また、2つ目の部分であります、そういった環境の部分、ソフト部分につきましては、までいガーデンビレッジといったの経営会議の中でしっかりと考えていくべき部分かな

というふうに思っておりますので、そういった声はあったと承知しておりますので、しっかり考えていただきたいと思うところでございます。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 飯館村道の駅までい館が、答弁でもう5周年を迎えようとしているということなので、本当に時間がたつのは早いものだと思います。5年という節目で、ある程度いろんなその要望等を踏まえ、いろんな方から話を聞き、見直しというか、改善が必要などありますので、よろしく願いいたします。

続いて、いいたてクリニックについてお伺いいたします。

本田医師が火曜日の午後に診療しているということなんですけれども、何時までやっていますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 午後の診療につきましては、まず午後3時までの受付ということのようであります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 昼食のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時55分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後1時10分）

4番（飯畑秀夫君） いいたてクリニックについて再質問いたします。

今年度から本村に本田医師が来たことによって火曜日の午後3時まで診療できるということですが、以前火曜日と木曜日で、本田医師が来ても2日間ということなんですけれども、村民からすればもう少し2日間じゃなくて、3日とか4日、もう少しクリニックを開くことができないのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） クリニックの診療日の部分でございます。

平成28年に避難指示解除1年前にクリニックの再開をしたところであります。このときの条件が、帰村の状況も踏まえてということもあって、当面火曜日と木曜日の午前中ということでスタートしたところであります。

その後、時間経過しておりますので、その部分については機会あるごとにちょっとお話をさせていただいた部分もありますが、今のところ1日の診療に当たっての患者数が大体十五、六人ということで、今のところ帰村もそう多くない。今二十四、五%の帰村率でありますので、その辺も鑑みながら、秀公会とは協議はしているところではありますが、まだ具体的に診療日の増というふうな部分につながっていないのが現状でございます。

4番（飯畑秀夫君） 帰村率が二十四、五%しかいない。でも、やっぱり必要なものはやっぱり必要なので、やっぱり学校、仕事が終わってから診療所が週に何回か1日でもいいから開いていれば、また緊急な場合もありますのでその時にあればよいのかなと思います。

また、本田医師により訪問診療をしているということなんですけれども、4月が12件、5月が26件ということなんですけれども、延べじゃなくて実人数を教えてください、分かれば。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今は定期的にといいいますか、訪問しているのを五、六件とお聞

きしています。

4月に訪問していた患者さんが入院されたというふうなこともあったりとか、その人数の増減というのがありますが、今訪問している固定でというか、決まって行っているところで五、六件というふうにお聞きしています。

4番（飯畑秀夫君） 訪問診療をしているっていう答弁をもらったんですけども、この訪問診療をお願いするに当たっては、どこに連絡すればいいのか教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） いいたてクリニックのほうに電話等で連絡していただければと思っておりますので、そのようをお願いしたいと思います。

4番（飯畑秀夫君） 診療所は火曜日と木曜日しかやっていないので、そのときに連絡しないと訪問診療は受けられないのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 先生の携帯電話のほうもお知らせをさせていただいているところもありますので、直接ご連絡していただければという部分もございますので、そのような方法もあります。

あと、村のほうに連絡いただければ、私たちのほうでおつなぎするというのも可能です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

個別に村のほうに連絡すれば、もし何かあれば訪問診療を受けられるということで、本当にありがたいことです。

また、高齢者の自宅でのみとりに立ち会われた、それも以前から聞いていましたけれども、死亡診断書が発行できる、本当にそれはとてもよいことだと思います。これからも本田医師、先ほど申したとおり、週にもう少しクリニックが活用できればなと思うのと、また歯科診療ですね。

国のほうでも、今度、国民皆歯科診断制度みたいな検討を始めています。定期健診で歯周病などの病気を悪化前に見つけ、1人当たりの生涯医療費を抑える狙いということで、今までは高校生までだったと思いますが、それが全国民に歯の診療、もしかしたら来年度から始まるかもしれません。そのためにもやっぱり村にも歯科診療は必要なのかなと思うんですけども、その件に関してもう一度お願いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 歯科検診の部分だと思われれます。国のほうで、議員おっしゃるように、歯科検診の重要性というものが見直されて検診を進めるというふうな方向のようであります。

村としましても、一般の検診に加えて歯科検診も考える必要があるかなということで今検討に入っているところでありますが、クリニックでの検診がどうかという部分については、先ほどお答えしていますように、秀公会との協議が必要になってまいりますので、その辺を踏まえて今後も協議してまいりたいと考えております。

4番（飯畑秀夫君） 今、秀公会という話があったんですが、秀公会と協議するというとあづまさんと協議する。今回、本田医師が火曜日入っているわけですね。そうなれば、秀公会のほうの契約等のほうは先生が1人今、火曜日入っているのであればその辺はどのように契約上なっておるのか教えていただきたいです。

健康福祉課長（石井秀徳君） 契約の中では、秀公会のほうに業務委託といたしますか、指定管理という形でクリニックのほうの運営をお願いしているところであります。

本田先生の診療につきましては、その中で秀公会とも協議して、村雇用の中で実施していただいているという部分で、費用については指定管理料の中で最終年度といたしますか、年度末に精算というような形で今調整をしているということになります。

4番（飯畑秀夫君） 本田医師は火曜日午後からだけじゃなくて、午前中も勤務しているのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 火曜日につきましては、午前・午後と診療をしているということになります。それ以外の分については、先ほども申し上げております訪問診療だったり、あるいは往診だったり、あるいは村がお願いしますデイサービスといたしますか、サポートセンターでの応援だったり、それからサロン、そういったものに出席をお願いしているということであります。

4番（飯畑秀夫君） 私個人としての考えですが、やっぱり火曜日、本田先生が入ればあづまさんのほうから先生医師が来ていないわけなので、そこで差額というか、契約上はどうか、その分訪問診療のときにあづまさんがいろいろサポートしてくれるとか、何かいろんなつながりが本田先生と村のほうの関係で、秀公会と何かありますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 診療する際には、医師だけで診療できるものでもございません。受付スタッフ、それから看護師、薬剤師等のそういったスタッフも必要になってまいりますので、その辺も踏まえて今後とも協議してまいりたいと考えております。

4番（飯畑秀夫君） 帰村した人が25%と少ない。でも、やっぱり必要なものは必要ということで、いろいろ検討のほうをお願いいたします。

最後に、福祉灯油について再質問をさせていただきます。

福祉灯油に関しましては、昨年、燃料費の高騰で福島県のほうでも2,500円ですか。困っている世帯に対して県でも負担するということがあったんですが、飯館村としては生活困窮者灯油購入費として助成を実施するという福島県の発表もありましたけれども、住民非課税世帯、65歳以上高齢者、障害者、ひとり親、各世帯、対象は県内全市町村と新聞に載ったんですけども、飯館村としてはそれを利用したのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 昨年の制度でございますが、県のほうで実施した市町村に2分の1で、2,500円とか3,000円だったと記憶しております。3,000円を限度に補助を出すという制度を令和3年度限りの事業として創設したようでありました。

村としましては、答弁にも申し上げましたが、非課税世帯が10万円という国の制度でありますけれども、そういった制度もあり、また村民1人当たり1万円を交付する事業も実施したことから、あえて国の制度というか、県の制度のいわゆる福祉灯油分については、実施していない状況でございます。

4番（飯畑秀夫君） 昨年度についてはコロナ対策ということで、1万円給付した、それは本当にありがたいというか、理解いたしております。

実際、ほかの市町村もプレミアム券、もう実際発行しています。同じく、その非課税世帯子供たちに、同じく国の制度も支給していたほかにその制度はきちんと、自分は寒冷地

だからということでは言いましたけれども、寒冷地じゃなくても実際、去年あたりを見ると郡山市はすぐ動きまして、1万何千世帯に5,000円給付した。先ほど言った県の補助で2,500円ということなんです、一応いろんなプレミアム券もありますけれども、やっぱりそれはそれと国の給付金は別として、やっぱり戻ってきた人も少ない、その中でやはり寒冷地でありますので、少しでも使える事業は使ってもらいたいと思いますので、前向きな検討をお願いいたします。

以上です。

最後に、飯舘村が存続できるように村民の皆様、村長、副村長、教育長、役場職員の皆様、議員一同、力を合わせて頑張っていきたいと思います。

また、ライブ中継を見ている方々のお力添えもよろしくをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

続いて、7番 渡邊 計君の発言を許します。

7番（渡邊 計君） 議席番号7番 渡邊 計、6月定例会において一般質問をさせていただきます。

3月の地震や、また最近では各地で短期的集中豪雨、そして突風、ひょう被害と、我々がどうしようもない自然災害が続いております。今後当村においても、いつ起こり得るか分からないということですので、そういうことになった場合に即座に対応できるような体制も今後考えておく必要があるのかなと思うところであります。

では、質問に入らせていただきます。

まず1つ目、あいの沢についてであります。

小さい1つとしまして、今回オープンしましたオートキャンプ場の利用状況についてお伺いするものであります。

2つ目、放射線量の表示はどうなっているのか、それをお伺いするものであります。

3つ目、あいの沢の全体的なものの今後の利用計画及び除染について伺うものであります。

大きい2つ目、道の駅について。これ本来であれば、までいガーデンビレッジいいたてという名称で聞くところであります、村民が一番分かりやすい言葉で言うと道の駅ではないかということで、道の駅という名称でお聞きします。

1つ目、前駅長が亡くなって、新たな新駅長の人選についてお伺いいたします。

2つ目、慢性的な従業員不足の対応・対策、それと今後の営業方針について伺うものであります。

3つ目、3月の地震被害の状況と修復についてお伺いいたします。

大きい3つ目、東京電力原子力災害賠償についてお伺いいたします。

1つ目としまして、これまで公共施設を含めた賠償請求の状況と結果についてお伺いします。また、今後の対応について、どのようにするのかお伺いします。特に請求すべき公共施設まだゼロなので、それはどれぐらい残っているのかについてお伺いいたします。

2つ目としまして、個人的な賠償、大分進んできましたが、そういう中でまだ未請求者

がいるのか、それらに対してのどのような対応をしていくのかをお伺いいたします。

大きい4つ目としまして、蕨平バイオマス事業について。これに関しては、熱エネルギーをどのように活用していくのかお伺いするものであります。

以上、4項目9点について答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 7番 渡邊 計議員のご質問の4点目、蕨平バイオマス事業について、熱エネルギーをどのように活用するのか伺うのご質問にお答えいたします。

蕨平地区への整備計画が進められております木質バイオマス発電施設についてであります。令和3年12月の福島再生加速化交付金事業の採択を受け、現在、設計業務が進められているところであります。

本事業の大きな目的の一つとしては、放射性物質の影響により利用が停滞している本村及び浜通り地域を中心として、県内の木材を燃料として活用を進めることで、林業の活性化を促し、合わせて森林整備の促進や里山の再生を図ることにより、福島県全体の林業復興に貢献することがあります。

このほか、事業に付随した村内経済の活性化、村民雇用の創出など、様々な効果を期待しているところであります。

また、目的の一つに未来志向型農業の振興を図ることとしており、発電所から出される熱を活用した新たな農業に取り組むこととしております。

これは、木質バイオマス事業者の選定における採択要件でも挙げており、今後の展開を期待しているところであります。

熱利用につきましては、発電事業者である飯舘バイオパートナーズ株式会社とも連携を密にし、排熱の直接利用、蓄熱による間接利用などについて、その手法、費用と効果などの検討をしているところであります。

具体的な構想、計画はこれからですが、例えば、本村のような寒冷地では栽培ができなかった果樹などの作物を施設園芸で生産することや、冬期間の加温が必要な野菜栽培・花卉栽培への熱供給を行い、通年の栽培を可能とすることなどが考えられます。また、バイオマス発電からの排熱を活用することで、石油価格の影響を受けにくい安定した農業経営の構築にも寄与できるものと考えております。

また、このほかには公共施設の暖房利用や林業・環境・エネルギーを一体的に学べる取組として、農業以外にも活用が期待でき、まさに「ゼロカーボンビレッジいいたて」、「住民福祉に資する再生可能エネルギーに先進的に取り組む村」として発信をしていきたいと考えております。

なお、具体的な取組につきましては、国の研究機関や民間事業者の先進技術等を参考に今後検討してまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 私からは、ご質問の1点目、あいの沢についての1-1と1-2、2点目の道の駅について、それから3点目の東京電力原子力災害賠償についての3-2についてお答えをさせていただきます。

まず、ご質問1-1、オートキャンプ場の利用状況についてお答えいたします。

あいの沢のオートキャンプ場については、4月23日のオープン以来、5月末までに151組、365人の方にご利用をいただいております。モニターとしての利用ということで、アンケートに回答いただくことを条件に、利用料を無料としてご利用いただいております。利用者の声を参考にしながら、今後もより多くのお客様にご利用いただけるような魅力ある施設となるよう努力してまいります。

次に、ご質問の1-2、あいの沢の放射線量の表示についてお答えいたします。

現在、あいの沢については、オートキャンプ場のみの利用としていただいておりますが、空間線量率の測定につきましては、管理棟前、オートキャンプ場、イベント広場、あいの浮橋の4か所の空間線量率を毎朝測定しており、管理棟の入り口に掲示することにより、利用者に周知しております。

また、オートキャンプ場内のテントサイト15か所全てにつきましても、1週間に1度空間線量率を測定し、データ管理をしており、利用者からの問合せに対しお答えしているところであります。

また、お客様のご要望に応じて、空間線量計の貸出しも行っており、直接利用者が数値確認できる体制を整えているところであります。さらには、オートキャンプ場内においても立入禁止のロープにより開放されているエリア以外には立ち入らないよう注意喚起をしているところでございます。

今まで多くのお客様に利用していただき、アンケートにお答えいただいておりますが、空間線量率など放射線量に対する設問では、ほとんどの利用者から気にならないとの回答をいただいているところでございます。

次に、ご質問の2-1、新駅長の人選について及び2-2、従業員不足の対応・対策と営業方針について、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、1点目の新駅長の人選についてですが、駅長の人選につきましては、株式会社までいガーデンビレッジいいたての経営の中で適切に選任されるものと認識しているところでございます。

次に、2点目の慢性的な従業員不足の対応・対策と営業方針についてですが、いいたて村の道の駅までい館の管理運営につきましては、平成29年の開業以来、指定管理者制度により株式会社までいガーデンビレッジいいたてに対し、基本協定に基づき施設の管理運営を委任しているところでございます。そのため、村としては今後も安定的、継続的にサービスを提供できるよう、株式会社までいガーデンビレッジいいたてより定期的な報告を受ける中で、一層のサービス向上に資するよう、適切な指導・助言に努めてまいります。

次に、ご質問の2の3点目、3月の地震被害の状況と修復についてでございますが、道の駅までい館の被害状況として、内壁や舗装の亀裂、歩道の若干の段差などが見られました。しかしながら、早急に対応しなければならないような大きな被害はなかったと認識しているところでございます。

軽微な修繕につきましては、指定管理に係る契約の中で、までいガーデンビレッジが対応することになっており、大きな修繕が必要な場合には、村が修繕を行うこととしております。今後、修繕の必要性の有無につきましては、被害拡大の状況などを確認しながら、

までいガーデンビレッジいいたと協議し対応してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3-2、東京電力原子力災害の個人的な賠償の把握及び請求者に対する費用についてお答えいたします。

発災から11年が経過しておりますが、これまで東京電力から未請求者に連絡を取るため、村に協力を求められたのは1件のみであり、村民の大多数の方々は少なくとも1回以上の損害賠償請求の手續をされているものと考えております。

なお、村民の原子力損害賠償請求について、様々な理由で請求が完了されていない方がおられることは考えられますが、多くの方が原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づく直接請求やADR請求等をされているものと理解しているところであります。

また、請求漏れ等の追加請求、ADRにつきましては個々の事情があり、個別案件として対応いただいているものでありますので、件数の把握はしていないところです。

今後もこれまで同様に、村民からご相談をいただいた案件につきましては、東京電力の相談窓口や原子力損害賠償紛争解決センターにおつなぎをし、村民が納得できる賠償が受けられるよう支援してまいりますし、村の顧問弁護士による無料相談を定期開催しておりますので、有効にご活用いただきたいと考えているところです。

このほか、原子力損害賠償紛争解決センターからのADRの仕組みと利用を呼びかける案内や原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの請求漏れがないかのチェック表などは、広報誌と同封して全世帯に配布するなど周知にも努めているところです。なお、請求漏れやADRにつきましては、村として直接関与することは行っておりませんが、多くの村民が関係する営業損害等、国や東電に対し被害に対する賠償漏れのないよう、引き続き要望してまいります。

私からは以上です。

副村長（高橋祐一君） 私からは、ご質問1-3、あいの沢の今後の利用計画及び除染についてお答えいたします。

まず、あいの沢の今後の利用計画であります。施設の管理運営面からすぐに全域をオープンすることは難しいため、徐々に利用エリアを広げていきたいと考えております。

今後も「村民の森あいの沢」を村の観光の拠点としてPRし、交流人口、関係人口の拡大を図るとともに、村内外を問わず多くの皆様に利用していただけるよう、アンケート結果なども参考にしながら、村民や利用者の方々のニーズと現場の声に耳を傾けながら、よりよい施設になるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、あいの沢の除染であります。あいの沢は、里山再生モデル事業として、平成29年度、令和元年度の2度、環境省による除染を実施しているところであります。今後は、空間線量率の低下、経年変化などの状況に注視しながら、必要性のある場所については環境省に対し再除染を求めてまいりたいと思っております。

以上であります。

総務課長（村山宏行君） 私からは、質問要旨3、東京電力原子力災害賠償についての1点目、公共施設等を含めた賠償請求の状況と結果及び今後の対応についてお答えいたします。

東京電力への損害賠償の請求及び賠償金の収納に関する実績の状況についてであります。

が、まず、一般会計分につきましては、5億4,411万9,688円の請求を行ったものに対し、賠償金4億4,681万3,501円の支払いを受けております。

賠償金の主な内容につきましては、公有林の立木に係るものとして3億8,466万3,790円、避難指示区域内立入りに係る特殊勤務手当3,087万3,540円、たばこ税減収分2,395万9,657円となっており、未払いの主な内容としましては、原発事故対応時の超過勤務手当5,370万円などとなっております。

次に、特別会計分ではありますが、簡易水道事業特別会計が3億2,021万2,617円、農業集落排水事業特別会計が1億1,029万8,472円で、いずれも平成23年度から令和元年度までの営業損害として請求し、全額の支払いを受けております。

また、財物賠償についてでございますが、公有林については、おおむね請求額同額の支払いを受けており、現在、土地について、村の固定資産台帳を東京電力に提出し、庁内で内容の精査をしているところであります。

また、建物については、役場庁舎、学校、宿泊体験館きこりなど規模の大きな建物から請求をしたいと考えており、現在、大規模改修を予定している村民の森あいの沢、宿泊体験館きこりから請求の手続を進めているところでございます。

今後も請求書類が整理でき次第、速やかに請求事務を進めてまいりたいと考えております。

7番（渡邊 計君） まず最初に、これ質問ではないんですが、私に限らず質問している人が順番を追って質問しているわけでありますが、執行部からの説明が後ろからになったり途中からになったり、本当にこっちも見ながら非常にやりづらい。これは今後、ぜひ改めて、本来ならば我々議員は全て村長宛てに質問を出しているの、村長が順番に答えるべきではないかと、そのほうが非常に進行的にやりやすいし、理解しやすいと考えていますので今後の検討をお願いしたいということで、再質問で理解を深めていきたいなと思っております。

まず、オートキャンプ場の利用状況について、4月23日オープンで151組365人の方が来てくれていると。これは、アンケートに回答していただくことを条件として、無料でやっているということですが、このアンケートはこちらから完璧に質問だけのアンケートなのか、向こうからの自由回答とかそういうものが書けるようになっているのか、その辺どうなっていますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） アンケートの中身でございますが、こちらからの項目を立てて質問している部分、あとは自由記入ということでご意見・ご要望ということで書いていただく欄も設けているところでございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 設問は何問あって、どういう内容でしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 設問の内容でございますが、まずは何人での人数利用ですかというようなことですね。あとは、デイキャンプなのか、宿泊を伴うものかというようなことあります。あとは、何で知りましたかというご質問。あとは、どのようなグループ、例えば家族とか友人とか会社仲間そういった部分、その他などあります。あとは、

受付時の対応はいかがでしょうか、スタッフの対応はいかがでしょうかというような全体的な質問。あとは、大きな項目として施設の管理、清掃についてということで、管理事務所内のトイレ、あとはコインタイマー式のシャワー、イベント広場のトイレ、オートキャンプ場の炊事場、駐車場、街灯などについてどうでしょうかというような質問です。大きな項目として、サイト周辺の環境についても質問しておりますが、サイト間の距離、あとはサイト駐車場の広さ、放射線量について気になるかどうか、ペット同伴の部分、気になるかどうか。あと、園内の環境整備についてのよしあし。あとは、キャンプの際にレンタルできたらいい用品はありますかというような質問と、困ったことがあるでしょうかという質問。今後のキャンプ場の利用についてまた考えられるかというようなことで、その他についてはご意見・ご要望、こういったものがあつたらいいなというふうな要望も含めて記述をしていただくということで設問をしているところでございます。

以上でございます。

7番（渡邊 計君） アンケート回答が利用料金無料にする条件ですので100%と考えてよろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） アンケートを条件にということでやっておりますが、なかなか紙に書くのも苦手な方もおりますので、そういった方には来たときの聞き取り、こういった状況どうでしょうかというようなことで、そういった部分は配慮しながらアンケートを取っているところでございます。

以上でございます。

7番（渡邊 計君） 現在、そのアンケートの答弁で無料ということですが、この無料はいつ頃まで継続するつもりでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ある一定程度、当面の間というようなことでお知らせをしておりますが、多分に今の使用状況、あとは今後のあいの沢の改修等考えていきますと、今年度いっぱいアンケート無料措置でいくべきかなというふうなことで、今のところ考えているところでございます。

7番（渡邊 計君） この管理は振興公社ですよ。ということは、振興公社代表、村長ですよ。村長はどのような考えでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、担当のほうからご答弁申し上げたとおり、今年度いっぱいということではありますが、真冬の利用というのはなかなか難しいかと思っておりますので、期間としては年度いっぱいの中で、実利用としてはもう少し先に終わる部分があるかなと思っております。

アンケートは、今後の整備とかいろんなことに生かすためにというふうにご答弁申し上げておりますが、同時に村のいろんな状況を知っていただいたり、あいの沢というところを改めてもう一度知っていただくという、そういう宣伝PRという意味もございまして、そういった意味での施策といいますか、対応をさせていただいているというところであります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 村長から今、今後のPRとかという言葉もありましたけれども、県道12

号から入るのにちょっと看板が見にくい、あるいは色が薄いんじゃないかっていう私は感じがあるんですが、もう少し見えやすくする必要はあるのかな、そういうのも今後の課題かなと思うんですが、それは今後の利用する人に分かりやすくやっていくことで検討していただきたいと思います。

それで、次に、放射線量の表示はどうなっているのかという伺いましたところ、4か所、管理棟前、オートキャンプ場、イベント広場、そしてあいの浮橋の4か所の空間線量率を毎朝測定しているということですが、この測定している人は誰でしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在、振興公社のほうにあいの沢全て管理運営を任せております。振興公社内の職員がそれを測っているという状況になっております。

7番（渡邊 計君） 測量の仕方もあるんですが、シンチレーション式だとある程度講習を受けた方がやらないと、要は針の振れが止まるまである程度一定の高さで、手で持つとぶれるので、ある程度の棒とかそういうものの上に乗っけてぶれない形で、それで針がぶれるのを止まるまで待って、そこでやるとか、そういう正式にというか、正しく測るにはそうなっているんですが、振興公社でやっているということですが、その線量を測る人が特定されているのか、交代交代でやっているのか、またそういう教育はなされているのか、その辺はいかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 特別専門的な業者さんが使うような測り方ということではなくて、我々一般的に誰でも目で見えて測れるようなものということをお願いしているところではありますが、基本的には管理棟の管理人ということで数名おりますけれども、その職員が測っているということで、実際に現場でご家族等が行って測ったときに、同じような測り方できちんと判断できるというようなことで、測っているところでございます。

7番（渡邊 計君） それに関しては、執行部のほうから何らか指導はされたんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど申し上げたように、簡易的に測れる、すぐに分かるというような状況の測り方ですので、特別な指導はしていないところでございます。

7番（渡邊 計君） 直接指導していないということは、大体1メートルでいいでしょうと、腰の高さでいいでしょうと、身長の違いもあって変わってくると。

これ、いろんな人が使用する中で、利用する中で、ある程度一定の形式でやっていかないといけないのかなと私は思うんですが、これまではそれでやってきたんでしょうけれども、今後はぜひ指導していただいて、数名でやるのでその人その人それぞれ違ってきますので、きっちりした測り方をしていただきたいなと思います。

それで、データ管理をしているということでもありますけれども、これまでのデータいろいろあると思いますが、利用する上での線量がどこまでの高さなら認可できるのかということは決めていらっしゃるでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） どこまでの線量ということではなくて、今まであいの沢を測定した結果で、村で、あるいは国で決めている基準以内に収まっているということは確認しながらの運営でございますので、基本的には線量これ以上高くなるということはないとは思っておりますけれども、上限ですね。基本的には今言ったような国、あるいは村の基準に収まっていれば当然安心して使っていただけるというものと認識しているところ

でございます。

7番（渡邊 計君） よほどのことない限り、大雨降って一転に土砂流れ込んだとかそういうことがない限り、線量上がることはありませんけれども、今、答弁の中で国、あるいは村的な基準の中でということですが、世界的には0.23マイクロシーベルト・パー・アワーが一般的な基準でありますけれども、今、国から村からの基準という話が出ましたが、国の基準と村の基準を表してください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 国の線量で年間20ミリシーベルト、村では年間5ミリシーベルトということでおりますが、その値には全く及ばないということで利用していただいているところでございます。

7番（渡邊 計君） 国の20ミリシーベルトというのは、原子力災害の放射能の中で1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの中という許容範囲はあるんですが、できるだけ小さい数字を選びなさいということになっているんです。一番小さい数字って1ですよ。

そして、飯舘村5ミリシーベルトということですが、年間5ミリシーベルトということは1時間当たり1マイクロアワーかな、大体500倍ですから。そういうことになっていく中で、今、森林作業、県の伐採事業とか行われているわけですが、そこは2.4マイクロのところ以上では年間2.4マイクロ以上ですか、なるような数値以上のところでは2時間以上働くなと言われていたということになりますと、全然基準の数値が森林の作業のほうが低くなっているということですよ、村の基準よりも。

いつまでも年間5ミリシーベルトでよろしいのでしょうか。こういう疑問が生じてくるわけなんですけれども、村長はそのところ、放射線勉強してきた方なので、どのようにお考えでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 復興計画の村民会議の中で、長期的には年間、長期的といいますか、短期的ですか、短期的な目標としては、1年間5ミリシーベルトという村独自の基準をつかったと。ただ、長期的には国が求めるように1ミリシーベルト・パー・アワーという、追加線量という形になりますが、それを求めていくというのが村の基本的な姿勢でありますし、村民の希求でもあると思っております。

実効線量という考え方と当量線量という考え方がありますので、その被ばく線量の考え方ですね、いろいろ細かいことで非常に難しい部分がありますが、どちらかという安全側に立って当量線量と呼ばれる、いわゆるシンチレーター等で測れる線量のほうで見たほうが実際の体に受ける被ばく線量は低くなるだろうということで、そういう測り方をしているというのが現状であるかと思っております。

いずれにしても、今申し上げましたとおり、長期的には追加被ばくは1ミリシーベルト・パー・アワーを求めていくというのが姿勢だということで申し上げたいと思います。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 国、あるいは環境省などの答弁でも長期的、長期的という答弁なんですが、今、村長からも短期的、長期的とあったんですが、村のほうでは短期的に年間5ミリシーベルトだということなんですが、果たして短期的って何年までですか、長期的って何年までですか。一切今まで公表されていないんです。今ほとんど残っているのはセシウム、

核種としてはセシウムだけですよね。それが30年で半減期だということではありますが、そこまで分かっていながら、何が短期的で何が長期なんだと言われたって誰も分からないですよ。

そうすると、結局は首長さんたちの判断によるものになってくると思うんですが、村長の短期的というのは何年間でしょう。

村長（杉岡 誠君） 私個人的にも学んできたものの中で、今回の原発事故由来の追加被ばくというものについて短期という言葉は今申し上げましたが、具体的に何か月とか何年とかということをお私の中で決めているものではありません。

議員がおただしのおり、分かりづらい、あるいはちゃんとした明言がないんじゃないかというのは、おっしゃるとおりかなと思っております。

長期的という言葉に対しての短期的という話でありますので、長期でなければ短期だというそのへ理屈も成り立つような部分がありますが、私としてはいわゆる自然減というウェザリング効果、あるいは物理的半減期に基づく自然減というものがありますが、それだけをただ出して待つのではなくて、除染という行為でなくても、例えば農地については作付をしたり、吸収抑制をしていくことによって実は線量が下がっていくという部分がありますので、そういった人の手が介することによっての線量低減ということも含めながら対策を取っていくというふうに考えております。

それが、何年間続くんと言われれば、これはいろんなことがありますので、今、言明できることはありませんが、国の事業、あるいは村単独事業も含めながら、できる限りのことをしていくというのが私の考えでありますので、ご質問に対して明言ができない部分がありますけれども、私たちができることをしっかりやっていくというのが私の姿勢であります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） この放射能って非常に分かりにくい、本当に扱いにくい、コントロールができない、そういうものの中で国が長期的とかって、じゃあいつが長期的なんだって、じゃあいつまで我々我慢すればいいんだ。

そういう中で、実際は被害に遭った各市町村、村長さん、町長さん、そういう首長がいつまでだとはっきり国に言って、そこまでできるのかと、そういうことを言っていないと、いつまでも国はごまかしの言葉、いろんな法律もそうですけど、どうにでも取れるような言葉遣いするのが国でありますし、取る人によって執行部側あるいはこっちで取る、我々が取る、あるいは例えば何か被害があった場合、被害者が取る、その言葉の取り方がどちらでも取れるような言葉遣いしているのが法律でありますので、そういうところからいくと実際に被害に遭った首長さんたちは、短期的にはこの辺までしっかりしてくれよと国に強く要望すべきではないかと。

ただ、計算上よりも自然の降雨やそういうもので大分計算よりも速くなっていると、下がっているのは分かっているところでもありますけれども、今後、考えるべきところではないのかなと思います。

それで、オートキャンプ場内においても立入禁止のロープを張ってあるということであ

りますけれども、この立入禁止のところのロープを張ってあるんですが、立入禁止の条件
というか、理由はどういうことでこのロープを張ってあるのかお聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 敷地の活用部分の外側については、未除染の区域がある
というようなことで、そこに近づかないようにという意味でロープを張ってあります。

除染していないところをきっかりではなくて、そこからある程度離れたところで危険が
ない位置のところまでロープを張っておりますので、そこに踏み込まなければ基本的に線量
が高くない区域だということで、安心して使っていただけたらと思っております。

以上です。

7番（渡邊 計君） 未除染というところなんですが、以前に聞いたときにはあいの沢全体的
に除染をしていますよという話を伺ったんですが、未除染のところといえば、浮橋のかか
っている池、それがいまだに泥はそのままに、それは伺っていますが、以前伺ったときに
あいの沢全体は除染をしていますよという答えだったんですけど、今、未除染ということな
んですが、どこが未除染なのでしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） あいの沢の施設として利用可能な区域、そこについては除
染をしっかり終わっているということでもあります。

山林部ですね、あいの沢の施設として使わない、管理できないというか、使わない部分、
山のほうについては除染はされていないということでもあります。しっかり活用していた
だけの範囲については除染は済んでいるということでございます。

7番（渡邊 計君） オートキャンプとかなんとかに行きますと、子供たちはやっぱり自然の
中で山に入りたがる、そういうことはもう当たり前のことですので、早急に国と話し合いを
して、少しでも除染範囲を広げるべきかなと思うわけでもありますけれども、除染の場所と
かそういうのもありますけれども、きこりに上がる途中にものみ台ありまして、その下に
木彫で昆虫とかいろいろトンボ、クワガタムシとか、そういうところを置いてある場所が
あるんですが、そこも立入禁止でしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そういったモニュメント、道からすぐに入ったところのモ
ニュメント的な部分については、表面ですか、表土堆積されているような部分、それにつ
いての除去の除染は済んでいるということでもあります。（「立入禁止になっているのか、
なっていないのかということ」の声あり）

その道路際の部分については立入禁止にはしていないと認識しているところです。

7番（渡邊 計君） ということは、モニュメントのところでは遊べると。

モニュメントのところ2年前でしょうか、前の石井事務局長のときに産業厚生委員会で、
あそこはある村民から高いのではないかと指摘を受けて、産業厚生委員会で、直接線量を
測りに行っております。

そこで、木彫のところ大体0.7マイクロシーベルト、あと一番最後に調べたところが大き
い石の下の窪みが0.9以上あったと思うんです。その資料はいまだにあると思いますけれ
ども、村長の言う年間5ミリでいいなら、確かに0.9なら何とかクリアするのかな、いっ
ぱいはいっぱいと思うんですが、我々大人は大丈夫かなと思いますけれども、小さい子供
が果たして0.9のところでは知らずに土いじりをして遊んでいいのか。その辺村長どう考え

ますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 年間5ミリシーベルトの被ばくに抑えるという話は、空間線量率にする
と毎時1マイクロシーベルトという換算をしておりますが、本来的には1マイクロシーベ
ルト・パー・アワーのところ365日24時間とすると8.6ミリシーベルトになるわけですね。

ですので、1マイクロシーベルトの屋外の線量があるところで、屋内に4割程度ですか、
1日にすると3分の1をいながら、屋外に3分の2程度とかっていうような配分の中で1
マイクロシーベルト・パー・アワーが年間で5ミリシーベルトというような換算をしてい
るということでもあります。

今おただしの1時間当たり0.7マイクロシーベルトとか0.9マイクロシーベルトという数
字があった場合に、そこにお子さんが近づいて何かをする、触るといふことは、できるだ
け避けていただきたいというのはこれは共通認識かなと思いますけれども、そこに365日
24時間いるという想定ではございませんので、基本的にはそこで一瞬といいますか、ある
程度近づく程度であれば、それは年間の被ばく線量の中ではある程度看過される部分があ
るかもしれませんが、いずれにしても除染をしたといっても一定程度のウェザリング等々
で、またホットスポット等できている部分があるかもしれませんので、そういうところで
は積極的に遊ぶような形にはしないというのが必要だと思います。

今般の件はあいの沢全体といいますか、オートキャンプ場のこのエリアでぜひお願いし
ますという形でのモニタリングをしている部分でありますので、そういったご意見の中で
議員おただしのおり、子供が遊べる場所としてどういうところがあるんだとか、どうい
う表示が必要なんだというご意見も賜りながら、今後の対策に生かしていきたいと考えて
いるところであります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 以前、産業厚生委員会で調べた結果報告として、再除染必要ではないか
と。それと、本来ならば線量計を置くべきでしようが、置けないんだしたらそこにこの近
くはこれだけですと、そういう線量の表示をすべきでないかということ提言してある
んですが、そのままになっているので今ちょっとお話をしました。

では次に、道の駅についてお伺いいたします。

答弁の中で、新駅長の人選についてということで、これ私は急がないといけないと思
うんですが、前栗原駅長が突然逝去したということで、その後、私6月の9日にちょっと
議会の初日、帰り回ってみて副駅長にちょっとお話を伺いたいことがあって回ったん
ですが、副駅長も1か月近く休んでるよと。えっと言ったら、ちょっと病気にみでと。じゃあ
あそこ誰が回してんのと。

駅長がいる時点から、ずっと慢性的な人材不足の中、駅長もいない、副駅長もいない、
その中でよく回しているな。

栗原前駅長はよく人手不足だ、人手不足だって言っていました。あと3人4人いれば、
水曜日も休まず営業できるんだということも言っておりました。しかし、役場のほうに相
談しているんですが、なかなか解決してもらえないと。

この回答の中で、株式会社までいガーデンビレッジいたての経営の中で適切に選任さ

れると書いてあるんですが、この株式会社、大株主は村長の名前になっていますよね、村
というか。社長が村長になっています。

でも、そもそもこの株のお金を出しているのは村で、執行部で、行政であります。であ
るならば、そういう営業的な、関連して足りない部分は一番の大株主である行政が動くべ
きではないかと思うんですが、その辺いかがでしょう。村長にお伺いします。

村長（杉岡 誠君） ご答弁申し上げたとおり、株式会社までいガーデンビレッジという会社
の中で、株主についても会社の中の組織としてあるものですから、その中でしっかりとし
た議論がされるべきというのが村としての公式的な見解であります。

村は、片や指定管理者という立場がありますので、公設民営といいますか、その施設を
管理する中での指定管理者の契約に基づいての指導というものもありますから、人選その
ものについては、株主総会等々で検討されるべきことだというふうに思いますが、その人
選後のいろんなことについては、指定管理者の中で報告を受けたり、あるいは指導という
ことも含めて助言ということも含めてなされていくべきだろうと考えているところであ
ります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 株式会社といっても、配当があるわけでも何でもなし、株式を出してい
るのが村、そして福相さんでしたか、それから三重県の赤塚さんでしたか。それとあと最
後に深谷の行政区で少し出されていると思うんですが、でも、いざいろいろ話合いしよ
うといった中で、果たして3番目の株主の赤塚さんがそう簡単に来れるわけでもあるまいし、
あくまであれの株式の金額というのは、あそこを経営し得るだけの金額ではないし、資本
的に。そして、毎年、村のほうから3,300万円の事業費ですか、そういうものを出して
るわけですよ、予算を。

であるならば、もっと村がきっちりと運営に関わっていくべきではないのかと思うわけ
であります。村民からもどうなつたんだという声が多いんですよ。

ですから、その辺は今後、村長が今社長やっていますが、誰でもいいんだって形ですよ
ね。充て職ですよ。

もし村長が、本当にあそこの社長であるならば、行政の長として、出資をしているわけ
ですから、もっといろいろ意見を言うべきです。人が足りないと言えば、行政から送り込
むべきだと思うんです、行政で委託しているんですから。

私はそのように思うんですが、もう一度お伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 栗原前駅長が、4月に急逝したということが大変残念なことであって、
村側の各部署人間も私自身も非常に大きなショックを受けた中で、今ここまで来ているとい
う部分があります。

実際、急逝なされたのは4月であります。4月の29日から、例えば飯舘牛といいます
か、村の経産牛を使った山際食彩工房さんが作成したものを道の駅で出したりということ
がありますが、この件も駅長も当然関わっておりましたが、私自身が現場の職員をいろい
ろと呼出したり、指示をしながら社長として実はやらせていただいたという部分がありま
す。

そういった中では商工観光係、村づくり推進課の人間にも様々消費者目線といいますか、そういったことでの助言というものもさせたという経緯がありますので、実は村としては相当関わっている部分がございます。あるいは、村の施策的に様々な村民ニーズというものが有りますから、そういうことが道の駅でやっぱりやってほしい、できるようにというようなことでのいろんなこともさせていただいたり、あるいは村内のA5ランクの肥育牛、5月21日に販売しましたが、ああいったことも販路についても、実は農協さんとかに相当ご協力いただきながら村のほうでいろいろと段取りしながら、道の駅という場所で販売をしたという経緯もございます。

ですので、議員おただしの部分については、表にはなかなか見えない部分があるかと思いますが、村の行政としても相当関わってるということは一言申し上げたいと思うところでもあります。

あと、もう1点、村から人を送り込むべきだという話がありますけれども、地方自治法というものがございまして、派遣とかいろんなことについては、実は職員派遣についてはいろいろと法律の上で制限があるということが有ります。村の復興という言葉が正しいのか、あるいは再生と発展という私の表現が正しいのか分かりませんが、そういった業務を様々する中で、いろいろな応援職員の方もいただきながら村の行政を動かしている中で、なかなか道の駅に派遣できる職員というものが、今までのところはできないという状況で今来ているということでもありますので、前回、前々回等々と同様に、民間の方を含めて様々な検討はまでいガーデンビレッジの中でなされていくと考えているところであります。

以上であります。

7番(渡邊 計君) 今のお答えの中で、イベント時は大分応援をしているということですが、慢性的に人手不足なんです。イベント時はみんな応援に行くんです。慢性的に人手不足である、募集をかけても来ない。そうなったら、あとどこで出すっていったら、委託している役場じゃないですか。それ以外、どこ出せるんですか。本当に慢性的に人手不足です。

国見のほうにあつかしの郷ですか、道の駅ありますけれども、例えばあそこの例だと役場が大きく関連していて、役場から2年間出向で向こうに行って、駅長か幹部なんでしょうけれども、戻ってくると特進だということで行きたい職員がいっぱいいるというお話も伺っていますので、その辺は法的なのか条例なのか、条例で変えられるなら変えていくべきで、今のままいったら恐らく人手不足はもっと増えていくのではないかと、このように私は見えるんですが、そういう中で今後どうされるのか。この慢性的な人手不足、そして新駅長、そういうものを早急に決めていかないと、あそこの営業が果たしてどうなるのか。

崩れたら立て直すのは大変なんですから、今のまま維持していくしかないんで、前の栗原駅長ほどの人が見つければいいですけども、すばらしい人でした。我々も2年余りであれだけの借金を返すとは思っていませんでしたし、またすばらしい人を見つけてきていただきたいと思うわけでもあります。

それで、その営業方針の中に、先ほど飯畑議員からもありましたが、増改築あるいは改良、そういうものの計画は今後どうなっているのかお伺いします。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 施設の改修等につきましては、いろいろ今までもアンケー

ト等とか要望、そういったものも経営者会の報告の中で聞いておりますが、今後、そういった要望が出されて必要だというふうなこと、そこはまでいガーデンビレッジと村のほうでの協議というふうなことになると思いますが、そういった部分については、今後検討してまいりたいと思っているところでございます。

7番（渡邊 計君） 客が来なくなったから店新しくして、また客呼ぼうと言っても来ないもので。客がいる間に利用している客の意見を聞いて直していかないと、もう来なくなったから、幾ら店新しくしてもだんだん少なくなっていくのではないかなというのが私の見解ですので、その辺今後、今の客をこれ以上減らさないような、もっと増やすようなことをもっともっといいたてガーデンビレッジに任せっきりでなく、毎年3,300万円の金を入れ込んでる中で、ただ金を入れればいいじゃない。もっともっと真剣に執行部が考えるべきであると私は思うので、今後の検討課題としていただきたい。

それで、道の駅には目安箱あるんですが、私が目安箱を置いて、お客さんの意見とかそういうものを聞くべきだということで、置いてもらった経緯だと思うんですが、それらに上がってきた意見というのは、執行部のほうでは確認しているんですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅に目安箱というものを置いて、いろいろご意見をいただくというような手法を取っているということは聞いておりますが、中身、内容までにつきましては、把握はしていないところでございます。

7番（渡邊 計君） じゃあ執行部のほうでは分からないということですが、では、いいたてまでいガーデンビレッジの社長である村長は、どんな意見が上がってきているか、まさか社長であれば認識していますよね。

村長（杉岡 誠君） この場合は村長として答弁させていただきますので、先ほどご答弁申し上げた経営会議の中で報告された部分について担当部署も含めて報告を受けたという部分があるかと思っています。

今年度入ってからは、つい先日、取締役会を開催したばかりでありますので、3月までの流れということでお話を申し上げますが、先ほど飯畑議員のご質問にもご答弁申し上げたとおり、花の部分とか、あるいはその食事の環境とか、あるいは中の雰囲気という部分、あるいは施設関係のよしあしという部分、そういったことが総合的にお話があるかなと考えております。

その中で、施設管理をする村として対処すべきものは村のほうで、お手洗いの改修等々やらせていただいておりますが、それは県のほうに要望しながらやらせていただいた部分になります。あとエアコンの修繕等々をさせていただいているという部分、それから道の駅の中で、株式会社までいガーデンビレッジの中で対処すべきことというのは、やはりお客様に対するその環境といいますか、サービスの部分についてはその経営の中で対処するというので、これは取締役の中で報告をしながら、実は指摘を受けて職員、社員のほうに指示を出しているということでもあります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） それで、目安箱、利用者だけでなく、そこで働いている従業員も目安箱に投票しているわけですが、あくまで匿名で。そして、その中にいろんな意見の中に、

以前はなかった監視カメラが目安箱に向かって取り付けられたと。これは、社長として村長分かっていますか。

村長（杉岡 誠君） 私が把握する中での目安箱に投書されたものの中に、そういったご指摘はなかったものというふうに考えております。

ただ、社員の中で目安箱の置く場所等々について工夫が必要だろうという話がありましたので、私の社長としての判断であります。指示をして目安箱の位置等については変更したという経緯は過去にはあるということでもあります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 移動したのがそういうことであるならば、ただ、目安箱のきっちり映るところに監視カメラがあって、ある雑誌の記者から私のところに電話がありまして、そこにこういう匿名の投票がありましたと。

我々が知らないところでそういうある雑誌に行って、雑誌は記事にしたいようなことを言っていました。私も確認していないので、それは私分からないと言っていたんですが、我々よりも先にそういうところのほうが早く把握している。何か道の駅に関して任せっきりで、3,300万円を出資しながら執行部は何もしていないのかな、見に行っていないのかな、そういうふうに見えてくるんですね。

ですから、今回はそういう意見があったということで、ちょっと確認してみたい。

それと、道の駅では最後になりますが、2の営業方針の中で、6月9日、私、道の駅行ったときにツバメがすごいんですね。それで、前年まで栗原駅長がツバメの巣があったところを、はしごを上げて全部削ったというんですが、削ったところにはまた新しい巣、食わないんですね。削っていないところにまた巣を食って、それであとトイレのほうの入り口、あそこの柱と桟木のある間に大分巣食っているんですけども、昔からツバメは縁起がいいと言われているんですけども、要はあのふんの対策ですね。あれをしないと、結局ツバメって巣の中で小さいひながしたうんちを親がついばんで外にぽんぽんと投げるんですね。

それなもんで、下で例えばいい背広着ていた人なんて汚したら大騒ぎになるんじゃないかと。

こういうツバメの巣対策などは、あそこに今年もツバメが巣を食って、結構うんちが落ちていているということに関しては、執行部のほうでは認知していたんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おっしゃるとおり、大量のツバメが道の駅に巣を作っているというふうな状況は、目視でも確認しておりますし、状況は十分分かって承知しているところでございます。

対策として、道の駅のほうで入り口、人が頻繁に通るようなところについては、そのふんが下に落ちないようにガードするようなものをつけて、対策等を行っているところでありますが、やはり先ほどおっしゃられたように、ツバメについてなかなか退治をするとか、そういった部分についてはいかがなものかというようなこともあって、そういった工夫をしながら対応しているところでございます。

今後、人が頻繁に通って歩いてという部分は、そういった対策もしていくと思いますし、また何らかの別な工夫できないものか、あるいは巣を作らないような事前の工夫もできないものかというのは、道の駅のほうでも考えていただくようになってくるのかなと思います。

状況は確認をしているところでありますが、ここまでやれというふうな指導もなかなか対策としていかない現状にもあるものですから、今後も様子を見ながら、こちらも指定管理の目線で見た指導の範囲でできることはしていきたいということで考えているところでございます。

7番（渡邊 計君） 今年ひながかえっていますので、今、巣を取るということにはいかなないので、ひなが巣立ってから来年に向けて、やっぱり巣を撤去して来年は巣が作れないような、作るとしても人が歩かないようなところを残してやるとか、そういうことが必要かと思うんですが、まだ村に来るツバメは、我々飯館の人間と同じで田舎者なのか、都会に行く自動ドアが開いたときにすうっと入る。自動ドアがまた開いたときにすうっと出て行く。そういうツバメも、どんどんツバメも利口になってきていますので、そういうことになりますとなおさら大変ですので、やっぱりそれは今回は取りあえずふんが落ちないように、来年に向けては子が巣立てば撤去するような、そういうことをしていただきたい。

それで今、までいガーデンビレッジのほうに任せてあるようなこと言いましたが、本当に営業のほうで人でいっぱいなので、その中でツバメまでできるかって言ったらできませんよ、これ。だから、人入れなさいって言ってんですよ。

駅長亡くなった、副駅長が1か月出てこない。そんな中でツバメの巣の対応までなんてできませんよ。やるなら執行部でやらなきゃいけないんです。そのために、村が筆頭株主なんでしょう。でなかったら筆頭株主辞めるしかないんですよ。

それでは3番目、地震の被害についていきます。

答弁としまして、内壁や舗装の亀裂、歩道の若干の段差などが見られましたと。しかし、早急に対応しなければならないような大きな被害はなかったと認識しています。

食堂側から見た場合、レジのちょうど壁が当たっているところが大きく割れております。これ先日、東京のほうに要望を行ったときに金子恵美事務所に伺ったときに、まず真っ先に指摘されました。大きく割れていて直ったんですかと。

それから、外のインターロッキング、あれも大分波を打っていますし、あと縦と横の取り合いのところは大きくへこんでおります。でもこれ、歩道の若干の段差は見られたけど、早急に対応しなければならないような大きな被害はない。

人間っておかしなもので、そこが平らだと思うと、5ミリ、1センチメートルの段差あっただけでつまずくんですよ、不思議なもので。

だから、砂利道歩くと足元見て歩くんですよ。でも、平らだと足元見る必要ないんです。そうすると、真っすぐ前見て歩いている中で、ほんのちょっと段差があると、人間つまずくんですよ。

建設なんかやっているところでの階段、今は鉄骨でやっていますが、昔は型枠でやると、型枠時点で段差が5ミリメートルから1センチメートルあると、できた後直すま

で歩いていると、人間の感覚って最初その同じ、例えば25センチメートルなら25センチメートルで歩いて行って、突然26センチになると必ずつまずきます。これ不思議なもので、何ていうのかな、その高さとかそういうものに慣れるもので。

それで、このインターロッキングの段差に関しても利用者から危ないと、そういう声上がっているんです、道の駅で働いている人の下に。私も前栗原駅長に案内されているときつまずきました。結構、全体的に見ると波を打っている。

あれが私は早急に対応しなければならないほどじゃないという答弁とは、全然違うと思うんです。じゃあ果たしてそこを何人の人で確認に行きましたか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地震被害の状況確認であります、地震当時につきましては、担当係長、担当ということで確認をしております。その後、管理職を含め数名で後からになりますが、確認もしているところでございます。

全体的に壊れた箇所というのは、結構な数というようなことは確認しておりますが、答弁で申したように、すぐに危険な状態というふうなことでの確認ではなく、それも結構広範囲にわたるということで、全体的な改修になるとかなりの費用も伴うということで、しばらく状況を見ながら、議員おっしゃられたように、いろいろな人のアンケート及び要望・意見、そういったものを踏まえて、また現場のほうも確認しながら、今後被災箇所を修復すべきかどうかというのは、様子見ながら検討させていただきたいと考えているところでございます。

7番（渡邊 計君） 今の答弁で広範囲的に波打っているのは分かっているということは、あそこを利用する人、初めて見に来た人、何だこれはとおかしく思われるでしょう。常にきれいな状況でおくべき場所だと思うんですよね、見た目に関しても。それが早急でもうどうでしょうか。

私は早急に直すべきだと、人が歩くところなんですから。歩かないところなら別ですよ。

前栗原駅長にもこういうふうになっていて、早く直していただきたいんだという話を伺ってましたが、そういう中でガーデンビレッジの社長としての村長の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） この場は村の議会ですので、村長としての立場で申し上げておきたいと思えますけれども、議員おただしのおり、ご利用の方が危険だというようなことであれば、それはもう一度再度現場を確認させた上で、指定管理の中でやるべきこと、あるいはまだいガーデンビレッジの中でやるべきことをしっかり分けながら、指導・助言等をしていきたい。村の予算化ということも含めて、今後は検討させていただきたいと思うところであります。

以上です。

7番（渡邊 計君） 一番いろんな利用者からの意見を聞いているのは、あそこの従業員ですので、従業員によく意見を聞くべきかなと。私は従業員のほうからそういうお客様から危ないと言われたということは伺っていますので。

もっと真剣に委託したからもういいやじゃなくて、委託しているのは村なんですから、3,300万円毎年資金出しているんですから、もっと本気というか、真剣になるというか、あそこをもっと大きくしていくような考えをして、もっと関わってやっていただきたいな

と思います。

では、次に東京電力賠償について質問いたします。

一般会計で5億4,000万円ほど、賠償金は4億4,000万円ほどしかまだもらっていないということで、職員等の原発事故対応時に超過勤務手当、私なんか議員になる前、この中では佐藤八郎議員がそのときいたと思われるんですが、あの子の広報なんかにも夜遅くまで議員も集まったり、職員も集まって働いている、そういうのが広報に出ました。

あの震災がなければ、あんな夜遅くまでみんな職員も集まって、本当に連日連夜、働くことはなかったんですね。本当に大変だったと思います、あの頃は。避難をどうするか、学校をどうするか。そういうことで、本当に職員の皆さんは大変だったと思います。

それが実際に超過した勤務なので、東電からはこの分がまだ頂いていないということですが、これは頂いたのは、今から何年前でしょうか。

総務課長（村山宏行君） 賠償請求のほう、こちらにつきましては、村のほうで業務再開してからこの請求を行っておりますので、その時点というふうには考えております。

ただ、もらっていないということなので、こちらについて、進捗について再度確認をさせていただきます。

7番（渡邊 計君） ある程度、四、五年はたっているのかと思われるんですが、その間ただ投げておいたのか、いかにして東電を理解していただくような努力をしたのか。

最近、東電さんも一生懸命やってくれます、相談所も。一生懸命話しすると、理解してくれて、結構私もいまだにやっていますけれども、前よりは理解していただいて話が前より進みやすくなっているかなと思うんですが、いつまでこういうものを投げておくんだと。未払いで、今のところ、飯館はいろんな基金がいっぱいあるからまあいいやって、そういう問題じゃないので、やっぱり遭った被害に関しての必要なものは請求していくべきではないかなと。

これは、継続的にやらないと、なかなかぼつりぼつりだと。ただ、私本来、今後の建物を含め、この賠償に関しては、総務課でしょうけれども、専門の人1人2人きっちり置くべきかな。でなかったら、これ進まないと思うんですよ。いろんな仕事の合間でやっていたんじゃない。

それで、土地なんかに関しては、持ち物の土地は大体幾らっていうのは決まっているので、面積さえ出てくればいいわけでありましてけれども、建物になりますと、要はその建物の評価額、東電さんのほうでは平米とどういう建物か、木造、木造モルタル、鉄筋コンクリート、それで金額変わって、後は建ててからの年数が何年かによって金額変わってくるということでありましてけれども、ある程度長いのもありますけれども、そういうものに関しての当時の幾らで入札して幾らで出来上がったかとか、そういう資料は全て残っているんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 財産台帳とか、そういった形で出せるものはもう既に出してはいるんですが、東電側の賠償の根拠資料として、当時の設計書ですね、そういったものが必要であったりということで、なかなかちょっと対応できていないという部分はございます。

また、超過勤務手当の未払いなんですけど、やはり一応額面的には、村として払った分

すので分かってはいるわけですが、これに係る詳細な裏づけ、そういったことが一部村としても用意できていない部分がありまして、その部分が合意にまだ至っていないということでもあります。

ご指摘の部分は、十分把握をしておりますので、根拠資料ですね、村のほうでもそろえながら、東電のほうと賠償についての協議を進めたいと思っております。

7番（渡邊 計君） 当時の実際の金分かれば一番分かりやすいんでしょうけれども、我々の賠償の場合は当時の分からないとか、もう古いのは60年前、70年前、本当に一番古いのは100年ぐらい前の人もいたみたいですけども、そうすると、結局東電側は面積ですよ、平米数で、あとは年代、年数で、何倍何倍ということになるわけですけども、村の場合はそういう資料があるならば、逆にそんなこまい、幾らで造ったってあれば一番簡単な話なんだけども、それまで資料が上がっているのであれば簡単な話なので、もう上げっ放しで終わってんじゃないかと。どんどんどんつつかなきや東電動かないので。

その中で震災以降、交流センター、これ建て直しましたけれども、あれは以前は2階建てであったと。それで、今回建て直しましたけれども、あれはまだもらっていないわけでしょう。

そうなった場合、東電のはもらって、それを新しく建てれば上乘せ分もあるということですけども、だからってこれ今ここに一覧表を出してもらったんですけども、小学校とかいろいろありますけれども、必要なくなった学校もあるわけですので、そうするとそういう上乘せ分がなくなってくるわけですけども、これを東電が普通の一般的な家庭みたいに使わないと上乘せ分はないよというのか、公共に関しては違う形で上乘せをしてくれるのか、そういう交渉はしていच्छいますか。

総務課長（村山宏行君） 建物等について、まず、当時の建物があるというのは、一番根拠になりやすいわけですが、ご指摘の交流センターですね。こちらについて、国の補助金を受けて建て直しをしております。その関連がありまして、なかなか東電のほうの賠償額、それが判定がしづらいというところで、載せていないというところがございます。

ご指摘のように、本来であればもう少し使えたのではないかと。それから、改めざるを得なかったという理由も少なからずありますから、そういったところは、当然交渉材料になるのかなと考えております。

7番（渡邊 計君） ここに頂いた一覧だけでも結構ありますので、これ全てじゃないということ、まだまだ細かいのあるみたいですが、それは後で結構ですので、出せるのであれば出していただきたいんですが、議長にお願いしときたいと思います。

それで、バイオマスに関して質問いたします。

バイオマスに関しては、熱移動が可能になったということで、ハスクレイというもので、これに関しては私も村長と個人的にお話したこともあります。本当に今後の飯舘の農業を変えていくのではないかと。特に冬期間、今まで飯舘は寒冷地で冬期間あまり野菜とかできなかったという中で、そういうことも今後変わっていく可能性がすごく大きいのではないと思うわけですが、その上で今後、ここにも費用と効果という回答も来ていますけれども、私としましては、これをどんどん進めるために設備費、まだはつきりしてない

んですが、設備をする場合のやっぱり補助とかをしてやる必要があるのかなと。それと、このハスクレイをどれだけ安く回転させてやることができるのかな。

実際、田村市のほうで今、1軒やっているそうですが、化石燃料を使った3割減だと。でありますので、私はここで村長にお願いしたいのは、飯館の場合はこれを5割減まで持っていけないかと。そういう形で持っていけば、費用かからずつくれるなら、そして設備も補助できていただけるなら、もっともっと若い人も戻る可能性もあるし、新たな農業展開ができるのではないかと、こう思うわけで、その辺を村長にぜひお願いしておきたいと。

その中で、この答弁の中で今まで寒冷地でできなかったものを栽培したいと。バナナは富岡に先を越されましたので、また別なほかで作っていないものを作って、飯館産として、飯館の特産品としてぜひやっていきたいなと思っているわけですが、私はコーヒー豆など、コーヒー豆っていうのは高地であるほどいい豆ができる。要は、日中は暖かく、夜冷えればおいしい豆ができるのではないかなと。

実際、飯館の極久里さんが海外に行って、そういうのも経験してきていますので、経験者もいますので、そういうところでぜひどんどんいろんなものに挑戦していただきたいなと思うところがあります。

それで、ゼロカーボン宣言をしましたので、そこをどんどん伸ばして行っていただきたいなと。

ただ、この答弁の中で暖房利用ということだけありますが、これ熱交換器使えますと冷房にも使えますので、私たち議員になったときにバイオマス見ながら、岡山のほうに行ったときに役場の脇で真夏、燃やしているんですよ、チップを。これを冷房に使うって、どうやるのって言ったら、熱交換器で簡単に転換できるんですよと。

私たちの頭では熱交換器ってどんなものかってちょっと分からないんですけども、そういういろんな可能性があるんで、この答弁の中でも国の研究機関や民間事業の先端技術を参考にと言いますが、ただ参考じゃなくて、こういうものができないか、こういうもの可能なんじゃないかと、こういうことをどんどんどんどんやって行って、ほかの市町村にないようなことをやっていかないと、全然せっかくバイオマス作って熱移動できる中で、何もできないんじゃないので、そういうことでこのバイオマスを利用して、もう本当にぜひ新たな村づくりをしていただきたいなと。

時間もなくなってきたので、ここに関してはまだこれからの話ですので、来年開業ですので、それに間に合うように今言った設備の補助やハスクレイを安く、できるだけ安く展開する、あとは公共事業等でどれだけうまく回していくか。ただ、今回、これのバイオマスの燃料にするやつで間伐採の仕事の入札があったそうですが、本来であれば森林組合とかが取ればよかったんですが、一般の会社が取ったということで、その入札条件というものもありますでしょうけれども、それが村側で決められるのであればできるだけ飯館じゃなくて各市町村の森林組合だけでやれば、本当に、あとはそこも各森林組合と手をつなぎながら、ほかの木も持つてくることも可能になるのではないかと。

そういうことで、今回森林組合長からも提言ありましたので、その辺は今後、ぜひ検討いただいて、できるだけ地元の業者が取って地元が発展するようなことをやっていただき

たいなど。

いろんな法的な条約的なものいろいろありますけれども、そこをうまくかいくぐってやっていたら、地元の業者が取れば、地元の業者もどんどん発展しますし、そういうことをぜひやっていただければと。

そういうことをお願いしまして、まだまだ質問ありますけれども、また9月、12月に質問いたしますので、今回はこれで終了いたします。ありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は15時15分とします。

（午後2時52分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時15分）

議長（佐藤一郎君） 2番 横山秀人君の発言を許します。

2番（横山秀人君） 2番 横山秀人、ただいまより6月定例会一般質問を行います。

先ほど休憩のときに外に空気を吸いに行きたいなと思ひまして、玄関を出たところ、お地蔵さんのところまで歩いて行ったんですが、その帰り振り返ると役場の玄関、両脇にとってもきれいな花が飾ってありました、すごく手入れの行き届いた。

通常はどうしても駐車場のほうから歩いてきてしまうので、なかなか見ることができなかつたんですけれども、ぜひ皆さんに見ていただきたいし、またインターネットをご覧の方もぜひ役場の玄関のほうから入って見ていただければと思います。

その花を見て、本当に心が落ち着いた状態で一般質問ができると思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

村民との対話、また村民懇談会の実施、電話やLINE、フェイスブック等で村民の声を聞き取り、そして各自治体の先進的な事例等を参考に、今回6項目について質問いたします。

まず、1項目め、飯舘村第6次総合振興計画をはじめとする各種計画並びに各年度の事業実績を対象とした行政評価について3点伺います。

- 1、行政評価の方法について。
- 2、行政評価の公表実績について。
- 3、行政評価の活用実績について。

続いて、2項目め、飯舘村にとって重要な人材確保について伺います。

- 1、福祉関係職の人材確保について2点伺います。

特別養護老人ホームいいたてホームでは、継続的に介護職員等を求人していますが、募集定員まで満たない状況が続いています。デイサービスについては、職員が確保できず事業休止中であり、飯舘村や飯舘村議会が、国や東京電力等に介護職員等の人材確保を要望するも、原発事故前と同様な介護等サービスを提供するまでに職員数が達していない状況が続いています。

以下、2点について伺います。

1、特別養護老人ホームいいたてホームをはじめとする福祉事業施設を地方公共団体である飯舘村が運営することについて伺います。

これは、地方公務員として雇用することになれば、安定的に職員が確保できる可能性があると考えられます。

2点目、介護、看護、医師等の福祉関係学校に進学する子供たちへの奨学金免除制度について伺います。

これは飯舘村の福祉施設等に就職することによって、奨学金の支払いを免除する奨学金制度があれば、新卒採用等の可能性があるのではないかと考えての質問であります。

続いて、農業・商工関連職の人材確保について、2点伺います。

飯舘村の農業・商工業等が持続発展するためには、担い手育成やその確保、また円滑な事業承継、創業支援及び企業誘致等が必要となります。2点について伺います。

1、過疎地域等で取り組まれている特定地域づくり事業協同組合による安定的な雇用環境及び一定の給与水準を確保できる体制について伺います。

2、飯舘村内の農家、農業法人、商工業等に就職及び事業承継することにより、奨学金の支払いを免除する奨学金制度について伺います。

続いて3点目、勤労者が安心して暮らせる住宅、アパート等の建設及び通勤用村内循環バス等について伺います。

続いて3項目め、交流・移住・定住等事業について。事業計画及び進捗状況等について5点伺います。

1点目、福島再生加速化交付金を利用して実施する帰還・移住等環境整備事業及び地域魅力向上・発信支援事業について、当交付金に申請する事業の企画立案方法とその時期、交付金申請スケジュールについて伺います。

2、今年度業務委託契約を締結した事業について、委託先、委託業務内容、今後のスケジュール、達成目標等について伺います。

3、本年度、既に実施した事業、この交付金を利用して実施した事業について、事業実績とその成果を伺います。

4、上記以外の事業について、今後のスケジュールを伺います。

また、福島再生加速化交付金を利用しない交流・移住・定住等事業の推進状況を5点目として伺います。

続いて4項目め、飯舘村第6次総合振興計画の事業であります観光・交流事業検討チーム設置等観光推進事業について、2点伺います。

1点目、当事業の進捗状況について。

2点目、今後の観光推進事業の進め方について伺います。

続いて5項目め、年間を通して村民等に利用されています交流センターふれ愛館について、2点伺います。

現在、土曜、日曜、祝日及び平日の5時15分以降については、事前予約がある場合のみ、自主管理にて利用可能です。私が利用して不安に思うことが、館内の温度調整や突発的な

出来事が起きた場合、どのように対処すべきか分からないということです。特に、会議を行っている場合、玄関を解錠したままにするので、会議参加者以外の方が入ってきても全く分かりません。事前予約が入っている場合、シルバー人材センター等に管理業務を委託することについて伺います。

続いて2点目、飯舘村には現在、書店も図書館もありません。村民が気軽に本に接することができる場所は、交流センターふれ愛館内の図書コーナーや絵本のかくれ家でありませ

ず。令和4年3月には、飯舘村子供読書活動推進計画が制定され、読書環境の充実が求められています。また、村民から冬期間等、学校が休みのときに、子供たちが本や絵本を読みながら自由に過ごすことができる場所があるととても助かるとの要望もあります。まさしく飯舘村では、交流センターふれ愛館であります。

今後、交流センターふれ愛館の土曜、日曜、祝日の開館について伺います。

続いて、最後6項目め、令和2年度「までいなみんなの予算書」に記載のある震災前と震災後の公共施設維持管理経費の比較について、2点伺います。

当時の「までいなみんなの予算書」、これは各家に配布された予算書ではありますが、維持管理費は、震災前と比較して約3,000万円の増額とありますが、これは令和2年度ですね。令和4年度においては、震災前と比べて幾らの増額となったのか伺います。

2点目、震災後、新たに建てられた公共施設において、当初予定していなかった改築、補修、修理等について、その内容と金額、そして今後の見込みについて伺います。

以上、6項目について質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 2番 横山秀人議員のご質問の4、観光推進事業についてお答えいたします。

飯舘村は、震災以前より観光交流の拠点として、あいの沢周辺の施設を整備してまいりました。また、震災後はいいたて村の道の駅までい館を情報発信拠点施設として整備し、花をテーマに交流人口の増加を図り、同時に宿泊体験館きこりをはじめとし、民家園、あいの沢、まごころなどの施設の改修整備を進めてきたところであります。

現在、第6次総合振興計画における観光・交流事業検討チームという名称での活動はしておりませんが、今年度、飯舘Y O I T O K O 発見！ ツアーや移住体験ツアーのほか、村民の森あいの沢オートキャンプ場のモニター利用の開始、ポケふたの設置など様々な部署で交流人口を増やす事業に取り組んでおります。そのPRの場として、都度、村の広報誌やホームページ、新聞報道などのマスメディアを通じて広く村の魅力を発信しております。

また、現在は村の魅力の掘り起こしを始めている段階であり、伊丹沢地区の3,000本の復興桜や佐須地区のチューリップなどによるフラワーガーデンなど、個人や民間事業者が主体となった活動が展開されてきており、多くの方々がそれぞれに楽しんでいただいているものと考えております。

今後、村の新たな魅力を創造・発信していくためには、民間の力が生きる取組を進め、村行政と民間が総合的な連携を図る中で、人の流れをつくること、関係人口・交流人口の両面から村の魅力を掘り起こすことが、観光を支える仕組みをつくっていくことにつな

るものと考えております。

また、これらの関係人口や交流人口の増加を図るためには、村内での人の流れをつくることはもとより、近隣の市町村や観光施設との連携を図ることも重要と考えております。例えば、県内外の道の駅と連携したイベントの開催や協力、浜通りの市町村を結ぶ交流イベントや行事への参加など、観光においても広域化やグローバル化が求められておりますので、村としましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

震災からの再生と発展への道のりを踏まえ、地域住民の皆様と村を応援してくださる皆様、すなわち「ふるさとの担い手」の皆様との交流を大切に、訪れてみたい、もう一度行ってみたいとの気持ちを持っていただけるよう、情報発信・交流の機会を設け、村の観光を盛り上げていきたいと考えております。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 私からは、ご質問1の行政評価について、及びご質問3の交流・移住・定住等事業についてお答えをいたします。

まず、ご質問の1点目の行政評価についてお答えいたします。

ご質問にあります行政評価は、施策・事業の目的を再確認した上で、PDCAサイクル、いわゆる計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）というサイクルをもって、次の計画に評価の結果や改善点をより効果的・効率的な行政運営に努めるための評価（Check）の部分であります。

行政評価の内容としましては、政策評価や施策評価、事務事業評価などが挙げられますが、行政評価を導入している市町村の多くは、評価対象を主に総合振興計画とし、事業評価シートなどを作成しながら、課長等の管理職の評価、また村民や外部有識者を含めた外部評価の仕組みを導入しているのが一般的なようであります。

本村では、行政評価の手法や評価基準などを規定しているものではありませんが、過去の総合振興計画においては、10年計画の5か年を経過した段階、また次期の総合振興計画策定時において、計画策定委員会の中で評価を行っており、評価の手法等も含めた検討がなされてきております。

今年度は、第6次総合振興計画の見直し作業を進めることとしておりますので、平成21年に実施した第5次総合振興計画の見直し時の手法などを参考にしながら、評価を行うとともに、第6次総合振興計画の見直しに生かしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ご質問の3-1、交流・移住・定住等事業に係る事業計画及び進捗状況等についてお答えをいたします。

ご質問にあります各種事業につきましては、既に事業承認を受けていることから、本年4月に入札・契約をし、現在、委託事業により進めているところでございます。

また、各事業の内訳としましては、1点目の帰還・移住等環境整備事業における交流・移住・定住等関係事業は、1つ目に「交流・移住・定住等促進支援業務」、2つ目に「移住・定住促進ツアー企画・運營業務」、3つ目に「空き家・空き地バンク登録推進業務」の3つの業務、そして2点目の地域魅力向上・発信支援事業につきましては、「いいたて

魅力向上発信業務」として、これら合計4つの業務をそれぞれプロポーザル方式により業者選定をいたしました。

まず、1つ目の「交流・移住・定住等促進支援業務」につきましては、株式会社V I S I T東北に業務委託をしております。

この業務は、移住等相談窓口の開設・運営、情報発信、地域おこし協力隊の支援等、交流・移住・定住対策のための体制確立を図るものでございます。

2つ目の「移住・定住促進ツアー企画・運営業務」は、株式会社SAGA DESIGN SEEDSに業務委託をしております。

この業務は、村内での移住体験ツアーを実施することにより、移住・定住の促進を図るものであり、効果的な内容にするための先進地調査及び移住体験ツアーの企画から広告、宣伝、実施までの全てを行っていただくものでございます。

3つ目の「空き家・空き地バンク登録推進業務」は、株式会社V I S I T東北に業務委託をしております。

この業務は、移住者の住まいを確保するために村内の空き家・空き地バンクの物件登録を推進するための、物件の外観等の調査や物件所有者の意向確認等を行うものです。

4つ目の「いいたて魅力向上発信業務」は、株式会社大広に業務委託をしております。

この業務は、原子力発電所事故から10年を経過した今もなお福島県産食材の買い控えが続く中、本村農産物等の安全性、おいしさなどの魅力等を、消費者、市場関係者及び流通販売業者に伝え、風評払拭を図るため、SNSやマルシェを活用した情報発信、料理研究家によるセミナーや村の産品を用いた創作料理などのライブ配信、あぶくまもちに焦点を当てた産品開発や販路開拓などを行うものでございます。

なお、本年度の実績等については、まだ発注から約1か月余りの経過であるため、成果などを検証できる段階にありませんが、現在、村民向けに移住者相談窓口のスタッフの募集を実施しておりますし、移住体験ツアーのための先進地事例箇所を選定しているなど、準備作業を進めているところでございます。

今後、移住相談窓口については、準備が整い次第、できるだけ早期に開設するとともに、夏、秋、冬には、それぞれの季節において村のよさを体験していただけるツアー等を進めてまいります。また、いいたて魅力向上発信協議については、農家の皆さんと打合せの場を設け、産品開発やマルシェなどを展開していく予定であります。

なお、いずれの業務においても、子育て世代の40歳代以下の就労者、行政活動等への積極的に参加される方を「交流・移住・定住ターゲット層」と捉え、村全体の振興を図っていくことを狙いとしております。

村に移住された方自身が、より愛着を持って住んでもらえるよう、また、村での暮らしがその方の人生においてより意義深くなるよう、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」に向かって取り組んでまいります。

次に、ご質問の3-5、福島再生加速化交付金を利用しない交流・移住・定住等事業の進捗状況についてお答えいたします。

6月1日現在、震災後の村への転入者は201名ですが、うち被災関係者ではない、県内外

からの移住・定住支援事業による移住実績は、84世帯、128名となっております。これまで村が実施した福島再生加速化交付金以外の主な補助実績としては、村単独の空き家修繕事業が24件、県の移住支援金については2件の利用申請等があったところであります。

また、昨年度に創設した村単独補助の「スタートアップ補助金」については、移住される方や村民を問わず生業を起こす方々を対象にしており、6月10日にはこの補助金の第1号利用者により、二枚橋地区に田舎レストラン「ラ・カッセ」がオープンしたところであります。なお、令和4年6月現在、4件の申請があり、それぞれ事業開始に向けた計画などを丁寧にお聞きし、支援の準備を進めているところであります。

村では、共に汗を流し、喜びを分かち合う人々を呼び込むことが、村の魅力を磨き上げることにつながり、その過程におけるわくわくが、新たな人材であるふるさとへの担い手をさらに増やすことにもつながるものと考えております。

引き続き、村の広報やホームページなどで各種事業をお知らせし、意欲的な取組を支援しながら、村内で事業を起こすふるさとへの担い手の増加を図ってまいります。

私からは以上でございます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 私からは、質問の2、人材確保についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の福祉関係職の人材確保についてであります。全国的にも介護職の人材不足の状況下で、各事業所が努力を重ねて運営をしている状況のようでもあります。また、村内で事業を展開している介護事業所においても、そういった状況の中で、鋭意サービスの提供に努めていただいていると認識しております。

このような中で、いいたてホームをはじめとする福祉施設を村が直接運営し、公務員として職員を確保できないかとのことであります。一概に地方公務員であれば安定的に確保できるというものではないと思われ。特に、震災以降の村職員採用試験においても、専門職である保健師、看護師、保育士、社会福祉士などの募集をしても応募が少なかったり、あるいは応募がなかったりという状況であります。

また、村内の福祉事業所は、いいたて福祉会、村社会福祉協議会、訪問看護ステーション、訪問介護ステーションなど様々あるほか、福祉事業所に限らず村内の全ての事業所は人材確保に苦慮している状況ですので、村としましては、次世代につなげていくためにも民間による経済活動を活発化するための民間の就業人口を増やす取組が必要であると考えております。

このため、今年度は移住・定住対策を兼ねて、村に住みたい、あるいは村で働きたいと思っただけのよう村の魅力を発信したり、事業所やそこで生き生きと働く人の情報を村外に発信したりする事業を計画をしているところであります。

また、木質バイオマス発電事業を誘致したことをはじめ、今後も企業誘致や起業支援を進め、村内での民間就業人口を増やす、こういった取組を進めてまいります。

次に、奨学金免除制度についてであります。村では医師となった方への奨学金の免除制度は、飯舘村奨学金貸付条例に制定されておりますが、介護・看護師等には定めがない、そういった状況でございます。今後、免除・減免の拡大については、検討が必要というふ

うに考えておるところであります。

また、ご質問にありますように、今後、村外の方でも村内の福祉施設等に若い人材が就職する際の支援策として、奨学金の借入れをしている方については、返還金に対する支援や就職準備のための支援等、雇用の確保につながるような支援策を検討してまいりたい、このように考えております。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問2、人材確保についての農業・商工業関係の人材確保についてお答えいたします。

ご質問の特定地域づくり事業協同組合については、新たな雇用の場の創出と、移住・定住を促進することを目的とした制度であり、具体的には地域の仕事を組み合わせて年間を通した仕事を創出し、地域の担い手の確保につながる制度と認識しております。

令和3年4月に総務省が調査を行った全国の先進事例調査によりますと、多くの事例において地域の事業者が特定地域づくり事業協同組合を立ち上げ、補助制度を活用しながら事務局体制を構築し、複数の業種で働く人材を確保して、人材を必要とする組合に加入する事業者には人材派遣を行っているようであります。

さて、村の場合であります。議員おただしのように、農業・商工業の持続発展のためには担い手、働き手の確保が必要であります。この点、この制度がうまく活用されれば、農業・商工業の繁忙期等、人が必要な時期への人材確保や、村に移住する方の働き先の確保につながることを期待できますが、現在の村の産業構造を見ますと、農業のほかには土木・建設業が多く、特に冬場など年間を通しての働き先の確保という点で課題があるものと認識しております。

したがって、本年度の村政方針であります「なりわい」対策を進め、まずは年間を通した働き先確保を可能とするために、多様な業種における産業創出と振興を図ることが必要と考えております。

例えば、計画が進捗しております木質バイオマス施設緊急整備事業では、発電所の業務をはじめ、木質燃料を確保するための林業、運輸業、その他土木工事や建設工事、将来的には発電施設からの熱利用による冬場も含めた未来志向型農業など、多くの業種が関係する産業構造が形成されることとなります。このような多様な業態の産業をつくることで、村内の民間就業人口を増やす環境づくりを進め、働く人が働きやすい、働き先の確保と安定した収入につなげていきたいと考えております。

次に、村の農業・商工業に寄与することで奨学金を免除する制度についてであります。これにつきましては、ご質問の2-2の答弁のほうと同様であります。村の担い手、働き手の確保のために、村内企業などに就職した方に対し、返還額に対する補助金という形で奨学金返還の支援策を構築できないか検討中であります。

以上でございます。

副村長（高橋祐一君） 私からは、質問の2-3、勤労者が安心して暮らせる住宅・アパート等の建設及び通勤用村内バスについてお答えいたします。

議員おただしのおおり、村としても村内の勤労者が安心して暮らせる環境づくりは重要であると考えております。

その上で、村では10年後を見据え、村内の就業人口を増やすことが、村内の居住人口の増加につながるものと考えており、特に働き世代、子育て世代の就業人口を増やすことが、まずは必要であると考えております。

このため、今年度の村政方針の指標として「なりわい」を掲げており、企業誘致や個人起業支援などに取り組んでいるところであります。

また、村に興味を持っていただいた企業に対しましては、村に立地することの企業側のメリットを最大限に生かせるよう支援を行い、企業による社宅の建設や、民間アパート建設などにもつなげてまいりたいと考えております。

議員おただしの住宅・アパートの建設については、今後も村民や移住者の就業状況、村内居住意向を踏まえながら、子育て環境、買物環境、医療・介護環境の充実等と併せて検討してまいりたいと考えております。

なお、移住の相談にいらした方には、村内の交通機関が十分ではないことから、近隣自治体も生活圏とする村での生活には、車が必需品である旨を案内しているところであり、現在のところ、通勤用としての村内循環バスの運行は考えていないところであります。

私からは以上です。

生涯学習課長（藤井一彦君） 私からは、5番目の交流センターふれ愛館についてのご質問にお答えをいたします。

まず、5-1の交流センターの土日・祝日及び平日の夜間について、事前予約が入っている場合、シルバー人材センターなどに管理業務を委託できないかのご質問にお答えをいたします。

現在、休日及び平日の夜間に交流センターをご利用いただく際には、飯舘消防分署に鍵と機械警備のカードの貸し借りのご協力を得ながら、利用者ご自身で施設の鍵を開け閉めいただく自主管理をお願いしております。開館からこの夏で丸6年が経過する中、利用者の皆様には自主管理が定着しているものと考えております。

なお、この間、突発事故や不審者による事件は発生しておりませんが、火災や事件が発生した場合は、火災報知機の作動や通報により隣接する消防分署や派出所などから消防士や警察官が駆けつけてくれることとなっております。火災時等の対応につきましては、利用者が分かりやすいように、休日夜間利用説明資料を見直しをして、申込みの際に利用者へ説明をしてまいりたいと考えております。

村としては、今後も利用者のご理解ご協力をいただきながら、自主管理を併用した貸館管理を続けてまいりたいと考えております。

おただしのシルバー人材センター等への委託については、シルバー人材センターへ利用日時を数日前までに事前に依頼する必要がありますが、急な利用申込みなどには対応が難しいこと、また不規則な勤務となるため、必ずしも人材を確保できるわけではないということなど、シルバー人材センター事務局から回答を得ておりますので、現時点では運用することが困難であると判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、館内の温度調節や地震など、突発時の避難経路などについては、利用者に分かりやすい説明や表示に努めていきたいと考えております。

次に、5-2の冬期間等、学校が休みのときに子供たちが本や絵本などを読みながら自由に過ごすことができる場所として、交流センターを土日・祝日に開館できないかのご質問にお答えをいたします。

現在、交流センターの蔵書は、4,300冊余りでございますが、そのうち約8割が絵本や児童書となっております。個人への図書貸出しは年間660冊ほどありますが、若い世代の利用は少ないというのが現状でございます。

そこで、このたび策定をいたしました「飯館村子ども読書推進計画」では、子供たちがよい本を手にする機会を増やすことを目的に、家庭・地域、こども園、学校、行政それぞれが読書推進に取り組むことに加え、これらの関係団体や組織、読書ボランティアが連携して子供たちの読書環境の充実を図ることとしております。

具体的には、充実した交流センターの絵本や児童書を親御さんが借りやすい環境をつくるため、「ふかや風の子広場」内の「ひみつ基地どきどき」に400冊を超える絵本・児童書を設置をしたり、文化祭での絵本のプレゼント、こども園や学童への団体貸出し、読み聞かせ会の実施、学校図書の整理やお勧めの本のコーナーの設置、読書メッセージコンテストなどの実施を進めることとしており、多面的に子供たちが本に触れる機会をつくっていくこととしておまして、現在もこれらの多くの事業を実施しているところでございます。

冬期間等、学校が休みのときに子供たちが本や絵本を読みながら自由に過ごすことができる場所があると、とても助かるとの要望があるとのことでございますけれども、交流センターを開けることとなりますと冷暖房費や人件費に少なくとも年間200万円ほどかかるということになりますので、土日・祝日も人が配置されており、休日に多くの親子が訪れている「ふかや風の子広場」内の「ひみつ基地どきどき」の図書を充実させることで、子供たちが本に触れる機会を増やしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 私からは、質問要旨6、公共施設の維持管理経費について、震災前と震災後の公共施設の維持管理経費の比較についてということで、関連がありますので6-1、6-2、一括してお答えさせていただきます。

まず、6-1の令和4年度の公共施設の維持管理費についてですが、令和4年度予算額ベースで2億5,600万円となっており、令和2年度予算額より約1,800万円の増となっております。震災前の平成22年度と比較しますと、4,600万円の増となっております。

増額の主な原因ではありますが、パークゴルフ場に係るコース芝管理業務委託料などで約700万円、防災センターが本格稼働をしたことに伴います委託料及び電気料等で約400万円、役場庁舎等の施設環境整備業務、これは草刈り等ではありますが、これで約400万円、その他燃料費、電気料の値上げ等によるものとなっております。

次に、6-2の震災後に建てられた公共施設の改修・補修・修繕についてであります。新たな公共施設は、いいたて村の道の駅までい館、ふかや風の子広場、ひみつ基地どきどき、パークゴルフ場、メモリアルホールいいたて、いいたて希望の里学園、までの里の

こども園、スポーツ公園屋内運動場、交流センターふれ愛館などがありますが、ご質問の当初予定していなかった改築・補修・修理をした施設は、道の駅までい館とふかや風の子広場で、工事内容としましては、道の駅までい館で平成30年度に冷蔵庫の設置工事、こちらは343万4,000円、それから、令和2年度に道の駅の改修工事、これは直売コーナーの拡張を行っておりまして、2,850万1,000円、また、令和3年度にはエアコンの室外機の取替え工事、278万7,000円を実施しています。

また、ふかや風の子広場におきましては、令和3年度に暗渠排水工事308万円と大型遊具の修繕工事407万円ということで実施しております。この暗渠と大型遊具であります、屋外のどちらも湧水処理で湧いているところ、それからびよんぴよんドームの排水処理、そういったことを行っているということでございます。

その他の施設につきましては、天災等による修繕はあるものの、大規模な改築・修繕等は行ってはおりません。大規模な改築・修繕を行う必要が生じた場合は、内容を精査の上、適切な対応をしてみたいと考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） では、再質問に入りたいと思います。

まず、行政評価についてであります、これは飯舘村の6次総合振興計画を見ていたときに、毎年、事業の評価を繰り返しながらこの結果をよくしていこうという記載があったものですから、そこを見て、じゃあ何を評価するのかなとじっくり見たところ、目標値がない。第5次総合振興計画のときにきつく言われたのが、やる人がきちんと目標値を決めた計画をつくらないとただの絵に描いた餅だよと厳しく言われて、第5次総合振興計画は目標値を入れたと思います。

ただ、今の第6次を見るとそれがない。もっと詳しく見ていくと、何かやっている事業もあれば、全く手がついてない事業もあるということで、これは明らかにこの村の行政評価のその制度がないがために、なかなか難しいものは先送りしているということではないかと、そう思っただけの今回の質問であります。

ほかの自治体で、どのようなことをしているのか。やはり県内の自治体でもマネジメントシートというのをつくって、きちんと目標値を立てて、実績こうでしたと、今年こういう反省がありましたと、来年はこういうふうにしていきたいと思います、必ず振り返りをしております。そして、それを町民に公開しています。

飯舘村の場合は、それがない。ですので、何やってんだろうかなとか、職員も何を目標にして仕事頑張っているのか分からない部分だと思うんです。

ですので、これは第6次始まったばかりですので、ぜひもう一度一からこの計画それぞれについて、ある程度の目標値や目標値が立てづらかったら、例えばアンケート結果でこういう評価を得ようとか、そういうことで職員が一丸となって、目的・目標に向かって行けるような体制を政策をつくっていただきたい、そういう思いで質問いたしました。

それについてまた回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 横山議員おただしのおおりのとおり、なかなか評価ができていないんじゃないかというようなこともありますし、また行政評価の大切さという部分もご質問

いただいたように、本当に大切なのかなというふうに思っているところでもあります。

議員からご指摘もありましたし、先ほどの答弁でもなかなか行政評価の手法や評価基準などきちんと規定したものが無い。それで、目標設定もなかなかままならないというような部分になってきているのかなとも思っているところでもあります。5次総合振興計画のときの反省点は、本当に反省点として捉えるべきだなとも思っているところでもあります。現在の6次総合振興計画の中、震災の復興の部分からこれからの再生、そして発展というようなことでの計画、大まかな大筋での計画になってしまっているのかなというような部分もご指摘の中の部分に意味合いが含まれているのかなとも思っております。

そういった意味でも、今年度6次総合振興計画の見直し作業をこれから進めるということでもありますので、そういった部分しっかりと目標を立てながらというか、基準など評価、どのようにしていったらいいかという部分も検討はしていく必要があるのかなとは思っているところでもあります。

しかしながらといいますか、地方公共団体、それぞれの自治体において行政評価導入というのは、特に町村についてはなかなか進んでいないという自治体も、我々も含めてあるところでありまして、具体的な評価を実施しているところについてもなかなか具体的な効果が現れていないという自治体も多々あるというふうに聞いているところでもあります。

村としまして、どういった手法、評価をしていけばいいのかという部分もこれから検討するわけではありますが、まず一つは実際の6次総合振興計画、その中の計画を見直す中では、そういった部分をしっかりとしていかなければならないかなとも思っております。また、通常の事務事業、そういった部分についてはなかなか評価の結果を活用するためのまたその制度というか、手法、そういった部分、あとは実際に評価すること自体が目的化してしまっていて、そこにばかり労力がいって、実際にそれが生かされないというようなことでも困るという部分もありますし、また評価して次の予算なり事業にすぐにそれを活用できるのかというような時間的な部分、なかなか難しい部分もあります。また、職員の事務負担がそこにばかりいってしまえば、いい事業につながらないということもあって、基本的には毎年の予算編成時にしっかりと業務評価を、それぞれ各課内できちんとその評価をお互いに事業評価を話し合いながら、予算の中に生かしていこうというようなことでの評価は進めている部分ではありますが、そこにはそれぞれの課、係の評価というか、目標の立て方でもありますので、村の行政の中でしっかりとした確立したものではないというのは確かかなところでございます。

いずれにしても、6次総合の中ではしっかりとそういった部分も含めながら検討してまいりたいと思っておりますし、各事業評価についてはなかなか難しい部分ではありますが、基本的には予算編成の中でしっかりと前の成果、評価をそれぞれの課なり係なりが評価しながら進めていく必要があるのかなとも思っているところでもあります。

以上でございます。

2番（横山秀人君） では、項目1についてはあと2点だけ質問します。

まず、今回6次総合振興計画をつくる際に、実はコロナ禍によって住民懇談会が開かれませんでした。ですので、村民の方がこの事業計画自体を理解しているかどうかという不

安点がございます。

ですので、新たな見直しの際には、住民の方からの意見聴取方法なり、懇談会を開きながらみんなで考えていきたいと思いますという機運に持っていただきたいと思います、そう思います。

次、1項目の最後、やはり各自治体によって行政評価に割り当てられる人員とか、いろんな制約があると思います。ただ、飯館村頑張っていると思います。

一つは、村民広報委員について、今回、村民の方が広報について意見を言えるということで、1名の方が決定したと思います。やはりこういう形で村民の声を拾うという、拾うという言い方おかしいですね、村民の声を反映する、そういうシステムがきちんと公の場の中で、それが動けば私は行政評価の一つになると思いますので、広報だけじゃなくて補助事業についてとか、様々なところで村民の意見を公の場で発言できる場をつくっていただきたいと思います。これはお願いとしては終わります。

続きまして、2項目、人材確保についてであります。

こちらについては、19行政区の避難指示解除からもう5年がたっています。生活インフラの復旧が避難指示解除の条件であったはずですが、それが今もなお、復旧及び事業を再開していないというのが現状であります。

今回、この質問をしたのは、実は行政区の総会において、何やってんだと、あれだけの特老の施設があってどうしてこの人、職員を確保できないんだと。東電なり様々なところで要望してやるべきだろうと。もし、そこに親が入ることができれば、私も戻ってくるという形の質問された方がいます。

ですので、村民は、この生活関連インフラが復旧していないことにとても怒っている。選挙活動のときは村内回りましたけれども、デイサービスどうして村外に行かなくちゃいけないのと。今まで村内で知っている人が集まってやっていたのにと、すごくお怒りでした。

多分その声が、なかなか行政のほうに直に届いていないのかなと、直接。そう思っております。ですので、今回、直営というのは、村直営というのは難しいと思いますが、それぐらい考えて、村と職員を同じ給料で働いていただくとか、そういうことを根本的に考えていかないと、どうにもこうにも人が特老が動かないのではないかと、そう思っている提案であります。

全国調べてみると、なかなかないです。ただ、千葉県に1件ありました。直営でやっている特老が。ただ、そこもいろんな課題はあるようではございますけれども、やっているところはあります。

ですので、この民間に任せる。その民間というのは、もう限界だと思うんですよ。ですので、ここは直営なり、公的な支援をしながら、それについては国や東電のほうに強く要望していくという考え方を考えていただきたい、そう思っている質問であります。

まず、これについて回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） いったてホームの部分に特に特化したご質問かなと思いますけれども、職員がなぜ確保できないのかについては、内部いろいろとありますが、実は私就任してか

ら相当数の人数が面接等には訪れていただいております。ただそれを全員実は採用しているわけではなくて、やはり今のいいたてホームの経営の中では、お一人お一人に対して非常に丁寧に接するという方針があるものですから、そういったことに耐えられる方、あるいは夜間の緊急的な動きについても耐えられる方ということを選定しながら人員を選んできているという部分がございます。

その代わり、20代前半の非常に若い方お2人が入っていただいたり、30代の方が西日本のほうから移住をしてきていただいて入っていただいたりというようなこともありますので、そういったことを繰り返してといたしますか、積み重ねているという状況であります。

それから、東電の賠償については、請求している部分については、一定程度入っているということではあります、もう一つは県・国のほうから支援をいただきながらやっているということで、毎年度の決算状況上はいいたてホームは赤字ということになっているので、その辺は入居者を増やすという取組とその人員を増やすという部分を同時並行でやっていかないと実は難しいというのは、全理事が、全ての理事が実は共通認識を持っているところではあります。

少しずつではありますが、改善努力を今積み重ねてる部分でありますので、まずはホームに入所できるような状況、形づくるといことが、入居者を増やすというんですかね、状況が大事だと思っております。

デイサービスについては、確かに震災前の状況をご存じの方は、あの状況が何でもう一度できないんだというお話はあるかと思いますが、なかなかあの当時の人員数、あるいは中のニーズといいますか、ご利用いただける数というものについての採算性の計算がうまく合わないという部分があるかなと思いますので、これはいいたてホームという民間団体でありますので、その中でしっかりと協議をしていただく部分かなと思っております。

以上であります。

2番(横山秀人君) やはり民間では、今の飯舘村の状況ではなかなか難しいと思いますので、行政のバックアップを今以上にお願いして、こちらの質問は終わりたいと思います。

続いて、農業・商工業についての人材確保についてであります、先ほどのいろいろ調べていく中で、過疎地でなかなか年間を通して仕事が一定の業務はなかなかないということで、いろんな会社なり、農業団体が集まって、そこで会社をつくって組合をつくって人を雇って社保もかけて、そして、いろんなその働く場所を変えながら1年間雇用を確保しましょうという事業を、県であれば2か所やっているようであります。

金山でも今年の広報にも出ていますし、それを読む限りいろんな助成金があって、過疎地域のためにある制度なのかなと思いました。

ですので、移住・定住される方は、多分様々な雇用形態があると思うんですね。多様な形態を求めていると思うんですね。ですので、もしかすると給料は少なくとも、ある程度年間通してできればいいという方もいらっしゃるかもしれません。

ですので、ぜひ過疎地で行われているこの協同組合について、役場内でも検討いただければと思います。

まず、それについてお願いします。

村長（杉岡 誠君） この特定地域づくり事業協同組合については、福島県のほうからもご紹介をいただいて、たしか喜多方のほうだと思いますが、そういう事例もできましたのでというご紹介いただきましたが、私自身いろいろ調べると、やはり観光業等々、通常の何ていうんでしょうか、私たちの言うところの現場作業が必要とする土木・建設、あるいは農畜産業以外のいわゆる飲食業等々そういうものがある地域でないと、なかなかマッチングが難しいんだらうなというふうに私たちは判断をしたところがあります。

なので、いわゆるそういう業態を増やすということを求める中で申し上げたとおり、選定させていただきながら、おっしゃるように年間を通してやはり働ける状況をつくるというのは非常に大事なことでありますので、そういう取組を進めるためにも個人起業というもの、あるいは企業誘致というものも含めて、産業創生という部分を含めて村としては取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

2番（横山秀人君） では、続きまして、住宅、アパートについてであります。

やはりどうしても空き家については、もう環境省の取壊しのほうで取り壊したところが多いもんですから、なかなか借りたい人がいても借りられない。あとまた、借りたくても大きいという回答があるようなので、ぜひその民間アパート、社宅、先ほどありましたけれども、建設の支援については、ぜひ前向きに進めていただければと思います。

続きまして、項目3の交流・移住・定住について再質問いたします。

こちらについては、福島再生加速化交付金ということで予算委員会のときでもお聞きしましたけれども、既に業務委託が始まったということで、この4事業について、その契約金額がどれほどであって、その金額で今回、飯舘村への移住・定住が始まるのか、それを教えていただけますでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午後4時15分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午後4時18分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） それぞれの事業の契約額であります。まず、1つ目の交流・移住・定住等促進支援業務につきましては7,701万5,400円、これ税込み額であります。

次に、2つ目の移住・定住促進ツアー企画・運營業務につきましては873万1,602円。

3つ目の空き家・空き地バンク登録推進業務につきましては878万200円。

4つ目のいいたて魅力向上発信業務につきましては2,194万1,701円。

以上でございます。

2番（横山秀人君） そうしますと、今年、交流・移住・定住について1億1,000万円を超える総額の事業が、新規で行われるわけですが、新規というか業務委託で行われるわけですが、これについて、その契約の中に目標値なり、事業評価方法なり、つまりやれば終わりじゃないと思うんです、この事業というのは。ある程度目標値があって、そこ

に向けて頑張らましようよということでの事業だと思うんですね。

ですので、その目標値設定というのは、この1億1,000万円の中にありますでしょうか。
村づくり推進課長（佐藤正幸君） それぞれの事業で何件とか、どういった規模までの目標数値を例えば移住させるとか、そういった部分の細かい数字の部分までは設定はしていませんが、運営する業務の内容の中で、例えば窓口の管理運営、そういった部分ではスタッフ何名でこういった内容、丁寧に対応するというような部分の細かい仕様書の中で、業務についてはこういった業務内容を行うというふうなことでの仕様を決めているところがあります。

また、ツアーなどそういった部分についても、何名は少なくともツアーに参加させるよという具体的な数字まではありませんが、村の魅力発信なり、次につながるというふうなことでの企画運営、そういった業務の内容について、しっかりした内容で企画運営するよというふうなことでの仕様となっております。

以上でございます。

2番（横山秀人君） 分かりました。

では、まずこの開始時期なんですが、先ほど準備が整ったらということがありました、これだけ大きな事業であります。いつ頃から開始、つまり今移住相談スタッフを募集しますというチラシもありますけれども、いつ頃から開始してくださいという形で、まず話が進んでいるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 相談については、今現在の職員のほうでも移住・定住関係については進めておりますし、順次業者のほうにもつなぎながら、そこも含めて進めて行くということになりますので、契約当初から基本的には業務は開始しているというふうに認識しております。

具体的に、人員配置をしてしっかりとした部分で進めていくという部分については、主立った募集するなりということで職員採用、そういった中で進んでいますし、その設置窓口につきましても、までいな家と想定しながら、そこでしっかり支援していくということで進めておまして、実際、今までも打合せ何度かしておりますが、その中で体制づくりを含めて村と協議しながらやっているところでございます。

2番（横山秀人君） 分かりました。

この福島再生加速化交付金を利用したこの事業についてであります、予算委員会のときに、多分私随分と資料請求をしたと思います。どうしてこの事業だけしてしまったのかなと、後でいろいろ思ったんですけども、ちょっと計画が、概要が広いというか、細かく決まっていなかったのかなと思うんですね。

今回、いろいろ調べてみたところ、福島再生加速化交付金については、企画立案をどのような中でいつ頃行っているのか。つまり予算委員会のときに、これは再生交付金ですよということをお話しすると、もう既にこれは国も通っていて、もうこのままいくんですよという感じのイメージに聞こえたんですけども、ただ、今回1億円を超えるこの事業が議会、議員どこまで知っていたか分かりませんが、私は予算委員会のときに初めて聞いて、ただ交付金だからもう国には届いているということをお聞きすると、その事業の中

身についてどう検討していけばいいのかなと思ったんですね。

ですので、この福島再生加速化交付金について、多分もう時期が早いと思うんですけども、その折に一度議会のほうにも、こういう形で国に出す計画については出しますよという形で、一度お見せいただければ私のほうもこういうのを出すんだねと、そこでいろいろ質問しながらしていけば、最後の最後の予算委員会で細かく聞かないのかなと、そう思いましたので、ぜひ国に出す計画については、一度こういう計画ですよという形でご提案いただければと思います。それについて回答をお願いします。

村長(杉岡 誠君) 国のほうに提出する計画についてはあらかじめというお話でありまして、例えば木質バイオマスの事業等々については、あらかじめのご説明申し上げているかなというふうに思います。

ただ、今年度の当初予算の中で7割近くが復興予算だというお話も申し上げているかと思しますので、実は役場の中の相当の事業の部分が事前申請といいますか、事前の協議の中で国と交渉してきて、その中で確実であるというものを当初予算の中に反映をしたり、あるいは補正ということもありますけれども、させていただいているという状況であります。

ですので、本来的には、村の行政の執行側の体制の中で、しっかり予算確保、財源確保をさせていただくというのが非常に大事な部分でありますので、それについては実は簡単に1週間、2週間で済むものではなくて、半年前、場合によっては1年前、2年前からの協議ということもありますから、議員おただしのおり、必ずしも事前に出せるものばかりではないということがあるかと思えます。

その代わり、予算審査特別委員会、あるいはこういった場における補正の予算審議の中で、皆様にはご説明を申し上げて追加資料等々があればそういったこともお示しをする中でご決議いただくというのが、本来の議員制の議会の在り方かなと思えますので、一定程度村の考えているものについてあらかじめ知りたいというニーズかなと思えますので、そういったものは出せるタイミングとか、出す方法というものを考えさせていただきたいと思いますが、国に申請するものを全てというふうに言われると、村の相当量のものを全てということになりますので、ちょっとこれは少し対応しかねるかなと思っております。

今後も村としては、大きなもの、事前に皆様のご意見を賜るべきもの等については、様々な場を通じて皆様にお示しをしたいと思いますが、これまでの予算審議の形の中でお示しするものはそのような形を取らせていただきたいと思いますと思うところであります。

以上であります。

2番(横山秀人君) 今の村長の話分かりました。ですので、私のほうは、可能であれば新しい事業とか交付金、福島再生加速化交付金を使うものだけでもいいですので、可能であれば事前にお話しいただければと思います。

では続きまして、3ですね、交流・移住・定住についてプロポーザルで決定したということであれば、各提案書があるのかなと思うんですけども、これと例えば入札結果を見たい場合は、どのような手順で進めればそのプロポーザルの内容を見ることができそうですでしょうか。分けてもらってもいいです。プロポーザルをどうやったら見られるのか。

総務課長（村山宏行君） プロポーザルということで提案を受けてのものであります。決定した業者の大まかな計画、そういったことは当然仕様書という形で出さなきゃいけないものでありますから、当然ご覧いただけるものと思っておりますが、他の業者のほうの提案、そこは当然ながら不採択となっておりますので、そちらについての公表はできないということになっております。

2番（横山秀人君） これは、どうしても初めてのこれだけの大きな事業でありますので、とても気になります。ですので、どんな形でスタートするのか、見たいと思っておりますので、後でよろしくをお願いします。

では続きまして、4項目、観光推進事業について再質問いたします。

復興計画においては、観光協会の設置について検討するとあります。観光協会の設置について、今、どのような検討の状態なのか、まず質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 6次総合振興計画の中に記載してあります観光・交流事業の推進委員会ですか、そういった部分について具体的に検討、設置をするというふうな動きは今のところは持ってございません。先ほどの答弁の中でございましたように、今いろいろ飯館の発見ツアーや移住体験、また様々な事業によってまずは交流人口を増やすというような部分で取り組んでいるところでありまして、実は外部の方を含めた推進委員会という形ではありませんけれども、別な形でより広く魅力発信できるような体制をつくっていかねばならないなと思っております。

先ほども答弁で申し上げました、6次総合振興計画の見直しの中で、そういった観光交流の体制づくりにつきましても、やはり改めて見直しの中で考えていかねばならないなと思っておりますので、見直しの中でその辺を取り組ませていただければと思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） 先日、福島市の道の駅に行ったところ、外でイベントが行われていたんですが、そのときに西会津町の観光協会さんが手渡しで自分たちの地域のパンフレットをお渡しして、ぜひこういうイベントがあるので来てくださいということを行っていました。

これを、役場の商工観光とかにはできないです、どう考えても。そのときに思ったのが、観光協会というのはこういう自由度というか、いろんなPR候補があるんだというのが分かりました。

第6次総合を見たときに観光協会があるということでもありますので、いろんなところで県内観光協会ありますので、飯館村に合った仕組みもあると思います。観光協会があることによって、先ほどあった移住・定住についても、観光のほうはそちらのほうに任せて、VISITさんは移住・定住とかっていうすみ分けもできると思いますので、ぜひ観光協会の設立に向けて前向きに進んでいただければと思います。

この項目についてはこれで終わります。

続けて質問よろしいですか。

では、項目5、交流センターについてであります。まず一般質問する際に単純に自分の思いだけで言っているわけではないです。村民の声とかを聞いて質問してるわけなんで

すけれども、今回交流センターについての回答は、今のままでしてくれというのが回答だと思うんですね。

自主管理が定着という言葉なんですけれども、これは使う側がそうせざるを得ないからそうしているだけであって、村民の皆さんが自主管理でいいよなんて思っているわけがないんです。明らかにまずスタート位置が違うのかなと思います。ほかの自治体の公民館、生涯学習センターを借りる機会があるんですけれども、少なくとも当日1人、2人の方が鍵を開けています。いろんな施設の使用上の注意を聞きながら入るわけなんですけれども、あれだけの施設、交流センター、何百万円の彫刻、絵画がある中、鍵どうぞ開けていいよと。それは、何か本当に貸し館業に公民館がなっちゃったのかなと。もうすごく悲しいところであります。あそこの目的は、条例でも書いてありますとおり、村民の交流の場のはずです。それゆえに、あれだけの金額の彫刻、絵画が置いてあって、ラウンジがあって、中2階に絵本のコーナーがあってと、どうぞ村民の触れ合いの場として使ってほしいということで造られた施設だと、そう認識しております。

ですので、この回答で検討もしますじゃないですね。まるっきり今のままでお願いしますということについては、広く村民の声って聞いているのかなと。この施設の目的が達成されているのかなと。

挙げ句の果てに200万円金がかかると。それ設計するときにも分かっている話だと。何で今、冬期間、このお金がかかるからという理由も一つで開けることができないのか。これが全く分からないです。

そして、シルバー人材センター、それは無理でしょう。今の回答ですと、無理だ。であればまた違う方法もあると思います。ですので、まずこの件に関しては検討してほしいです、正直。

村には、公民館のことを公民館だけではないと思いますけれども、社会教育委員もいらっしゃいます。その方たちにきちんと今の利用状況どうなんだろうかと聞いてみてください。また、お金を払って借りている団体にも、ちゃんと聞いてください。そうした上で、この交流センターがどう使ったほうが村民のためになるのか、生涯学習の場になるのか。それをきちんと検討した上で、試してもいいです、試しても。例えば冬期間、今度開けますので、どうぞ住宅でなかなか外遊びができない場合は、交流センターのところに来てどうぞ遊んでくださいとか、そういう形でもいいです。試してもいいですから、何か次のアクションに向かうような回答をまずお願いしたい。

お願いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） ご検討くださいというお話でしたけれども、今まで村の施設、交流センター以外で例えば柔剣道場であったりとか、それから今の防災センターなんかもそうですけれども、自主管理で結構今までやってきたという歴史もありますし、そういったのがこの何て言うんですか、ちょうど自立計画をつくったあたりにやっぱり村民自分たちができることは自分たちでやっていこうという流れがあって、こういうのが決まってきたのかなというふうには私としては理解をしております、交流センター造る上でうちの交流センターが四六時中、例えば都市部のように会場の取り合いになっているような状況

では今ありませんので、利用者が土日にたくさん押し寄せているという状況ではありませんので、そこで開けていくというのは費用対効果の面からしても、かなり厳しいところがあるのかなというふうには感じているところでございます。

ただ、今お話がありましたとおり、住民の声を十分に聞いているのかということもありましたので、またちょうど今週、社会教育委員会議なんかもございまして、皆さんにもいろいろ聞いて、実際の利用者の生の声を聞いてまいりたいと考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 冬は間もなくやってきますので、ぜひ年内において、土日なり、開放事業の実施ができることを願っております。

以上で、まず一つこの項目については質問を終わります。

最後、6項目について質問します。

公共施設の維持管理について、まず突発的にやらなければいけなくなった修繕、約4,100万円の財源について回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 修繕につきましての財源でございますが、一部補助事業等もございしますが、基本的には村の公共施設の復旧ということですので、単費あるいは基金という形になってございます。

2番（横山秀人君） 基金を一般財源に繰り入れてという形だと思うんですけども、つまり村議になる前に一般質問をライブ中継で聞いていたときに、そのときの議員の皆さんが新しい施設をこれだけぼんぼん建てて維持管理費が大丈夫なのかという質問をされてきました。

そのときに、村の回答が大丈夫ですと、新しくなりますので、維持管理費に関してはそれほど気にするものではないですよという回答がありました。そうなんだと思いました。

けど、実際蓋を開けてみたら令和2年よりも令和4年ですと4,600万円の維持管理費、つまり固定費、毎年毎年かかる金額が上がっています。そして、当時議論にならなかった修繕費、これも建てて数年で4,100万円。皆さんが自由に使える一般財源かな、その修繕に回っています。

最近では、ぴよんぴよんドーム、あそこに対しても数百万円かかっています。何でこんな設計になるんだろうかと。実際の家庭で考えてみれば、もう家庭が崩壊するぐらいの話です。また建て直す、造り直す、暗渠を入れる、道の駅だと増築するとか、当初から計画をきちんとしているなり、設計がきちんとされていれば、当初の補助事業なり、交付金事業でできたはずですよ。それを今になって、数年の間に4,100万円もの一般財源を投入しなければいけなかった。

多分、当時はすごく忙しいと思います。本当に思います。ただ、今回やってみて思うことは、やっぱり簡単に建てられるものに規模を大きくすることも、何だろう、補助事業で建てられるから規模を大きくしようよとか、さっきの交流センターもそうですけれども、ある程度開放的にしましょうと、ただ、そうすることによって維持管理費が予想以上にかかっているというのは事実であります。

ですので、再度、今後も増え続ける維持管理費、これを今きちんともう一度見直しして、

どのような管理をしていけばいいのか、一般財源はいろんな事業に使えます。そのお金を修繕なり、この経費なり維持経費に使うのはもったいないです。もし使うのであれば、どうやったらこの施設が有効利用できるのだろうか、また違った視点で村民に説明してほしい。

今回質問したのは、当時、インターネットで聞いていた議会の回答が、私が議会に入ってみて、あまりにも違っている、そう思ったものですから質問させていただきました。

自分のお金だと思って、今使わなければ将来残るんだと。飯館村のこれからの子供たちに残していけるんだという思いで、適正に、そして費用対効果、先ほどの行政評価も含めながら大事にこの村の財政を運営していただきたい、そう思います。

最後になりますが、重ねて申しますけれども、今回一般質問、今日一日聞いても、これ皆さん村民の方がおっしゃっている内容です。私、議員やって思ったのは、村民の方は役場職員だった私に対して話す言葉と、役場を辞めてから私に話す言葉が全く違います。私役場のときは、何か村民の声を聞いているかなと思っていたんですけども、大間違いでした。村民の人は言ってこなかった。実際、役場を辞めて各家を回ると、行政について、議会について、1時間、2時間なんてざらです。本当にみんな思っていることがあります。ただ、それが言えない。役場職員に届いてないということが分かりました。

今回、議員になって、皆さんそれぞれ議員活動している中で、たくさん声を聞いているからこそ、こうやって多くの一般質問が出てきていると思っております。今、住民懇談会をやっていない中で、村民の声を反映するのはこの一般質問だと思っておりますので、ぜひ今日、明日の一般質問についての答弁については、検討するというのであれば、すぐに検討していただき、そして成果として結果として村民の方に提示できるような事業をつくっていただきたい、そう願ひまして今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後4時47分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月14日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

令和4年6月15日

令和4年第4回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和4年第4回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和4年6月15日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和4年6月15日 午前10時00分				
	閉議	令和4年6月15日 午前11時59分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	9番 高橋孝雄		1番 佐藤真弘			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹			
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農事委員 事務局 会長	三瓶真	○
	農業委員会 会長	菅野啓一	△	選挙管理委員 書記 会長	村山宏行	○
選挙管理委員 会長	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年6月15日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順7～8番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 高橋孝雄君、1番 佐藤眞弘君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） おはようございます。

私は、この6月定例会において、4項目12点について、村民の生活全般の声、願いを村政に届け、村民が、今日よりあしたよりよい暮らしとなるよう質問・提案するものであります。

日本なり世界情勢を見ますと、無法なウクライナの侵略戦争、戦争いわゆる人々の殺し合い、物体、自然界の破壊、そして戦場となる関わる皆さんの犠牲、その上に軍事産業、兵器社業の金もうけという一連の動きが今世界の中で起き、日本でもコロナ、私どもは11年前に放射性物質という目に見えない、臭いがしないものの被ばくを受け11年たっておりますけれども、コロナもまた3年目、4年目に入ったのかな、そういう目に見えない、臭いもしないようなものでありますけれども、そのような状況の中での村民の暮らしであります。

去る3月における本年度予算討論に申し上げたとおりに、東京電力が人為的に起こした原発事故から11年が過ぎ去りました。加害者である国・東電が加害者の責任や役割を果たすことなく、誰のための避難政策であったのか、除去、除染とは放射性物質、いわゆる自然界にない毒物の除去と隔離でありましたけれども、現実はどうなったのか。復興の名の下に、賠償・補償も加害者が1人として被害者を審議会に参加させないで一方的に決定したものであります。村においてもそれを受け、死んだ方々の差別、同じ村民の子供への負担差別も続いているわけであります。最近の裁判の結果は、賠償の国基準見直しは当然という原賠審の働きが起きております。この11年間を村民主人公の行政執行とするためにも、調査・検証し、村民の人生再生、自然界の再生なくして飯舘村の再生なしでありますので、前村長の11年間の足跡をしっかりと把握した上で、村執行の在り方を、原発事故前のような村民参加型の村・地域づくりは、真剣な行政執行を早急にスタートさせなければなりません。

前村長による議会軽視では、隣接する市町村議会から飯館議会では行政監視チェック機能なしとレッテルを貼られ、執行者も謝罪言及もありました。区長会の報告、提案が議会より早かったり、決議したことが変えられたり、村よりマスメディアを先行する等、数々の議会軽視をされた11年間であります。

村の名所である花塚山の風力発電では、見えない物体とされて問題となりましたが、今朝ほど、飯野から向かってきて川俣に入ったらすぐ右に見えます。川俣庁舎からも見えます。そして、この風力発電に関わって、この6月に入って前町長と前村長が協定し、村が出資をしメンバーとなっているいいだてまでいな再エネ発電株式会社が、風力発電の設置されたときから体に影響を受けている川俣町民に対して、村議会に一言もなく、4名の弁護士名で文書が通知されています。このような議会軽視はもうたくさんありません。やめていただきたい、そのような行政執行は、強く要求するものであります。

川俣町にも251人の村民がお世話になり暮らしております。風力発電ができなかったら、川俣町民にとって何も起こらなかった。確かに、弁護士さんか誰かが今は裁判では風力発電による身体への影響は因果関係が証明されない流れなので、裁判をやっても勝訴はできるのかもしれませんが、町と町が調定を結び、それを村が出資参加している会社が4人の弁護士を立てて、一川俣町民に文章をぶつける、こういうことが過去にも村営住宅に入っていた方が村の弁護士からぶつけられ、借上げ住宅ではなくて避難の仮設住宅においても文書をぶつけられたような過去がありますけれども、そういう官僚審議といいますか、強権的な住民・町民に対してのやり方は改めなければなりません。そのことは強く申し上げておきます。本来の行政の在り方と議会、村民の声、願いが届く村民主人公の村づくりを、議会、行政、一緒に進めようではありませんか。

それでは、質問に入ります。

1つ、原発事故が起こされたことについて、何とんでも村内くまなく自然環境の影響がされたわけであります。この事故で自然界にない放射性物質、毒物が降散されたのは事実であります。それは文科省が31種と公表しておりますけれども、物質の身体への、自然界への影響、実態は、11年過ぎた今どようになったのか。今回は、そう分けての質問でありますけれども、今後、31種の1年目はどうなって、31種の2年目はどうなってという流れの中で、全く村に住む人々、自然界の動植物の命に対して影響がなくなったのかどうか確認してまいりたいと思っています。

2つ目は、なぜ危険で住めない村とされたのか、なぜ直ちに避難しなかったのか。私は全部村執行の態度、国の態度、全部知っておりますけれども、今の新たな村長なり新たな課長になられた方がどれだけこの部分を、12市町村の全ての住民が直ちに避難したときに、放射性物質が最も高いとされる浪江に次ぐ飯館が避難しなくてもいいんだという暴挙に出た実態もありますので、確認をしておきたいというところであります。

3つ目は、国の安心安全は年間1ミリシーベルト未満であるということで、今も、何年もの間、将来的には国の防護法よっての基準に向かっていくんだと。除染する範囲の中では5ミリシーベルト未満なんだと。しかし、国のいろいろな報道なり見解を聞いていますと、緊急事態宣言が今も宣言中なので、20ミリシーベルト未満であれば何でもあ

りの状況になっておりますけれども、結果としての、現状での村の実態、数値を示していただきたい。

4つ目は、健康被ばくについて、現実に計測されている人数・方法・結果を示していただきたいとともに、原発労働者の放射線に対する基本的な安全基準、医療従事者の基本的な安全基準を示していただいて、それと、今村に住んでいる方の安心安全基準、原発労働者や医療従事者は専門的な教育を受けられ、専門的な知見の中で労働しております。そして、それがきちんと厳守されております。防護服を着たり、いろいろな教育を定期的受けながらやっています。ただし、飯舘の村民は、同じような放射性物質の線量値がありながらも無法状態であるのが実態だというふうに思います。そういう点から、この原発労働者、医療従事者の安心安全な基本的な基準を、村民にも時間でどのぐらいなのか、年間はどのぐらいなのか、きちんと見える、分かるような数値を示していただきたい。

5つ目は、前の村長の、先ほども申し上げましたけれども、私たち村民、被害者の立場に立たないで、国や東電の言いなりの「隠す、うそをつく、ごまかす」のではなく、真実・実態を「見える、分かる」ように公表するのが基本的な行政執行の在り方です。そういう意味では、昨日も質問があったように、あいの沢のキャンプ場オープンということでありましたけれども、確かに村全体には何十か所のモニタリングポスト、ほかの市町村が撤去された中でもあるんですけれども、ただし、避難指示区域にならなかった今の自治体の中でも、公園とか人が行き来するような場所にはきちんと見える・分かる化しております。そういう意味では、本来飯舘がそういういろいろな今後の事業の中によりますけれども、オートキャンプ場を含めいろいろなことをやる場合は、やる場所の臨時、非正規でも何でも、分かるものをきちんと掲示、工事すべきだというふうに思いましたので、そういうことが十分になっていかないと、なかなか安心安全は担保できないのではないかと。村は緑豊かな自然を生かした地域・村づくりの歴史があります。しかし、森林を生かした生活・雇用の場づくり・産業を興しても、事故前のようにはできないし、インフラ整備不十分などもあります。そういう実態に基づいて、村民は生き方をこの11年間、うちの中なり友達なりで協議したり、参考にしたり、いろいろな情報をつかみながら、今の帰村率減少になっているのが現実であります。だから、この逆のことをきちんとやらない限り帰村率アップにはなっていきません。確かに新しい住民を飯舘に迎えるという政策も1つの政策でしょうけれども、元の方々、3歳で原発事故に遭った方が14歳になったわけです。そして、その間、先ほども言いましたけれども、同じ村民の子供が教育費なり関係費用の負担を差別されて、村の関係するところに上げない子供は村の子供ではないんだみたいにされた11年間があったわけです。そういうことをきちんと踏まえた上で帰村を進めていくという、そういう村民に寄り添う行政執行がなければ、なかなか帰村率のアップにつながらないのではないかとこの心配をしているところであります。

6つ目は、放射線被ばくをしない、少なくするための施策。いつも答弁で被ばくをしない、少なくするためのことはやっていますみたいな話がありますけれども、村長の知見

からして前の村長とは違うんですから、知見が。前の村長は私と議論したときに、最初に私はこのぐらい放射能の本を読んでいましたと言いました。私はこのぐらいいか読んでいませんと言いました。ただし、私は反対している・賛成している原発、放射性物質について、両方の本を正しく読んでいます。村長は進める側の本だけ天井まで届く本を読んでも、それは何もならないと。村民にはいろいろな多種多様な思考がありますので、そのことを基本としないのが間違いだということでも何回も論議しましたがけれども、それはそれで終わったことなので、やっぱり、今も見えない、臭いもしない物質、ガンマカメラを村全体にいつも当てておけば、色が赤く濃いところは高いんだというのは分かるかもしれませんが、それは不可能ですので、そういう意味では村民に見える、分かるものにするのが村長の責任と役割だと。昨日の答弁の中でも、大分、ああいうふうにやれば見えて分かるのかなと思えた部分もありましたので、それはそれでいいですけども、やっぱりそんなに難しいことじゃなくて、もっと気軽に、お茶飲み話でそうなんだ、あの辺はこのぐらいになって大分下がったねとか、でも奥に行くと高いところがあるんだよぐらいの、お茶飲み話に出るぐらいお気軽なものにした、見える・分かるものがいいのではないかと。どうもずっと構えている11年なんですよね、戻ってこない放射能が不安の方と、戻ってきている方の。戻っている方は避難解除したから安心安全だよ、放射能の心配ないから戻ってきたんだという人と、いやいやまだまだそうではないって人というわけだ。それがお互いに、いや、高いところも確かにあると、こういうところは高いと、だけど全体的にはもう1ミリシーベルト、昨日の数値なんか見ると1ミリシーベルトに年間通してならない基準が示されていたので、その辺をきちんとされるべきだというふうに思います。

2つ目は、村の産業振興についてですけれども、復興の名の下に補助・助成がスタートされて現実に進行中でありましてけれども、産業の継続と国際情勢・日本の政治を考えると、非常に不安・心配なことばかりであります。それを全てウクライナ戦争が、コロナがあるからこういう状態なんだ、物価が上がるのはしょうがないんだ、金融もいろいろな問題が起きるのはしょうがないんだみたいに、参議院選を前にして国は言い逃れをしているようでもありますけれども、それはそれで政治の世界のやり方なので。ところが、私たち村民は暮らす中で真っすぐ毎日関わってくるものなので、きちんとその辺は、不安や心配がどんなことなのかをつかんで、村民の経済、安心安全な産業への助成、支援は今後どこまでできるんだと。村長も、先般、国のほうに言ってきたようでもありますけれども、多くの方々が頑張っていて水田なり耕作に意を用いて頑張っているわけですけども、あれが補助期間を過ぎたり、最終的に見たら営農経営が全く赤字経営でもうやめたいわという状況になっては困りますので、その辺の独自の支援・助成が村としては限界があるというふうに私は思います。ましてや国については、今後不安定な情勢しか私には見えないんです。そういう意味では、この辺についての村長の考えも聞いておきたいと思えます。

3つ目は、業者・生活支援者についてですけれども、これは国で今、給食などの食材や生活全般の物価の高騰するものに対しての対策として、地方創生臨時交付金というもの

が、これは自治体の判断で活用できたということでもありますので、村民の実態を、どうも行政は村民申請主義なので、申請してこないから、そういう流れをずっとつくって、これからもそのほうが楽だからやるのか分かりませんが、そんなに申請の方法や制度を理解している村民、こうすればこうなるんだということを分かっている村民、それほど多いというふうには私自身思っていません。そういう意味では丁寧な周知徹底はもちろんですけれども、コミュニティ担当とか行政区長さんはじめ、いろいろな社長の皆さん、いろいろなことを聞いたら、行政が足を出して本人に確認をして、申請はもちろんきちんとしなければいけないわけですから、そういう足を踏み出す行政の在り方というのを検討しないと、なかなか、せっかくいい制度がいっぱいあります。社会保障制度全般、4,000を超える制度が今もあります。そういうものがどう活用されるかどうかは、住民が勉強して分かって申請に来ないと、何も実現しないというのが流れです。そこを1歩でも2歩でも村民に寄り添うというなら、村民のために働くというならば、その壁を破りながら、村民のために働く職場づくりをしていただきたいというふうに思います。あわせて、業者の材料費高騰もあって、業者の方も、私たち村民が何か頼む場合も、いや材料費が2倍になったもんだから、前に見積もった金額ではとてもできないという流れになっています。だから、どの辺まで該当してこの交付金を利用できるのかというのはあるんでしょうけれども、その辺もきちんと、例えばこういう場合だったら、このぐらいのことだったらこのぐらいの交付金から助成を出しますよというものを村民に示していただければ、村民はそういう例を基にして申請できるんですけれども、単なる地方創生臨時交付金だから、そういうものはお金出ますと一覧表を出されてもなかなかできないのではないかと。その辺の工夫もされてほしいというふうに思います。

4つ目は、原発事故での公共・村民賠償についてです。昨日も渡邊議員からでしたか、賠償についてありましたけれども、これ私ども浪江とかいろいろな町の請求した賠償の実態をある程度聞いていますけれども、なぜ飯館村はそれと比べて項目も金額も賠償しない11年間だったのか。最低限の職員とか自分たちの部分だけの賠償だったのかよく分かりませんが、きちんとされたらいいんじゃないかと思うんです。原発事故がなかったら被害を受けない、被害を受けたものというのはその自治体しか分からないんですよ、当然向こうにも分かりません。だったら、その自治体が明細を、他の12市町村の出したものを見るなり研究するなり調査するなりしてきちんと出すべきじゃないですか。そして村民にもこのぐらい国、東電には請求しているんだと、現状、このぐらい今もらっているんだと。どうもね、役場職員と議員だけ分かっている世界では村民主人公の村づくりにならないんです。村民が分かる村にならないと。見える村にならないと。全国にはいろいろな自治体、立派な自治体をいっぱい見てきましたけれども、やっぱり村民が、いや飯館村はもう日本中の自治体に負けないぐらいの、原発事故前は本当に村民の手作りの、村民と一緒にやってつくった村づくりを何十年も進めてきたのでね、歴史の中で教訓を生かして、だから決してほかに劣るとか云々ではないですけれども、いずれにしるもう11年過ぎたので、原発事故前のようにはできなくてもできる範囲で、今の村長はそれをやろうとはしているというのは見えていますけれども、それはそれで、だか

らそういう点をきちんと具体的に。だから、素直に実態に基づいて、やっぱり東電に対して言うことは言って、国に対しても言うことは言って、この間の村長が出した要望書も見ましたけれども、今挙げられているものを全て網羅して一生懸命国に対して言っているというのは分かりましたけれども、要望と賠償はまた違いますので、賠償は賠償できちんとやるべきだと。

2つ目は、今2つ目まで入っていましたが、やっぱり私も最初から村長に提案したんですけれども、放射線室でも原発事故室でも何でもいいんですけども、専門的な部署がないとできないのではないかとずっと提案していたんですけれども、全然耳を貸してもらえなくて11年過ぎ去りました。やっぱり村民に対しても分かりやすい部署というもの、そして専門的な原発事故対応の部署って、課をつくれとか係をつくれというんじゃないんですけれども、そういう担当、空き家対策にあのぐらいやったり、いろいろやっているわけですから、そういう部分をきちんと置いたほうが、特に村民はもう11年、放射能とか放射性物質とかそういうのはもう聞くのも嫌だという人もいっぱいいるわけです。関わりたくないというのもあるんです。だからこそ、風化させないためにも、駄目なものは駄目、やるべきところはやるという基本的な部署がないと。だって各担当課長もいろいろな行政執行の中で忙しいことばかりいっぱい出るわけだから。今の政治全体を見たって忙しいことばかり増えるんだよ。過去のもは全部終わったわけじゃないのに追加される、毎日増えていくわけだからね。行政職も同じだと思うんです。だから、そういうときにその部署だけはちゃんとこのことだけはやっているというものがないと、それが災害と一緒にしてもいいんですけれども、それはそれできちんとされたほうがチェックや検証ができるんじゃないかと思っております。

3番目は、個々の問題は個々の問題だというふうに賠償を、村はそれは個人の問題、あとはどうしてももっとやりたい人はADRでやってくださいというような答弁をずっといただいて、行政からは捨てられたものになっていますけれども、ただ、助成も相談に来た部分は多分100%対応されて成果を上げてきているとは思っています。ところが、先ほど言いましたけれども申請と同じで、家内でお年寄り2人が相続関係で全部まとめて、それはもうやらないほうが楽だからね、何もしないほうがいいしというふうになっていくので、いろいろな部分で個々の事情、行政は分かっているわけですから、分かっているものを放っておくやり方ではなくて、やっぱり寄り添って実態把握をされて、確かに真っすぐ賠償を代わって請求してやるなんていうことはできないと思うんです、それはね。ですけれども、こういう方法でこのようなことで賠償を請求してもらった方が村民の中にいますぐらいいは教えてあげることにはできるんじゃないかというふうに思っています。議員の皆さんもいろいろな経験をもっていろいろな方に教えたり援助したり、議員もやっていますけれども、助成は窓口に来た人にはやっているのかもしれないけれども、何か昨日の答弁を見ると、毎月2回出す発行物って必ず原子力の相談とかチラシとかが入っていますとか、アンケートも入っていましたなんて答弁あったようですけれども、あれで何人返答をよこしたのか分かりませんが、もっと身近な問題になっているんじゃないかな、もっと寄り添ってやってほしいという思いになっているんじゃないかな

いかな、今やる人は。あんなの見て分かる人はもう何年も前に既にやっているんじゃないですか。だからお知らせ版の中に入れなくていいって言っているわけじゃないですよ。いろいろな工夫をされたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

3月以降の村民から寄せられたいろいろな要求、もろもろ申し上げましたけれども、やっぱり村民が見て分かるという答弁をぜひ求めたいというふうに思います。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問の2点目、村の産業振興についてお答えいたします。

村では、避難指示解除のその前後から、産業支援策として様々な取組を行ってまいりました。例えば、農業については、各地区への復興農業組合の設立を支援し、福島県営農再開支援事業を活用した各種の農地保全作業や地力回復、獣害対策に関する補助を実施してきたほか、村独自の支援としては、農による生きがい再生支援事業、生きがい農業ステップアップ事業、素牛導入支援事業、あるいは県単事業である原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆる4分の3事業のかさ上げ補助や地域の中核の担い手の営農効率化、経営基盤強化を目的とした農地中間管理事業による農地集積など、本村農畜産業の振興を強力に支援しております。また、商工業については、事業を起こす方への支援としてスタートアップ補助金を創設し、ベンチャー企業補助金と併せて村独自の支援を実施しているところであり、あわせて、新型コロナウイルス減収対策として、国・県支援とは別に、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援補助金及び飯舘村事業継続支援金などを実施してきたところであります。

なお、村の基幹産業である農畜産業に関しては、これらの制度を活用し営農再開、または新たに就農した方々の中には、栽培技術の面、人員不足の面で課題があり、ご自身の目標を達成できず経営が厳しい方もいるということをお聞きしているところであります。また、今般の国の水田活用の直接支払交付金制度の改正、あるいは世界情勢による燃料その他資材等の高騰など、本村のみならず、被災自治体を取り巻く環境は大変厳しいものと考えております。

村といたしましては、国に対して必要な支援の要望を行うとともに、独自に水田活用の直接支払交付金における産地交付金の増額について、県と協議を進めているところであります。また、本議会において園芸作物産地モデル事業の予算を計上するなど、農業振興のための支援を追加して実施してまいります。

震災以前においても、冷害、水不足、燃料高騰など、時代ごとに大きな課題がありましたが、その都度村民お一人お一人が不屈の志を持って懸命に努力される中で、また、議会と相談をしながら、村と村民が一緒になって乗り越えてきたのがふるさとたる飯舘村であります。今後も村民の皆様をはじめとするふるさととの担い手の意欲に応え、飯舘村の再生と発展のために必要な支援を行ってまいります。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問1の原発事故を起こされたことについて、1点目から6点目まで関連がございますので、一括してお答えいたします。

ご質問1-1の村内の自然環境への影響を示せにお答えいたします。

まず、放射性物質についてであります。国の情報によりますと、原発事故により拡散された放射性物質は、セシウム、ヨウ素、ストロンチウム等31種とのことですが、村で保有、運用しているシンチレーション検出器で特定できる核種は、その放射性崩壊の過程で特徴的なエネルギーピークを示すガンマ線を放出するセシウムとヨウ素の2種類です。また、放射性物質は放射線を放出することにより放射性壊変を起こし、放射性を放出しない安定同位体になっていく性質を持っており、その半減期はセシウム134が約2年、セシウム137が約30年、ヨウ素131が約8日となっております。

また、これらの放射性物質による身体への影響であります。原発事故後の放射性物質による健康被害の状況を把握するために、平成28年度から内部被ばく検査と甲状腺検査を実施しております。令和3年度の検査結果につきましては、内部被ばく検査を延べ191人が受診し、結果につきましては、受診者全員について、預託実効線量が1ミリシーベルト未満となっております。甲状腺検査につきましては、今年度県が公表したデータによりますと544人が受診し、速やかに2次検査が必要と判断された方はおりませんでした。健康に関する状況は長期間経過を見守る必要があるとしていることなどから、今後につきましても、これまでどおり希望される方が受診できるように、内部被ばく検査や甲状腺検査の体制を整えてまいります。

また、平成28年度より個人積算線量計、いわゆるDシャトルの貸出しも行っております。この集計結果につきましてはご質問の1-4の中でお答えをいたします。

次に、自然界の実態であります。動物につきましては、村内で捕獲したイノシシ肉の放射性物質濃度を測定しており、令和元年度に6頭を測定した結果、平均で1キログラム当たり2,566ベクレル、令和3年度は3頭測定の結果、平均で1キログラム当たり485ベクレルでありました。

次に、植物の状況ですが、村民から測定依頼のあった木の実や山菜についてですが、栗については、平成24年度は平均で1キログラム当たり1,122ベクレルでありましたが、令和3年度は平均で1キログラム当たり68ベクレル、フキについては、平成24年度は平均で1キログラム当たり318ベクレルでありましたが、令和3年度は平均で1キログラム当たり10ベクレルであり、全体的に減少傾向にあります。県の指導等により作付を再開した白菜、大根、キャベツなど約100品目が食品放射性物質測定の結果、全て国の基準値以下であり、道の駅や市場に出荷をしているところであります。

なお、宅地や農地等の除染区域と隣接する林縁部以外の山林は除染が行われていないため、一般に除染された区域と比較した場合、その空間線量は高く、林産物としての山菜やキノコには現在も制限がかけられております。また、樹木については、樹種や植生、地域にもよりますが、概して樹皮の線量が高く、間伐や出荷等を行うに当たっては、ふくしま森林再生事業などを活用して空間線量や樹皮のモニタリングを実施しているところから、村では森林における放射性物質対策について、相馬地方市町村会など関係団体を通じながら国に対し要望を継続して行っているところであり、また今後、里山再生事業や木質バイオマス施設緊急整備事業を通じ、里山の再生を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問1-2のなぜ危険で住めない村とされたのか、なぜ直ちに避難しなかったのかを示せの質問にお答えいたします。

東日本大震災に起因する原発事故により、村全域に放射性物質が降下し、国は平成23年4月22日に、年間積算線量が20ミリシーベルトを超える地域として、本村の全域を計画的避難指示区域に設定しました。計画的避難指定後は、一時避難場所の確保、応急仮設住宅整備用地の確保と並行して、妊婦や乳幼児などの避難を優先するなど、可能な限りの対策を取りましたが、他自治体の全域避難等が先行する中での4月に入ってから避難指示であったこと、未曾有の広域避難となったことなどから、全村避難の完了までには相当の時間を要したものです。

次に、ご質問1-3の国の安心安全は、年間1ミリシーベルト未満であるが、現状はどのように調査され、結果としての実態を数値で示せの質問にお答えいたします。

国の基準では、原発事故とは関係なく、自然界にもともと存在する大地や宇宙からの放射線による自然被ばく線量及び医療被ばくを除く被ばくを、追加被ばく線量と定義し、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト未満としております。これに対し、村では平成23年4月から各行政区の宅地・農地40地点について、継続して空間線量率の定点計測をし、定期的に広報いいたてお知らせ版で周知しているほか、平成28年、平成29年、令和2年に村内の空間線量率を計測して作成したモニタリングマップを全戸配布しているところであります。なお、宅地の空間線量率については、平成23年4月は村内平均で毎時7.21マイクロシーベルトでありましたが、令和4年5月は毎時0.17マイクロシーベルトに、同じ期間における農地の空間線量率については、村内平均で毎時7.63マイクロシーベルトから毎時0.30マイクロシーベルトに低減しております。

村では引き続き、村内の空間線量率や生産物の放射性物質濃度などの計測を続け、情報発信に努めてまいります。また、このほかに、個人積算線量計Dシャトルなどを活用し、個人の被ばく量などの情報を蓄積しているところであります。

次に、ご質問1-4の健康被ばくについて、現実に計測されている人数・方法・結果を示せにお答えいたします。

内部被ばく検査等の結果につきましては先にお答えいたしました。また、村では原子力安全協会の協力をいただきながら、個人線量計Dシャトルの貸出しと、計測された積算線量についての説明等を行っております。令和3年度の実績では、20代後半から90歳までの村民143名が利用され、幅広い世代の方々にご活用いただいております。また、令和3年度のデータでは、1時間当たりの積算線量の平均値は0.11マイクロシーベルトであり、年間の積算線量の平均値は0.96ミリシーベルトでありました。また、同じく令和3年度において、村内企業関係者53名の方が利用されておりますが、1時間当たりの積算線量の平均値は0.10マイクロシーベルト、年間の積算線量の平均値は0.88ミリシーベルトでありました。

今後も個人積算線量計の貸出し、データの分析、説明等、住民ニーズに寄り添った対応に努めてまいります。

次に、ご質問1-5の真実・実態を「見える、分かる」ように、公表（看板・掲示）す

べきであるにお答えいたします。

村では、村全域に環境放射線モニタリングポストを設置し、付近の空間線量率の値を直接見ていただけるようにしているほか、計測値を村ホームページで公表しております。また、モニタリングマップを作成し全戸配布するなど計測結果の公表に努めてきたところではありますが、今後も、いつでも誰もが確認できる、村民が見える・分かるよう、広報やお知らせ版、村ホームページ等での情報の公開に努めてまいります。

次に、ご質問1-6の見えない、臭いもしない物質を、村民に見える、分かるものにするのが村長の責任と役割であるにお答えいたします。

ご質問1-4及び1-5でお答えいたしました。村では「見える・分かる」対策として、飯館村全体に看板表示のものも含め90基のモニタリングポストを設置し、村民はもちろんのこと、村を訪れる方、県道を通行される方にも、付近の空間線量率の値を直接見ていただけるようにしているほか、個人積算線量計（Dシャトル）の貸出しにより、個々に被ばく線量を把握できる対策を取っており、あわせて、行動履歴との突合により、不要な被ばくを避けるための対応方法などの助言等を行っているところです。また、空間線量率のモニタリングマップの全戸配布、破壊式・非破壊式の食品放射能測定器による食品放射能の検査等、多岐にわたり対策を講じているところでもあります。

なお、今後も情報の公表に努め、引き続き移住希望の方々へのあらかじめの村内状況の説明などにも生かしてまいります。

私からは以上です。

副村長（高橋祐一君） 私からは、3の業者・生活者支援についての2つのご質問ですが、関連がございますのでまとめてお答えいたします。

原油・物価高騰対策に係る地方創生臨時交付金については、令和4年5月2日付で福島県総務部長より3,965万2,000円を交付限度額とする旨の通知がありました。この交付金は、国の原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議が示している、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に掲げられているテーマと関連がある施策を実施するための事業に充てることとなっております。農林業における施設園芸などの燃油価格高騰対策や、畜産農家の配合飼料価格高騰対策、商工業者への資金繰りなどの支援、学校給食の食材高騰対策などが該当するわけですが、村内の状況を把握した上で予算を計上し、原油・物価高騰に対し、適切な措置を取ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

総務課長（村山宏行君） 私からは、質問要旨4の原発事故での公共・村民賠償についての1点目、この11年間で請求した内容（項目と実績）についてお答えをいたします。

東京電力への損害賠償の請求及び賠償金の収納に関する実績状況についてであります。まず、一般会計分につきましては5億4,411万9,688円の請求に対しまして、賠償金4億4,681万3,501円の支払いを受けております。賠償金の主な内容につきましては、公有林の立木に係るものとして3億8,466万3,790円、避難指示区域内の立入りに係る特殊勤務手当3,087万3,540円、たばこ税の減収分2,395万9,657円となっており、未払いの主な内容としましては、原発事故対応時の超過勤務手当5,370万円となっております。

次に、特別会計分ではありますが、簡易水道事業特別会計が3億2,021万2,617円、農業集落排水事業特別会計が1億1,029万8,472円で、いずれも平成23年度から令和元年度までの営業損害として請求をして、全額支払いを受けております。

また、財物賠償についてでございますが、公有林につきましてはおおむね請求額同額の支払いを受けており、現在、土地について、村の固定資産台帳を東京電力に提出し、庁内で内容の精査をしているというところでございます。また、建物については、役場庁舎、学校、宿泊体験館きこりなどの規模の大きな建物から請求をしたいと考えておりました。現在、大規模改修を予定している村民の森あいの沢、宿泊体験館きこりから請求の手続を進めていくというところでございます。

請求内容と実績を村民に分かりやすく示すべきとのご指摘でございますが、今後村の広報誌等で分かりやすく説明に努めてまいりたいと考えております。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 私からは、ご質問4-2の原発事故による村民賠償の加害者への請求及び4-3の未請求者の実態把握と支援策について、関連がございますので一括してお答えをいたします。

初めに、ご質問4-2の原発事故による村民賠償の加害者への請求でございますが、村としましては、原発事故による損害賠償は、原発事故がなかったら被ることがなかった損害を可能な限り賠償させることであると認識しております。今回の原子力発電所事故に伴う損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいておりますが、この基準は、被害を被られた方々に共通する事項について、一定程度包括して早期に賠償を進めるために設けられたものであり、この基準に納得できない方についてはADR等の手続によって請求されているものと理解しております。

村としましては、ADR等の申立ては内容がそれぞれに異なり複雑かつ多岐にわたっていることから、それぞれが個別案件とし、東電に対し請求しているものと認識しているところでございます。

次に、ご質問の4-3の未請求者の実態把握と支援策についてお答えをいたします。

さきの渡邊 計議員のご質問でもお答えしておりますが、原子力損害賠償請求については、様々な理由で請求が完了されていない方がおられることは考えられるものの、多くの方が原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づく直接請求をされているものと理解しております。また、ADRにつきましては、個々の事情があり、個別案件として対応いただいているものでありますので、件数の把握はしていないところでございます。

村といたしましては、今後もこれまで同様に、村民からご相談をいただいた案件につきましては、東京電力の相談窓口や原子力損害賠償紛争解決センターにおつなぎをし、村民が納得できる賠償が受けられるよう支援してまいりますし、村の顧問弁護士による無料相談を定期開催しておりますので、有効にご活用いただきたいと考えているところでございます。このほか、原子力損害賠償紛争解決センターからのADRの仕組みと利用を呼びかける案内や、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの請求漏れがないかのチェック表などについては、広報誌と同封して全世帯に配布するなど、周知にも努めているところでございます。

なお、請求漏れやADRにつきましては村として直接関与することは行っておりませんが、多くの村民が関係する営業損害等、国や東電に対し被害に対する賠償漏れのないよう、引き続き要請してまいります。

私からは以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 何回も同じ確認をしてきましたが、いつも同じような答弁をされてる部分について。村では放射性物質について保有して運用しているものは1つしかないのですが、何が村に落ちたのかは村では分からない、分かる分だけの話ということで、いつも2種類の話。これ、10年繰り返して同じようなことを書いてますけれども、村は独立した自治体ではないのかな。どこかの下請機関ではないんでしょう。そしたら世界中探して、検査できるものを確保して、飯舘村にはどんなものがどういうことで降って、落とされて避難するような村になったのかという実態を、独立した自治体としてつかむ必要があるのに、10年も同じ、調べる機械がないから2つしかないんだなんて答弁をずっとしてきますけれども、要するに、これ以上のことはしない、被害を受けた村なんだということなんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 答弁の中身でありますけれども、31種のうち測れるのが、今持っています計測器では主にこの2種類ということでありまして、決して文科省公表の31核種をストロンチウム等も含めて否定するものではございません。ただ、重要な部分は、そこから放出される放射線にどういうふうに対策を取るかということかなと考えておりまして、そのために必要ないろいろな対策については今お答えを申し上げたとおりでございます。それ以外のものを調べるための努力といいますか、そういうものをしないのかということでもありますけれども、これに関しましても、先ほど私が申し上げたように、大事なものは放射線に対しての防護方法かなと考えておりますので、その点で健康被ばくといいますか、対策を取ってきたということかなと思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 今の答弁ですけれども、普通に考えて、村民が新聞・テレビ等であの当時31種が村には落ちたんだ落ちたんだと文科省、国が言っているわけですから、31種落ちたと思っています。でも、中身は分からないですよ、分かるのはこのセシウムとヨウ素の2種類なんです。村長の専門だから、31種あっても今全く、今の三瓶課長の言う防護の被ばくとか動植物への被害からすれば何の問題もないのも含まれているかもしれませんが、今こそ31種が何で、何が動植物、私たちの健康に問題ないもので、もう既になくなったものとかいろいろありますけれども、それを私がいろいろ説明すべきではないので、分かりやすく、そんなに難しい問題ではないと思うんです。そういう公表をする気持ちはありますか。

村長（杉岡 誠君） 議員おただしの放射性物質の降下したものの種類については、実は降下当初、表面にある状態においてはいろいろなサンプリング等が可能だということで、国のほう、文科省等々で測った結果が公表されているのかなと承知をしております。その後、除染という行為であったり、あるいはウェザリングということで、雨風等々、あるいは人間生活活動においていろいろなことが混在をしてしまっていますので、なかなか

村全体の中で全ての放射性核種を特定するという事は、技術的には相当難しいだろうと考えます。今産業振興課長が答弁したとおり、私たちの健康に直接的に影響する特にガンマ線ですね、放射線の中でも強いと言われるガンマ線の崩壊、核種について捉えるのが村としての姿勢であって、それに対する防護であったり対策であったりモニタリングをしていくという形で今は行わせていただいているというところであります。放射性壊変、放射性崩壊ということによって、その物質そのものが既に11年を経過する中で相当量放射性の核種として変わってきてしまっているという実態がある中で、例えばベータ崩壊をするベータ線というのは電子線を出すだけです、あるいは吸収するということとなりますので、それを測るというのは非常に私たちが持っているようなサーベイメーターで測ることができないので、ラボのほう、研究室のほうに持って行って科学的に分類をしないと出せないということがありますから、なかなか測定には至っていないなど思っております。いずれにしても、大きな影響を与えるものに今はピックアップをしながら対策をさせていただいているということですが、国の情報等々については、どういう情報があるかということも今後についても把握をしながら、必要に応じて計測したものについては全て村民の方々に公表していきたいと考えているところであります。以上であります。

8番（佐藤八郎君） 今村長が言うように、確かにそういう流れの中でなので、ただ、今村長も言うベータ線に対しては、持っている私らが被ばくをどれだけ受けているかというもので、測れない物質もあるわけだ。測れないものも細胞は浴びているわけだ、基本的にはね。だからそういうことも含めて、当初はこうだったけど、11年たったらこういう状況の自然界なり実態なんだと、だから安心安全な飯舘村に完全になったわけではないけれども、国が避難解除を、20ミリシーベルト未満だったら解除したわけだけれども、昨日の答弁を聞いてると1ミリシーベルトにならないと言っているから、もう防護法の枠の中に村があたかも全体が入ったかのようなになるわけです。そうではないというのは村長の答弁なので、その辺を住居なり除染した地域については、こういう状況の中で、実態の中なので、生活空間として大丈夫、暮らせる飯舘村になったんですよという村のアピールですか、そういうものが私は必要なので聞いております。

あと、違う質問に入りますけれども、当初、ヨウ素剤を飯舘村は持っていました。しかし使わなかった。使わなかったのがよかったのかどうかというのが、その当時の親御さんなり成長した子供さんなり、嚢胞とかいろいろできている人たち、今は治って過去にあった人というのもありますけれども、そういう心配もあってあれはどうだったんだという人もいます。その辺どういうふうに、担当でもなかったし村長でもなかったものであれですけども、使わなかったのがよかったのかどうか。

村長（杉岡 誠君） 今のご質問に直接的な回答になるかどうかちょっと分からない部分がありますが、ヨウ素剤の使い方については、放射性ヨウ素による被ばくを受けそうなきの、たしか前何時間以内、後何時間以内というところの特定の期間内に接種をすることということと、お子さん等々については医師の診断、判断を受けて接種することというのが、たしかヨウ素剤の使い方だったというふうに思いますので、あの当時の村全体に

放射性物質が降下をしていて、あるいは今降下したもののからの放射線があるような状況の中で、どの時点で飲むべきかどうかという判断はなかなか難しかったのではないかなというふうに予測はしますけれども、ただ、それがよかったか悪かったかという判断はちょっと私としてはお答えができないものかなと思っているところでもあります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 今村長も言いましたけれども、やっぱりヨウ素剤を飲ませる立場にある医師や看護師関係者がなかなか飯館はそろえることが困難だという部分もあって、飲ませない方向でいったんですけれども、それでも13市町村の中では一生懸命飲ませることに努力をした自治体もあるわけです。そういう意味ではそれがどうだったのかと聞かれるもんだから、医学的にどうなのかも私は分かりませんので。

次に、1－2の質問なんですけれども、これはいろいろ答弁いただきましたけれども、村長が承認しないから延びただけなんです、別にね。だって国は最初から飯館だけ低い線量値の地域だなんて思っていなかったですから。だってあのSPEEDIのデータから見たら飯館なんかもう最初から入っているのは分かっていたんですからね。だから村長が承認しないから延びただけの話なので、だから丁寧に答弁をいただきましたけれども、延ばしたことで今度避難指示が出されたときから延々と苦労したわけですよ、職員。今の副村長なんか先頭に立って昼夜問わず駆けずり回って避難場所を見つけたぐらい。だから、避難所をつくるのも遅れたし。だから、最初から素直に避難するんだというふうになればああいう結果にならなかったのが実態だということでもあります。

質問の1－4ですけれども、福島市では、今もこうやってガラスバッジを自由に書いて申し込めば、貸し与えているいろいろやっているようなんですけれども、福島市は避難地域じゃないですよ。飯館はこういうガラスバッジを前の村長がずっと中止してなかなかやらなかったんですけれども、今は貸出しはしているという話ですけれども、何か貸出しも私も借りようと思ってずっと言ったら、今日やっと午後から借りられるんですけれども、何か簡単なんじゃないんですね、いろいろ、どういうことなのか分かりませんけれども、避難地域でもない福島市は、こうやってはがきを出してやればちゃんと対応して、ガラスバッジですけどねこれは、個人線量ですけれども、ちゃんとやってくれるのに、何かちょっと、どういうものなのかなこれ、どういうことなんですか。もっと気軽に貸し与えたり、いろいろされていいんじゃないですか。

産業振興課長（三瓶 真君） おただしの部分はDシャトルの貸出しというふうには受け止めております。議員はちょっと少し貸出しが面倒じゃないかということではありますが、基本、ご相談をいただければ、村のほうに待機している現業職員のほうからDシャトルの貸出し分といいますか、それに説明を加えて貸し出すというふうにしてしておりますが、申出さえいただければそれほど手続とかそういうものは難しくないんじゃないかなと認識しておりますので、ぜひご希望の村民の方がいらっしゃる場合には、産業振興課の担当窓口のほうまでお気軽に声をかけていただければと思います。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 福島市とほかの市町村で気軽に、何か飯館はうんと難しいものを貸すん

だかどうかわかりませんよ。私も今日借りるから分かるんだけど、何かちょっととと気軽に持てたりいろいろしていいんじゃないかと思うんだけど。前は各個人に配っていたりして、点検のために集めたりいろいろやっていたけれども、だからああいうものがないと余計、みんな安心安全に暮らせない、目に見えない臭いしないから、もう飯舘なんか何の問題もないんだって。私なんか目が弱い、結晶体が弱いのかどうか分からないけれども、飯舘に来て風に当たるたびに涙目になるからね、なるべく窓は全然開けないんだけど、暑くても何にしても。だから、人それぞれ体の症状があるので、もっと気軽にどんどん使うような感じのほうがいいのかなと思っています。

1-4と1-5のほうで答えしましたがということで一括答弁されているから、私も今議長から注意を受けるほど工夫して質問しているんですけども。いろいろな公表、掲示するという、モニタリングもある、でも、どこに行けば村のどこにあるのかという全体の工事をぜひ道の駅に。全体の何十か所の、90基あるんなら90基の、村全体のどこに行けばモニタリング、全体を見たときに村全体状況が分かるような。飯舘に関心を持っている人いっぱいいてね、だからそういう意味では、全体が分かるものをぜひ拠点と言われる道の駅のどこかに、掲示板を設置してもらいたいと。

あと、次、2-1に入りますけれども、農産業での安定経営の考え方ですけども、安定経営だから採算があって生産にかけるお金があって、そして生活費も生まれるというのが安定した経営、経済になるんだろうけれども、答弁では独自の支援でも何でも当面やらざるを得ないということで、やるということでありますけれども、見通しとしては、国はいろいろな補助金、制度についても変わる可能性がある、どの辺までは見通せるんですか。10年先、20年先と。

総務課長（村山宏行君） 財政的な見通しということのご質問でございますけれども、基本的に復興・創生期間、その期間中については村のほうで上げております事業の計画、そちらのほうについてはある程度担保されてるものと考えております。当然その後、終期が来る、また、それによって村の事業自体がその時点をもって終わってしまうということでは、なかなか立ち行かなくなるということも予想されますので、いわゆる激変緩和、そういったことも国に要望しながら、今後財政のほうの運営を進めてまいりたいと思っております。

8番（佐藤八郎君） 南相馬とか先進的にやられた経営を見ていると、減価償却費をちゃんと積立てていざというときにそれを使える状態で経営をやっているんですけども、どうしても収益上がらない中でやっていくと、それを崩して使ったりしているのにつきもさっちもいかないという実態も聞いているので、今飯舘で本当に頑張っている方が、本当に将来を見据えた、安定したそういう減価償却積立てなり、そういうものをきちんと指導されて、援助されてほしいというように思います。

次に、3番目の地方創生臨時交付金ですけども、先ほどの答弁を聞いただけで村民が申請に来られますかね。

総務課長（村山宏行君） 今回の地方創生の臨時交付金ということで、いわゆるコロナの対策、それに伴って、いわゆる原料の高騰、それから燃料等のそういった物価高騰に対応する

ためということで、国のほうで交付金という形で算入されているものであります。こちらの交付金につきましては、村のほうで事業メニューを立てて、こういった事業に使用しますということで募集をかけて、そこに手を挙げてくる人たちに該当させると、そのようなことで対応するというものになってございます。ですので、個々の私はこういったことに使いたいんだということではなくて、村のほうである程度使えるメニューを選定して、そして事業的なものを案内していくということになります。

8番（佐藤八郎君） 予算上限があるから村の考え方はいいんだけど、今の答弁で、その制度を見たら俺も該当しそうだと思って申請に来て相手にも相手にされないということになるんですか。

総務課長（村山宏行君） 繰り返しになりますが、こちらの交付金について、事業メニューが既に想定されているものではございません。自治体が新たに事業を組むものに対して、そこで財源を補填するというそういう仕組みになってございます。ですので、村民の方々に分かりやすく、なおかつ多くの方々が該当するような施策、そういったものを村でメニュー化して、そちらにエントリーいただくというような形になるかと思えます。

8番（佐藤八郎君） ぜひ多くの人ができるようにしていただきたい。

あと、質問をいたしました原発事故の村民賠償ですけれども、村民の賠償と公共賠償、両方含めて、やっぱり11年たって、そういう担当部署なり専門にする職員1人とか2人とか3人とか分かりませんが、組織体制の中で検討していただきたいのと、最近、村長も十分分かっていらっしゃるけれども、賠償の国基準見直し、これは当然だというマスコミ報道もあったり、あとはいろいろな全国の裁判の結果によっても、中間指針そのものを見直しが必要なんだということで、原賠審も動き始めたという話なので、私ども議会としても中間指針見直しの要求をしていますし、村もしていると思うんです。だからこれはやっぱり、もともと最初に私言いましたけれども、被害者を入れない中で、加害者の一方的な賠償基準でありましたので、今こそ被害の実態をきちんと把握できる、本当に賠償となる、補償となるものに変えなければならないというふうに思っています。そのぐらい原発事故が事故を起こしたときは、国の本当に大変な財政、そして、本来、これは何もなければかからないお金ですから、本当に無駄な公金ですけれども、除染一つを見てもね。だって除染なんかしたって、雨風降って雪降ったら、したところをまた同じくはやらない、飯舘なら75%の森林から放射性物質が放出してくるわけですから。だから、そういう点からすれば、やっぱり高いものなんだということで、きちんとやっぱり見直して、いまだにいろいろな項目で質問しましたけれども、そういう点でもこの中間指針見直しについては、村長も、自治体長の役員構成の中で体制に入っているということなので、十分意を用いて、私どもの代表として頑張ってもらいたいと思います。

村民生活の要望や不安がどうなるかというのがやっぱり村づくりの基本なので、そのものが村民にいいことをいっぱい、村長が替わってからいろいろなことでいいことをいっぱいやっているの、いいことはいいこととしてどんどん進めながら、各地区にコミュニティ担当もいて、住民がその人には寄り添える可能性があるんですよ、だからそう

いう声をしっかりと集めて、村会議でももんで、やっぱり今日よりあしたがよくなる生活に村民がなっていないと、なかなか帰村して本当に暮らせるのか心配・不安があるので、その辺を強く求めて終わりたいと思います。

議長（佐藤一郎君） 執行部から答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） 今、様々なご意見、ご指摘等も賜ったところであります。村民の方々の声をしっかり聞いて村政を進めていくというのは、まさしく私自身、あるいは議員の皆様も同じ方向性のものだというふうに思っておりますので、村として様々なチャンス、あるいはシステム、仕組みというものもつくりながら、あるいは今後住民懇談会ということも企画をしながら、様々な声を承って、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」というのが私の言葉でありますけれども、そういったものを目指して皆様と一緒に頑張っていきたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） 以上で佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、5番 佐藤健太君の発言を許します。

5番（佐藤健太君） それでは、令和4年6月の定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

今回は、4項目5点の質問をさせていただきます。

1項目めの1点目、企業版ふるさと納税についてお伺いします。

企業版ふるさと納税は地方創生応援税制でございます。こちらは企業が地方公共団体の地方創生の取組に対し寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除するもので、企業として地域振興やSDGsの達成など社会貢献ができるほか、法人税の高い軽減効果を受けられるメリットがあります。飯舘村として企業版ふるさと納税の取組を行っているのか、また、行っていなければ今後行うのか、そういったことを伺います。

続いて、2項目めの1点目でございます。農林商工業の新興発展について。

1点目、生きがいとなりわいの力強い再生と発展を進めていくに当たって、飯舘村として農業に対する支援は非常に手厚くあります。その中で移住定住、雇用の受皿として大きな役割を担っている商工業に対しての支援を村としてもっと手厚くするべきではないかというふうに考えますが、村の見解を伺います。

2-2点目、村の商工業の力強い再生と発展を進めていくに当たって、今後の村としてのビジョンを伺います。

3項目めの1点目、昨今、福島の本酒をはじめ、全国の本酒のレベルが非常に上がってきており、飯舘の純米大吟醸やおこし酒も刷新が必要な時期になってきているのではないかというふうに感じていますが、こちらの見解を伺います。

4項目め、村の花、木、鳥についてでございます。

4項目めの1、震災後の飯舘村の花、木、鳥に関する生態調査等を行っているのかを伺います。

村長（杉岡 誠君） 5番 佐藤健太議員のご質問の2の農林商工業の新興発展について、2-1と2-2は関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

まず、1点目の商工業者に対する支援についてですが、村では令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援補助金として、売上高が前年同月と比較して3割以上減少した事業者に対し、令和元年度の固定資産税額を基準として納付いただいた固定資産税額を基準に還付する補助金を交付してきたところであります。また、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年1月以降、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月がある事業者に対して、飯舘村事業継続支援金として、1事業者当たり10万円を支援金として交付しております。さらに、今年度で4年目となりますプレミアム付商品券事業により、村の商工業支援とにぎわいの創出などの支援を行ってまいりました。

これまで、村内事業所の支援や企業誘致を進める中で、労働者の確保が大きな課題であると認識しておりますので、引き続き、既存の事業所の支援や新たな企業の誘致を進める一方、移住定住施策と連携した雇用施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の商工業の再生と発展に向けたビジョンについてであります。村の商工業の力強い再生、発展においては、企業に対する支援及び個人事業主への支援が必要であるとと考えております。

まず、企業への支援として、国の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金が挙げられます。工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出、産業集積を図るもので、補助対象経費に応じて決められた人数の雇用創出が補助金の交付要件となっております。この補助金を活用し、大規模な企業の誘致に積極的に努め、村民の雇用拡大につなげてまいりたいと考えております。また、村独自の企業支援として、飯舘村企業立地等支援補助金があります。この補助金は、用地や工場の取得、賃借料、設備機械の取得などに利用できる補助金となっております。交付要件、補助率等に違いはございますが、新規事業者、既存の事業者を問わず、村内への企業の立地等を支援し、村民の雇用の確保と企業経営の健全化に資するものと考えております。

次に、個人や小規模事業者が使える補助金としては、県の直接補助事業である創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金があり、村内での店舗の創業等に利用されており、これまで4件の実績があるところであります。

また、新規事業者への支援として、補助率50%、限度額200万円以内の村内ベンチャー企業創出支援事業補助金、上限額200万円のスタートアップ補助金があり、創業に係る経費を助成することにより、村内での商工業における起業の活性化を図り、交流・移住を推進してまいりたいと考えております。

これらの補助金を、事業の大小にかかわらず、多くの方にご利用いただくため、今後も支援内容の周知に努めながら、企業誘致や村内企業・新規事業者の支援をし、商工業の新興発展に努めてまいりたいと考えております。

他のご質問については、担当よりご答弁申し上げます。

副村長（高橋祐一君） 5番 佐藤健太議員のご質問1の企業版ふるさと納税についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、企業版ふるさと納税は納税企業が税額控除等を受けながら、S

DGs等の理念にも貢献することができる制度であります。この企業版ふるさと納税は、平成28年度に設立された制度であり、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みであります。企業版ふるさと納税につきましては大きく2つの仕組みがあります。1つは地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が行った寄附について、法人関係税の税額控除を受けるものが一つであります。もう1つは、この仕組みを活用して、企業が専門的知識・ノウハウを有する人材を地方公共団体へ派遣することで、法人関係税の税額控除を受けるものであります。

本町における企業版ふるさと納税の取組としては、令和3年度に制度の適用要件であります地域再生計画を策定しまして、現在、ふるさと納税を受けられる体制を整えているところでありますので、体制が整い次第、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 私からは、ご質問3点目の飯館の特産品についてお答えをいたします。

村では、これまで飯館の純米大吟醸やおこし酒のほか、「どぶちえのどぶろく」や「白狼」、「山中郷」など、飯館村酒販店会や個人事業者、それぞれがアイデアを出して取り組んできた結果、すばらしい地酒が製造されてきた経緯があり、福島県のお酒が全国で注目を集めている中、これらのお酒は飯館村の特産品として重要な存在であると認識しているところでございます。

村内には、特産品の開発に対する知恵や情熱を持ち、創意工夫ができるプレーヤーがまだまだ多く存在すると思っております。今後、特産品となり得るお酒の開発につきましては、行政が企画、指導するのではなく、村内にはもとより、村外からのプレーヤーを含め、あらゆる人材の掘り起こしや人材育成を行い、アイデアを出し合っていたきながら開発を進めていただける仕組みづくりが必要であると考えております。また、お酒に限らず、村の特産品について広く県内外にPRするとともに、新たな特産品の開発についても、意欲の高い個人、事業者への支援を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、ご質問4の村の花、木、鳥に関する生態調査についてお答えいたします。

震災前の村では、通称農地・水事業、現在の多面的機能支払交付金事業を活用して、各協定集落が水辺の生態調査に類する調査を行っていましたが、震災後は、協定集落活動を含め村独自の生態調査は行っておりません。

なお、村の花はヤマユリ、木はアカマツ、鳥はウグイスと昭和51年9月に村条例により制定されていますが、これらのものに関しては、2011年4月の全村避難指示後にイノシシ等の野生動物の一部が急増したことにより、少なからずヤマユリ等の山野草がイノシシ等の野生生物から被害を受けていると推測されますが、正確なところは不明であります。また、アカマツについては松くい虫による被害が散見され、松くい虫対策として、平成28年に森林病虫害防除や、令和2年には松くい虫駆除、伐採を行うなど、対策を講

じてきたところです。ナラについてはカシノナガキクイムシによる被害が見られるなど、震災前とは異なる被害状況があり、村としても平成28年と平成29年に森林病害虫防除、また、平成31年、令和2年にカシノナガキクイムシ駆除に取り組むなど、被害拡大防止に努めておりますが、毎年被害状況が変わっていくため、その総量を把握するには至っておりません。また、猿やイノシシなどの有害鳥獣については、飯舘村鳥獣被害防止計画を定めて年間の駆除頭数を管理しておりますが、野生鳥獣の総数や生態を把握するための調査は、村としては実施しておりません。

以上であります。

5番（佐藤健太君） それでは、数点再質問をさせていただきます。

まず、1項目めの企業版ふるさと納税についてでございます。この企業版ふるさと納税をしていくに当たって、このような財源を利用して、震災前のように企業研修であったり企業の雇用等に使っていただけるようなプランや、設備を構築して交流人口を増やすような取組も考えられるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、現段階ではどのような取組をこちらで考えているのかお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 企業版ふるさと納税の制度については、昨年度ちょっと学ばせていただいて、実は昨年度中に計画策定をしながら国の認定が受けられるようにという準備を進めてきたところであります。ご答弁申し上げたとおり、まだちょっと村の中の体制がうまく取れていないものですから、具体的なふるさと納税がいただけるような仕組みをこれから周知したりアクションを起こしていくというところから始まって、その先に財源を使った事業というものを検討するということがあると思いますが、まだそこまではちょっと至っておりませんので、様々なご意見とか、あるいは様々答弁の中で申し上げましたが、雇用の確保とかですね、様々な人材の確保というところの大きな課題を見据えながら、事業については検討していきたいと考えております。

以上であります。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。

こういった制度を一つのツールとして、改めてこの体制で企業を巻き込んでいくような、そういった動きがふるさと納税を使いながらできていったらいいのかなと思うところと、この体制が整った際には、ホームページで公表するだけじゃなくて、今まで飯舘村が関わってきた企業、様々な企業いらっしゃると思いますので、そういった企業全てに案内を出していただいて、必要があれば訪問するなど、そういった攻めの体制でふるさと納税を使っていければいいんじゃないかなと思いますが、こちらは、例えばその目標額を定めてしっかりそこに向かって、毎年幾ら寄附をいただいでいくという形でやっていくのがいいのかなと思いますが、この辺なんかは村長はどう考えていますか。

村長（杉岡 誠君） まさしく今ご指摘いただいたとおり、様々ご支援を賜ってきた企業の方々がいっぱいますので、そういった方々にまずお声がけをさせていただきたいというふうに私自身も考えているところであります。あるいは村と協定を結んでいる企業様もいらっしゃいますので、そういったところも含めてということで考えさせていただきたいというところでありますが、村の一方的な復興あるいは再生と発展ということ

だけの寄附ということでは、なかなか今ですね、昨今の情勢の中で難しいだろうというふうに思いますので、お互いのメリットといいますか、企業様にとってのメリットというものも学ばせていただきながら、私たちからアクション起こすということを検討させていただきたいなと思っているところであります。

以上であります。

5番（佐藤健太君） まさに今、多くの企業さんが関わっていただきながら飯舘村がここまで復興してきたというところもありますので、こういう取組の中でまたその関係を築き直して、本当に単発の納税だけではなくて末永い納税をしていただけるような、さっき村長からもありましたように双方にメリットがある取組を準備していただきたいなと思います。

続いて、2項目めの再質問に移ります。村内企業に勤めている方が今かなりの数いらっしゃると思いますけれども、村内企業に勤めている方、村内に住んでいる方より通勤をしている方が多くいらっしゃるのかなと思っています。村内企業も雇用維持していくために非常に経費がかさんでいるというふうにも感じています。そういった中で、この原発被災地ならではの課題において、例えば通勤費の一部を補助して、村に1人でも多く働きに来ていただいて、そしてそれが移住につながるような取組もしていただければいいんじゃないかなと思いますけれども、こちらに関して村として何か見解を持っているかどうかお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 通勤費の支援ということを直接的には検討していなかったところですが、村の中で少し検討といいますか協議をしている部分は、実は幾つかの企業様方に共通してお声がけをしながら、もしかすると社宅という形で整備をすることはあり得るんじゃないかということ踏まえて、昨日答弁をさせていただいた部分もあるかと思っております。あるいは民間企業さんのほうでのアパート等の整備という形で、やはり一番は村内にお住まいいただくことが村としても非常に大事でありますし、あるいはお働きの方にとっても選択の中ではそれが一番ベターだ、ベストだという方もいらっしゃるかと思いますので、そういった施策のほうを集中して今まで検討してきたという部分であります。今後、広域的な各市町村との連携とか、あるいは働き、勤める場所での住まいの仕方をいろいろと複合的に考える中で検討するものがあるかなというふうに思いますが、繰り返しになりますが、通勤費の支援ということだけを特化して今検討していたということはありません。

以上になります。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。

事業所としてもやっぱり、まずその一つのステップとして、村内になかなか働き手がないという部分もありますので、村外から働きに来てもらうってところを一つのステップとしてやらなければならないという状況もあるという部分と、あとは働きに来てもらうためには、いきなり住んで働くというのはハードルが高いので、通っていただくというところは一つのステップになってくるのかなと思いますし、また、さらに遠くから、関東圏だったりいろんなところから移住も含めて働きに来てもらうという第2のス

テップというところも、今お話があったように必要な部分だなというふうに私も捉えていますので、その辺はしっかりと進めていただきたいなと思っています。

あと、答弁の中にありました村内においての企業立地、また誘致をするに当たって、用地や空き工場等の情報という部分がなかなか私たちに見えていない部分があるんですけども、こちらは何か村のほうでは公表したり、どこか載せているという部分は何かあるのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的に空き家物件というようなこと、それから空いている土地、そちらについてはありますけれども、事業所向けというのはなかなか今ないのが現状でございます。そういったこともありまして、今後交付金を使いながら、工場の適地ですね、土地の調査を行って、いわゆる工場誘致に適した場所を村内で模索していくということで考えております。

5番（佐藤健太君） ぜひ早急にこちら進めていただきたいなと思っています。いろいろやっぱり問合せもありまして、村内にこういう事業をやりたいんだけど、どのくらい用地があるんですかというふうな問合せなんかもありますので、この辺お答えできるように準備をしていただきたいなと思っています。あとは、今物価の高騰等がやっぱりありまして、事業者の負担も非常に大きくなっていますので、今後も国や県の補助のスキームにないような、きめ細やかなサポートを実施していただいて、村内に企業を守り育てていかなければならないんじゃないかなと思っていますので、いろいろとそこを考えていただければいいなと思っています。こちらで2番目の再質問とさせていただきます。

続きまして、3項目めの飯舘村特産品について再質問させていただきたいと思います。答弁いただいたとおり、これまで飯舘村酒販店会を中心に、並々ならぬ思いで、非常にすばらしい地酒の製造が行われてきまして、販売も現在も行われているところであります。震災後ですが、こちらの動きが少し弱体化してしまっているような感じも見受けられます。こういったことに関して、村としてどのように感じているのかということをお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありましたように、本当に様々な地酒を製造していただいて、それぞれ成果を上げてきたということではありますが、震災後、議員おただしのとおり、若干そういった落ち込みの部分も見られたのかとは思っております。ただ、ご質問にある刷新するというようなことでもなくて、今までのある部分もそれぞれご努力をいただきながら、また村のほうでも道の駅等を通じてPRしながら販売をしていかなければならないと思っていますし、先ほど答弁申し上げましたように、今後まだまだプレーヤーがたくさんいると思いますので、そういった方の掘り起こし、それから、そういった方の支援策ということはなかなか難しくなりますが、何かそういった仕組みづくりの部分でまずは検討を重ねて、何かできないかというようなことで、どんな方法がいいのかということで努力はしてまいりたいなと考えてはいるところでございます。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。

こうした中、県内はもとより全国の酒蔵でも、経営者であったり杜氏の皆さんが事業承継などが進みまして、非常にお酒に関して、日本酒に関してもレベルの高い進化した新

しいお酒という部分が多数出てきておりますので、今後酒を造っていくという上に当たっては、お土産としてお客様に手に取っていただくためには、やっぱりその辺と肩を並べていかなければならないという部分が非常にあると思いますので、例えば原材料であれば、お米、水、こうじ、そういった様々なものも本当に細かく分析をしながら味という部分を指定していったり、さらにお酒に関してのコンセプトがどういったコンセプトを持ってこのお酒が造られたのかという思いの部分であったり、さらにはパッケージ、それからターゲットであったり、販路、コスト、そういった様々なものを詳細に吟味をして、よりレベルの高い製品をこの村からも出していききたいなとも思っていますので、そういった取組、村としてはどの辺のレベル感でいくのかということ、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） レベル感というところについては、なかなか全国の切磋琢磨する中で様々な取組がありますので、福島県のお酒がついこの間6連覇ということになったと、非常に福島県全体のPRにつながっている部分がありますが、村においてはなかなかその流れの中には今はいないというのが実情だと思います。プレーヤーの掘り起こしという言葉を使っているのはまさしくそういう目線で、市場のマーケティングをしっかりと見据えながら物事を進める、商業的な観念を持っている方をやはり中心に据えながら、そこを村として様々な支援をしたりということが必要だろうというふうに考えますので、議員がおただしのおおりに、こういった取組が必要だと思いますので、様々なアンテナを広げながらキャッチには努めていきたいと思っておりますけれども、まずそのプレーヤーの掘り起こしというものをしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

以上であります。

5番（佐藤健太君） まさに今のところを充実させて進めていただければなと思っています。観光と一緒にお土産というのはセットで相乗効果があると思っておりますので、この辺も両方、両輪で進めていただきたいなと思っています。

続いて、4項目めの再質問に入りたいと思います。村の花、木、鳥についてでございます。アカマツも同様でありますけれども、特にヤマユリに関しては鳥獣害の被害を受けている部分も多数見受けられますし、あと除染という部分で削り取られてしまったという部分もありますので、例えば植栽をしていったり保護していったりなど、積極的に行って増やしていくという対策をしなければならないんじゃないかなと思いますので、こちらに関して村としてどう考えているか、少しお聞かせください。

産業振興課長（三瓶 真君） 議員おただしのように、今ヤマユリについては以前ほど村の中で見なくなったということでお話が漏れ聞こえてくる場所でございます。恐らく原因も今お話があった部分が大きいのかなと思っています。今のご提案はヤマユリについて行政のほうでこれを植栽していくとして、復活させるという話でございます。非常にいい提案だと思います。ただ、まだちょっとこの中身については検討しておりませんでしたので、今ご提案をいただきましたので、どんな形でそれができるかどうかについては少し考えてみたいと思っております。

以上です。

5 番（佐藤健太君） 多分いきなり植栽ということはなかなか難しいと思いますので、しっかりと調査をしていただいて、何年か継続して調査した中で減ってきているということがしっかりと分かるようであれば、じゃあどう保護していくのかとか、アカマツに関して、松枯れがかなり浸透してしまっていて、国有林なんかもありますので、ぜひ県・国のほうにもしっかりとこちらの現状を伝えていただいて、村の木なんだということで、しっかりそこをどのように、どのくらいの保護をしていくのかということも検討しながら進めていただきたいと思います。水俣のほうが被害から復興していく際に、地元学という部分の考え方を非常に大事にしてきたということも聞いていますので、ないものねだりからあるもの探しということも含めて、この村の大切にしていけるべきものという部分を見据えてやっていっていただきたいと思います。そちらも踏まえて、今後村づくりと一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） 執行部から答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） 非常にありがたいご提言をいただいたとっております。村の大切なものというのはまさしく村民の魂とともに、これまでのいろいろな取組の中でやってきたもの、そういったものの磨き上げ、掘り起こしというものをしっかりさせていただきながら、また新しい世代の方々の目線で見るときに新しい価値というものも見いだせるだろうと思いますので、今いただいたご提言等々も含めながら様々な検討を重ねてまいりたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前 11 時 59 分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月15日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘

令和4年6月17日

令和4年第4回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和4年第4回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和4年6月17日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和4年6月17日 午前10時00分				
	閉会	令和4年6月17日 午前11時32分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	2番 横山秀人		3番 花井茂			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹		書記 室井麻矢	
地方自治法の 第121条によ り定められた 出席した者の 氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	山田敬行	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農事委員 局長	三瓶真	○
	農業委員 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 会長	村山宏行	○
	選挙管理委員 会長	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年6月17日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第43号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第44号 令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第45号 令和4年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第46号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第47号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第48号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第49号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第50号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第51号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第52号 飯舘村敬老祝金給付条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第53号 特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第54号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第2地区草野2期その2）請負契約の変更について
- 日程第14 議案第55号 村道路線の廃止及び認定について
- 日程第15 閉会中の継続審査の件
- 日程第16 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第17 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

議会運営委員会が6月15日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 横山秀人君、3番 花井茂君を指名します。

◎日程第2、議案第43号 令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤一郎君） 日程第2、議案第43号令和4年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） 一般会計補正予算について、5項目質問をさせていただきます。

まず1項目め、1つずつ進めたいと思います。13ページ、教育費雑入の中で公民館総合補償制度地震特別見舞金ということで5万円の収入があるわけですが、この点について2点。

まず、どの施設が対象となっている見舞金なのか。

2点目、例えば、これは掛金のタイプがあって、金額が高ければもっと見舞金額が増える、そういう制度なのか、その2点について確認します。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今ありました雑入の見舞金でございますけれども、これは公民館総合補償制度、公民館保険と言われておりますけれども入っております、その地震特別見舞金というのが、今回初めてなんですけれども、令和4年3月16日発生の福島県沖を震源とする地震によって被害があった場合に5万円支払うということで通知が来まして、それで申請をしたところでございます。今回の対象となるのが、公民館の建物のクランクなどがありましたのでその修繕と、それから門柱がずれまして、その修繕をするというのが対象になっております。

これについては、見舞金は一律というようなことを聞いております。

以上でございます。

2番（横山秀人君） そうしますと、この保険は交流センターということによろしいでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） おただしのとおりでございます。

2番（横山秀人君） 2項目め、15ページ、総務費の工事請負費、役場庁舎障害者等専用駐車区域整備工事と、これについて質問いたします。この工事については、村民の要望を受け、3月の一般質問にて質問した内容であります。そのときに、課題共有と早急な改善が必要ということで役場から回答をいただきました。それが、すぐにこういう形でご提案いただきまして本当に感謝申し上げます。この中で2点質問いたします。

まず、設置場所、あとは雪とか雨の対策はどうするのか。あとは、また石にするのか、それともコンクリートが滑らないようにするのか、その構造的なところの質問と、あともう一つは、実際これを造る際にそれを利用する村民、高齢者の方または車椅子等を利用されている方、その方からご意見、要望等は聞く予定があるのか、その2点について質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 役場庁舎障害者等の専用駐車区画の整備についてであります。まず、場所につきましては庁舎のすぐ前、住民課の入っているフロアのすぐ窓の外というふうな形になります。現在石畳、それと役場前の花壇というふうな形になっているかと思いますが、花壇の一部を撤去して、そこに駐車区画、2区画ぐらいを設けたいと考えてございます。

利用される方々の声を聞くのかということですが、基本的にこういった施設ですね、ある程度の基準が決まっております。建設にかかりますスペースの分であるとかそういったところがありますので、その基準にのっとって行いたいと考えております。ですので、特段利用者の声を聞くというような、そこまでは考えてございません。

構造であります。当然車椅子利用というところを視野に入れなければなりませんので、石畳、この部分についてはアスファルトで均平にならずということになるかと思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） あの場所は雪が落ちたりとかで通行止めのパイロンがあるときがあるんですけども、屋根の設置についてはどのようなお考えでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今のところ屋根の設置は考えてはございません。ただ、当然雪による落下といったことも考えられますので、ある程度庁舎のほうから離して、安全な距離を保ちつつ設置したいと考えております。

2番（横山秀人君） どうしても雪があつて、なかなか解けないところということで、その面に対して例えば電熱線を入れて雪が残らない、凍らないような対策というのは予定がありますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 南側ということもございまして、融雪剤等をまいて、その辺の対策は考えたいと思っております。電熱線までは考えておりません。

2番（横山秀人君） 分かりました。では極力ですね、どうしても雪が解けないところが今年の冬もありましたので、ぜひ雪対策についてはご検討をお願いします。

続きまして、15ページの11、情報通信機器整備事業費の工事請負費に、電柱の移転工事が草野地区の光ケーブルということであったわけですが、結構この光ケーブルの移設に関しては数百万単位の金額が、毎回というか補正で上がるわけですが、確認ですが、例えば国県事業であればその中でやっていただけるのか。今回の場合は例えば村単だから村の一般費用、一般財源を使ってせざるを得ないのか。この電柱移設に関しては今後も多分まだまだたくさん出てくると思うんですが、これの工事の収入というのはどのような感じになっているか教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 光ケーブルの移設についてであります。これはNTTのほうとの土地の契約で、光ケーブル移設が発生した場合は村所有ということで、村のほうでその部分は経費を持つというふうな協定になっているところであります。ですから、補助事業とかそういった部分でほかからの経費が入ってくるという見込みはありませんので、村の単独費用ということになってきます。

2番（横山秀人君） 分かりました。今のお話ですと、村所有ということで村が全ての工事費を持つということですので、後でいいんですが、毎年この移設に関して、ある程度今までどれぐらいの金額がかかってきたのか、これは後日で結構ですので、その情報をいただければと思います。

続きまして4項目め、21ページであります。教育総務費の中の貸付金、通学費等貸付金ということで、当初96万円の予算があったわけですが、今回6月に99万6,000円の追加補正があったわけですが、こちらの理由と、申し訳ございませんが、再度この貸付金の目的と対象者を教えていただけますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 通学費貸付金のまず1点目、増額の理由なんです。当初予算では、新規卒業をされる方の進路調査をしたところ、2名ほど村外の高校等に行かれるということで2名を予定しておりました。その後、過去の卒業生のお住まいと進路先を再度調査させていただいたところ、新たに3名の方がいらっしゃるということで、トータルで5名の対象者がいらっしゃるということで、今回その3名について補正をさせていただいたところでございます。

対象者なんです。飯舘村に住所がございまして、飯舘村から村外の高校などに通われる方の通学費の貸付けということになります。理由としましては、公共交通機関で行けるものがないということでございましたので、必ず保護者の送迎とか、あとはそういったもので様々な経費がかかっていくということもございまして、今回貸付けということで援助させていただきたいと。なお、貸付けとした理由につきましても、なるべくというか必ず卒業していただくということで、卒業していただければ免除という形の制度になってございます。

以上でございます。

2番（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

では、5項目め、23ページについてであります。こちらの教育費の学校管理費の中の委託料で、特殊建築物定期報告業務ということで、当初85万8,000円がありました。今回55万円ということで追加になった、こちらの内容等を教えてください。

教育課長（高橋政彦君） 特殊建築物定期報告業務なんですけど、内容は3項目ございます。一つは建築物本体、もう一つは消防設備、もう一つは中の設備もということで3項目ございまして、消防と設備については毎年の検査が必要となっております。建築物につきましても3年に1度という法定で決まっております、実は昨年度の相双建築事務所さんからの通知だと令和6年が対象ですというふうに通知が来ていたんですが、今年度の通知が令和4年度の対象となると書いてあって、それを確認したところ、昨年度の通知に誤りがありましたということでございましたので、今年度、3年に1度の建築物の対象になるということで補正をさせていただいております。

以上です。

2番（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番（渡邊 計君） 予算書19ページの6款1項の工事請負費ため池放射線対策工事費で1億3,000万円ほど上がっていますが、これは何か所で、場所は決定しているのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） ため池放射線対策工事でございますが、予定しております箇所は3か所でございます。ため池の場所につきましては、寄沢ため池、笹ノ沢第3ため池、長橋ため池の合計3か所でございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 次に、11ページ真ん中にあります委託料で、産業団地候補地選定等調査業務、これに関しては、候補地が複数なのか、あとはその調査内容、どのようなことを調べるのかお答えを求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 11ページの産業団地候補地選定等調査業務でありますけど、まず候補地の選定の箇所数ということでありますけれども、村全体の中でそういった産業団地にふさわしいというような候補地を、基本的には3か所以上を選定していただきたいということで、資料の内容になっております。

この事業の内容でございますけれども、まず、産業団地の候補地選定調査ということで、文献調査、あとは関係機関へのヒアリング等、必要な現地調査も行った上で、村内全体を見てそういった企業等が来やすい、参入しやすいような土地、そういった部分がないかということで検討していただくということであります。その際の条件としては、道路事情や周辺の住宅環境など、社会経済環境と法的規制、そういった部分もクリアすることの双方を充足するというところでありますけど、ただ、産業団地の整備の中で支障となるような課題があっても、国あるいは県の支援を受け、そういったことで課題が解決される見込みがあるところについては、そういった旨も説明をいただきながら、こういった条件であれば大丈夫ではないかということで選定していただくということにしてあります。あとは企業立地の可能性調査ということで、その立地を選定した場合に、こういった企業であれば来ていただけるのだろうか、そういった部分も検討していただいて、飯館村に来ていただきたいような企業、ふさわしいような企業、そういった部分もこの調査の中で検討いただきたいというところでございます。

7番（渡邊 計君） それでは25ページ、スポーツ公園野球場地震被害復旧工事とありますが、

これで338万1,000円ほど上がっておりますが、これは原状復帰なのか、増強の工事なのか、どちらでしょう。

生涯学習課長（藤井一彦君） これは野球場のスタンドの部分が、今回の地震でちょっと段差があったりとか、それからクラックがありまして、あと、野球場のアスファルトの外周路、これがアスファルトの継ぎ目がやっぱりクラックになっておりまして、そういったところを今回復旧するものでございます。

7番（渡邊 計君） 私は原状復帰か増強工事か聞いているんです。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今回の地震の原状復旧ということでございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番（佐藤健太君） 私からも数点質問させてください。

資料ナンバー2の15ページ、先ほど横山議員からもありましたけれども、役場庁舎障害者専用駐車場の区画整備でございますけれども、先ほど屋根はないということでお話がありましたけれども、やっぱり障害者の駐車場ということで、車の乗り降りに非常に時間がかかる部分もありますし、雨の日なんかかなりドアなんか開けておく時間も長いので、ぜひ屋根という部分は検討すべきかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 天候によってというところで、雨または雪といったところで支障があるということは予想されるわけですが、そういった場合に役場の庁舎の玄関前、屋根がついておりますので、そういったときはそこを利用できるように、そのような配慮で対応したいと考えております。

5番（佐藤健太君） 瓦なんか地震のときに大分落ちた部分もありますので、その辺の安全面という部分も考慮しながら検討していただきたいなと思います。その辺に関してもいかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 降雪なんかということでもお答えはしましたが、庁舎のほうから若干離して、上からの落下等には対応できるように距離を取って安全を確保したいと思っております。

5番（佐藤健太君） ありがとうございます。

次の質問です。21ページ、7款1項12節委託費、村産品用オリジナル袋デザイン作成業務でございます。こちらはデザインのみの作成業務なのか、袋そのものの変更ということなのかお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この業務内容はデザインのみの業務内容になってございます。

以上です。

5番（佐藤健太君） ということは、今までどおりビニールの袋でデザインということなのか、何の袋なのかということをお聞かせいただきたいです。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この業務は、まずお話をいただきましたのが県北相双地区の日本郵便株式会社と、あとはJ Aふくしま未来、それからJ Aふくしま未来の管轄エリアの12の市町村ということで話があったものでありまして、その中で郵便局を窓口と

しまして、一番は首都圏の郵便局の窓口で12市町村のお米を郵便の封筒のようなものに入れて販売するとか、あとはビニールのキューブ状にしたもので販売をするということで、そういったJAふくしま未来の管轄の部分の販売を促していこうという取組の中で、ぜひそれぞれ12市町村のほうから、デザインについてはこういったものでPRをしていただきたいというものを提供いただきたいという話があったものが始まりというか、そういったものでございます。ですから、今回はデザインだけの提供ということでありまして、今回つくったデザインについては、今後いろいろな面で活用も考えられるのかなとは思っているところでございます。

それで、材質といった部分については、封筒のようなものとか先ほど言ったキューブ状のもので今のところは考えられている、そういったものでございます。

5番（佐藤健太君） 今キューブ状のものとか封筒の形という部分でありましたけれども、今ここにちょっとありますけれども、観光物産交流センターとかでいろいろ使っているものですが、これはバイオマスレジンということで、ライスレジンということで米を25%入れた袋でございまして、CO₂削減に資するものです。こういったもので、飯館村でもバイオマスレジン用の米を生産している、始まったということもありますので、こういうライスレジン用の袋という部分を、今まで既存のビニールのものからデザインとともに切り替えていくということができれば、カーボンニュートラルにもなるということもありますので、ぜひその辺も含めて、デザイン変更だけではなくて、村内のお土産袋等々もデザインがこの後変わってくると思いますので、そういった部分でこういう袋に切り替えていくということも必要ではないかなと思うところと、例えばごみ袋なんかも含めてですけれども、南魚沼市ではごみ袋もバイオレジン用の袋に切り替わっていますので、そういったことも含めて、デザイン変更と併せてやっていくべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 非常に有用なご提言をいただいたかなと思います。ライスレジンの部分については、実は昨年から検討している中で、本年度浜通りのほうのそういう企業さんとの連携の中で、今八木沢地区においてそういう試験的な栽培といいますか、実質的な本栽培でありますけれども、やらせていただいているという部分がございまして。これは村というよりも企業様のほうに運営をいただいている、作付をいただいているという部分であります。カーボンニュートラルを実現していくためには様々な取組が必要だと思いますので、今ご提言いただいたようなものも含めて、様々な取組に生かせるようにしていきたいと思います。

今回のデザインについては、郵政のほうとJAふくしま未来さんの企画が非常に有用なものであって、12市町村のお米をしっかりPRしていきたいというような、非常に前向きな取組の中で、村としてのオリジナルのものをぜひというお声がけをいただきましたからこの予算の中で対処させていただきますが、その波及効果として、今ご提言いただいたことについても様々な検討させていただきたいと思うところであります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 15ページの説明はあったのかと思いますけれども、14項の工事請負費、旧白石小のやつと、その下の飲料水安全確保対策工事組替えという話があったんですけども、この差はあるんですけども、飲料水安全確保対策工事そのものに、この白石のものも入れて、そのほかのこの差額の部分は一体どんな工事でしょうか。

総務課長（村山宏行君） 15ページの部分であります。まず、382万8,000円の減で旧白石小学校の消火栓のポンプ交換工事ということなんですが、この組替えはその2段上の需用費の修繕料に組み替えるということでございます。金額は同額でございます。ポンプの修繕ということで、当初工事費で予定をしておいたわけですが、修繕費に組み替えるというものでございます。

それから、その下の飲料水安全確保対策工事、こちらにつきましては、長泥地区の深井戸掘り、こちらの事業になります。6件ほど予定をしております、深井戸ということもありますのでこのような金額で計上しているところでございます。

8番（佐藤八郎君） 下の部分は長泥の6件分ということですけども、この6件分の工事そのものを本線からいって、本線からということなのか、どこまでの工事なのか。

総務課長（村山宏行君） 長泥地区でございますので、いわゆる給水区域外ということになります。ですので、井戸を掘るということになります。既存の住居に浅井戸等あるわけですけども、水の心配ということもありますし、また、使用していなかったことによつて井戸が枯れているという可能性もございます。そういったことで、新たに深井戸を掘りたいという、そういった要望に応えるということでございます。4,700万円ほどありますので、6件ということになりますので、1件当たりは800万円弱かなとは考えているところです。

8番（佐藤八郎君） 長泥に6件分というのは分かりましたけれども、拠点とかいろいろ部分の水については全く関係していない話だということですか。

総務課長（村山宏行君） この6件分につきましては長泥の一般住宅の部分でございます。当然歳入で負担金が発生しているというところでございます。拠点の部分でございますが、そちらについては、現在の工事費の中でしっかり見させていただいているところです。

8番（佐藤八郎君） その下の下に、電柱の移転で、先ほど質問ありましたけれども、光ケーブルの話、光ケーブルをというふうになると、バイパスそのものは進捗としてはどういうふうになって、完成はいつなのか。多分光ケーブルを最後に動かすような感じで工事完了になるというふうを考えていいのかどうか。

建設課長（高橋栄二君） 原町川俣線の県道のバイパス工事の進捗ということでございますが、今一部土地のほうの部分に課題がありまして、県のほうでもその辺動いてはいるものの、なかなか厳しい状況になっておる状況でございます。方法としましては強制執行というところもございまして、そういうふうになれば数年かかる見通しということでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） うわさの範囲で大分話はついて、今度できることになったから工事は進むんだという範囲で聞いていましたけれども、今の答弁だと全く違うんですけども、

強制執行までかける流れになると、ちょっと相手があるので、いつというふうにならないんですけれども、そういうことですか。

副村長（高橋祐一君） ちょっとまた電柱移転から離れてしまいましたが、バイパス工事に関しては当然県の工事になっております。そういう中で買収するのも県で通常は行うということではありますが、二枚橋を含めて、やっぱり村のほうの協力というところで用地に難色を示しているところについては村も一緒にそこで交渉していくという体制を取ってまいりました。草野地内につきましても、幾度となく交渉してきた段階ではありますが、なかなかやっぱり前に進まない、話も聞いてもらえない状況が続いているというところでの、強制執行も頭に入れながら今後進めていかないと、現場が進まないというふうな状況での今の進捗になっております。ですから、今後県のほうでも工程、環境を見据えて検討していくという形になるかと思えます。

8番（佐藤八郎君） 質問変えますけれども、19ページの園芸作物産地づくりモデル事業ということでもありますけれども、村単で50万円上限で60件という話ですけれども、具体的に対象とするものは施設なのか、技術研修とかいろいろ多種にわたるのか、この補助金を頂くための条件とございますか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） この補助金を受けるための条件ということでもあります。まず、1つ目には、前年以前から、村内で作付、出荷を続けていらっしゃる方、あと、その方々に2つ目としまして、前の年以上の収穫量であるとか品質であるとか、作付面積等の面でそれを上回るような目的を立てていただきたいと思っております。さらに3つ目としましては、その対象の品目としまして村外へ出荷、販売をしていきながら、かつ、令和4年度だけではなくてそれ以降も継続をしていただきたい。そして4つ目でもありますけれども、ほかの交付金について交付を受けていないこと、この交付金の種類についてはまだちょっとこれからいろいろと検討がありますけれども。あと最後に、今回の事業の一つの目的でもあるんですけれども、ご利用された方の収支とか出荷の実績を村にご報告いただきたいということ、ご協力をお願いしてまいりたいと思っております。これによりまして、それぞれの経営状態を把握させていただいて、次の施策に生かしていくということを狙いとしております。以上が現時点で考えております補助の要件ということになってまいりますが、今後また詳細は詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 5要件、大変な要件なのでどうなのかなとは思いますがけれども。4つ目に交付金が重ならないとか二重の交付にならない的な話がありましたけれども。あとは戻りますけど2つ目、金額が今のやっているものより上に行くような金額という話ですけれども、課長、どういう、今のこの農産物、お花、野菜だけに限らないんでしょう、これは畜産は入っていないんでしょうから、園芸作物という話ですから、その辺の今の情勢とか状況を判断していったときに、この2番の要件をクリアするというのは、書くのは生産量を倍にしたり30%上乘せすれば出てくるんでしょうけれども、非常に混乱性があるんじゃないかと。最終的に5つ目に収支決算報告的な話もありましたけれども、非常に大変な要件だというふうに私は思ったんですけれども、担当課長としては

どうですか、今のこの農産物の情勢いろいろ含めて、見通しとして。

産業振興課長（三瓶 真君） 要件が厳しいのではないかとということであります。最近の園芸作物に関わる農家の方の情勢でありますけれども、農業者に関しての窓口相談であるとか、あるいは昨年行いました花卉栽培農家に対してのアンケート調査等によりますと、やはり皆さんなかなか苦戦している方々も多いということをごちらのほうでは把握しているところであります。その要件といたしましては、やはりかかる資材と申しますか、そういうものが最近の高騰もありますけれども、その購入の代金に対してなかなか生産の目標というところのバランスが、今計画しているものよりうまくいかないといえますか、そういうことがあって大変だ、あるいは繁忙期に人の手当です。せっかく作った作物を取り切れないまま終わってしまう、そんなような状況もあるということでありまして、その人の手当につきましては、当初予算の中でつけました人の上乗せ賃金、そういった補助金の部分での対応というふうに考えておりましたけれども、今般やはり花とか野菜についての資材面というところもありまして、そこを何とか手当てできないかということがこの制度の中の一つの目的でもあります。ただ、そうはいいまして、ただ単に一時的な補填みたいな形にしてしまえば、今後の村の農業というものがうまく発展していくかということが大事ななと思っております、先ほどの要件のように、ぜひこの制度を使うに当たっては要件者の方の一定程度の意欲の醸成といえますか、今年は頑張るって昨年よりはもうちょっと作ってみるといようなことを最初に目標として定めていただくということでもあります。そんなことを一つの意識向上をしていながらこの制度を使っていただくという点です。

あと、最後の収支出荷等実績について、ちょっと様式等はまだこれから検討なんですけれども、それほど難しいものを考えているものではなく、やはり自分で目標として入れたものに対して、どのぐらい出荷できて、実際のこの補助金に関わる部分での収支計画というものがどんなものになっているのか、そういうことでもぜひ村のほうで把握をさせていただければなということ、そのような要件を設けさせていただきました。ご理解をよろしく願います。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 今の再答弁の中で、必要経費というか物価高とかいろいろで資材関係が上がっている部分への対応、あとは人がなかなか一時的に必要な時期に必要なだけの人手がという話で、そこにも使えるというふうに、その部分を支援するというところで理解していいのかどうか、もう一度確認しておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの補助金の補助対象としまして、今検討しておりますのが5項目ほどありまして、1つが種苗とか肥料とか農薬等の消耗品に係るものであります。2つ目が燃料、具体的には農業用の機械であるとかハウスで使う燃料であるとかそういうものであります。3つ目が農業用施設ということで、パイプハウス等になります。4つ目が委託費ということで、農作業をほかの方にお問い合わせするときの人の手当ということです。最後に、修繕料としまして、今ある施設を修繕するものということで、この5項目を今対象として考えているところでありまして、議員おただしのように、結果的に

今の物価高騰の対応みたいな形といいたいまいしょうか、意味を含むところがありますが、基本的には産地づくりのために、今ある生産物を拡大していくためにぜひお使いくださいということで対象を定めているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 基本の5項目に沿って、物価高対応の部分と人手不足部分も若干含めながら支援をして支えるという理解でいいのかな。

その下の、農業用排水路保全工事、2か所はどこでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 農業用排水路保全工事ということで、こちらはため池の補修工事となります。ため池名が屋敷入ため池、西曾蔵ため池の2か所でございます。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） ため池名暗記していないのでどこだかさっぱり分からない答弁が増えていますが、できれば何地区のどの辺というふうには。私はまた聞けばすぐ分かるんですけども、今日聞いている村民の方が理解できないのではないかと心配しています。先ほどのため池の3か所もありましたけれども、私は分かるんですけども、多くの村民が自分のところのあれかどうかというのは、名前でその地区の方は分かるんですけども、村内全体を考えるような人からとってはどこなんだということで調べなくちゃならないということが発生するんですけども、いかがでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 大変申し訳なく思っております。地区名もですね、すみません今ちょっと全て把握しておりませんので、後ほどお知らせできればと思います。

8番（佐藤八郎君） じゃあ後でお願いします。

21ページの産業団地候補地選定業務ということでもありますけれども、先ほどの話だと全体として村内に3か所ということでありましたし、選定などの調査業務なのであれですけども、この調査に至るまではどんな話合いがされて産業団地をつくらうではないか、産業団地の候補地をという、これはどんな経過のもとにいつから始まって今回の予算計上になってきているのか。川俣町に飯館の土地、産業工場が相当建つような土地もありますけれども、あそこは全く入らない話なので、飯館村が持つ村民のものである公有地全体の土地を見たときに、有効活用をどう進めるかという部分で大切なんですけれども、調査業務の予算を計上するに当たっての経過と、川俣町のあの広い土地はどういうふうに対応されるのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、産業団地の候補地選定調査業務を行う、予算化に計上するに至った経過でございますが、一般質問等でもございますけれども、村としまして、まず働き手となり得る20代から50代の帰還者がなかなか帰還が遅れているような部分があります。遅れている理由の一つとしては、やはり就労場所がないのでなかなか戻ってくるできないとかそういった部分もありますし、そういった意味では企業誘致については昔からの村の課題ではあったのかなと思います。ここは今復興再生の中では特にそういった部分が必要だろうということで、考えていたところであります。その中で直ちに企業立地可能な土地というのは村の中では、公共施設では例えば飯桶の村民グラウンド跡ぐらいしかないのかなということでおまして、なかなか企業さんにこ

ういった場所というのは提供することができない状況でいる、そういった状況できたということでありました。今般4月の当初、国のほうからの第2期復興・創生期間、令和7年度までの部分の、村の中での例えば自立補助金やら福島再生加速化交付金、そういった部分の中で、何か村として今後計画をどうなんだという活用のヒアリングの中で、復興・創生の今回の第2期の部分までにそういった企業誘致とかそういった部分が必要なのであれば、今から調査をして場所を特定して、造成工事を行わなければ到底間に合うものではないですよという話をいただきまして、それであれば、まず今まで大規模に調査とかそういった部分を行ってきた経過はございませんでしたので、まずそういった場所があるかどうか、道路事情、周辺の住宅環境の部分も含めながら考えて、例えばそういった公共用地とか広大な最初からある土地ではなくて、転用許可可能であろう第2種の農業用地とかそういった部分も含めて、あらゆる角度から適正地がないのかという調査をまずしてみたらいかがでしょうかという話をいただいたところであります。その調査の結果として適正地がなかったとなれば、それは致し方がないということでもありますが、まずはそういった雇用の場、そして会社、企業に来ていただくとともに、企業の例えば社宅なんかも建てていただければ、なおありがたいなということにもなってきますので、そういった側面からこの事業が上がってきたということでございます。

以上です。

議長（佐藤一郎君） 佐藤八郎君に申し上げます。質問は簡明にお願いしたいと思います。

8番（佐藤八郎君） これは、村執行者も私ら議会もそうですけれども、働く場、雇用の場、就労の場というのは基本的な、一丁目一番地という言葉がいいのかどうかともかく、そういうことは基本になるので、そういうヒアリングの中でそういうことが出されたということで、検討されたということなので、スタートの位置についてのかなと思いますけれども、公有地の有効活用も当然、村長も全協でしたが土地活用というのは村にとって課題ということでありましたので、そういう部分も全体含めてそれをやってみて、あとはきちんと見通しを立てていくという流れだということでもいいんですね。

それでは、23ページの林業施設災害復旧業務組替えは、これはどこに組替えという、私聞き漏らしたもので、確認しておきます。

建設課長（高橋栄二君） 林業施設災害復旧業務でございますが、こちらは場所としましてはきこりの前の林道あいの沢線でございます。ページのほう戻っていただきまして21ページの一番上の枠、委託料と工事請負費とございますが、こちらのほうに福島再生加速化交付金を活用しながら、復旧等、補強工事等を行ってまいりたいということでの予算の組替えということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番（菅野新一君） 19ページの園芸支援策なんですけれども、極力いろいろな手続を簡単にして、今の情勢から見ると物価高もろもろありますから、やはり3,000万円の予算では少ないのではないかと。今、飯舘村をわくわくする村づくりを推進しているんですから、やっぱりもっと手続を簡単にして、全てのものに、小規模の農家にもハウス支援とか、

あと何かするというような方法はぜひ考えて、手続を簡単にしてもらいたいと思います。産業振興課長（三瓶 真君） 手続の簡素化につきましては、できるだけ村民の方が申請しやすいように、こちらのほうでなるべく簡素化を図りたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

9番（高橋孝雄君） 私も19ページの園芸作物の件についてお尋ねします。現在の村の中での園芸というと、花とインゲンとカボチャぐらいしかないんですね。だから新しい作物、何か作る方法を考えてほしいんですけども。そしてまた、先ほど新一議員が言われたように、この予算も3,000万円ではちょっと少ないんです。ですからもうちょっと増やして、さらには新しい作物としては今一番市場で高いのはニンニクなんです。これは作りやすく本当に金になると思うんです。ですから、そういう作物に対しての指導とかなんか、それを一つ考えてほしいんですが、いかがですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 新規作物、新しい作物の振興ということでありまして、村としましても、なるべく特産品化が図れるような作物というものをぜひ生産者の方にも作っていただきたいというところがございます。ただ、それぞれの経営方針等もあったり、あとは村の中の、まだ私どもの知見でどの程度の作物が皆さんの土や、あるいは気候というところに適しているとか、ちょっとそういうものを見ていくためにもこの補助金を活用していただきながら、新たな作物にも取り組んでいただければいいかなと考えております。そういった中で、村として何をこれから振興していくのがいいのかというところを見極めながら、その辺のところは考えていきたいと思っております。

また、営農指導の部分でありますけれども、これも今JAさんはじめいろいろと相談をしているところでありますが、なかなか体制的に厳しいというようなお話ももらっております。ただ、これが重要だというところは我々も認識しているところでありますので、引き続きJAさん、あるいは県等々、相談をしながら経営指導、作付の技術指導、そんなものができるような体制が組めないか検討してまいりたいと思います。

以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午前10時57分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時02分）

建設課長（高橋栄二君） 先ほどは大変失礼をいたしました。

ため池の住所でございます。まず農業用排水路保全工事、ため池の補修工事、屋敷入でございますが、屋敷入につきましては前田字福田地内のため池でございます。次の西曾蔵ですが前田字広平のため池でございます。続きまして、ため池放射線対策工事の3か所のため池でございますが、寄沢ため池につきましては草野字大坂地内でございます。笹ノ沢第3につきましては伊丹沢字笹ノ沢でございます。長橋ため池につきましては深

谷字長橋でございます。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番（飯畑秀夫君） 19ページの18番、園芸作物産地づくりモデル事業補助金なんですけれども、やはりそれが飯館村では今一番大事な基幹産業である農畜産業のために必要な政策というか事業だと思うので、園芸作物でなくて、やっぱり畜産、稲作等にも幅広くできないものか伺いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） この事業をほかの稲作あるいは畜産のほうにも幅広く適用できないかということでございます。まず、この事業の背景には、今のほかの補助事業があります。例えば水稲、水田といいますか、その辺ですと、経営所得安定対策交付金に代表されるような交付金は何種類かございまして、それによって、今のところ米農家さん、あるいはそこで牧草などを作っている方々については一定程度の手当てがされているというような状況がございまして。また、畜産のほうにも県の4分の3事業であるとか、あるいは素牛導入、そのほか村のほうでも今般当初予算に上げました優良牛を残すためのゲノミック調査のための補助金等を設けているところでもあります。ただ、なかなか国の全体といいますか農業全体の中で園芸作物に対する手当てというところがないというような状況が、手薄というような状況がございまして。そういう中で、何とかこの村の中で支援ができないかという中で、野菜と花卉を対象とした補助金をこれからやっていきたいということで考えておりますので、そのほかの制度につきましては、また今後考える場面もあるかと思っておりますけれども、今般はこのように野菜とか花卉について力を入れていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 私は一般質問でウクライナ問題で、農薬、肥料、もっと言えば今たくさん農家の方がいろいろ頑張ってもらい、畜産、稲作の方、面積をどんどん増やしている、その中で燃料高騰、肥料代等といろいろ値上がりしている、その中で質問したときにこの事業が使えますよということで回答をもらったと思うんですが、いかがですか。

産業振興課長（三瓶 真君） すみません、答弁のことでありますけれども、私どもの意図といたしましては、先ほどの別の質問にもありましたように、今回、産地づくりモデル事業として対象としている作物が野菜と花卉という点、そして、その補助の対象の中に燃料費、消耗品があり、そこには、まさに原油高騰で入っております燃料とか、肥料、資材、こういったものが含まれているということでありまして、この事業の一番の目的は生産拡大による産地づくりということでありますけれども、そういった内容がここに含まれていることから、その事業の結果的にといいますか、そういうことで高騰対策の支援にもなり得るということをお答えしたということになります。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） この事業はこの事業だということで説明は理解しますけれども、これからやっぱり農家さんみんな、畜産、稲作の方、花卉農家の方も大変なので、別な形で燃料費、肥料等高騰の対策をお願いできればと思います。

以上です。

村長（杉岡 誠君） この事業はモデル事業というふうに名前をつけておりますので、先ほど予算が不足するのではないかという話もありましたけれども、まずモデル事業の中で様々な経営状況を把握しながら、次のニーズというものをしっかり踏まえるということがこの目的の中の一つに含まれているところであります。ですので、これをもって全て終わりということを考えているわけではないということと、燃料高騰、飼料高騰、農薬高騰等の話については国政問題でもありますので、これは今国会の中で議論がされている部分があります。国や県の動きというもの、あるいは様々な畜産協会等の独自の動きがありますので、様々な動きを把握して、そちらのほうの支援というものもあるでしょうし、そこで不足する、あるいは手が届かないというような部分については、村の中でもさらに検討することが必要だろうと思っておりますが、今段階においては、まずこのモデル事業を予算計上させていただいて、その中でお一人お一人からしっかり丁寧に物事を聞くということが、議員の皆様からもいろいろなご指摘をいただいておりますので、申請を複雑にするというよりもお一人お一人からしっかり物事をお聞きして、その状況を村としても把握させていただきながら、モデルの中で次のことを考えさせていただく、そんなことに取り組みたいと思うところであります。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、議案第44号 令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤一郎君） 日程第3、議案第44号令和4年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 国保の関係で免税がずっと続いているので、いろいろ、なかなか質疑しなかったんですけども、今後何年か600万円以上の方なり移住している方々なり含めて、国保の負担、いわゆる村にとっては歳入という部分が出てきていますので、その実態をお聞かせ願いたい。

住民課長（山田敬行君） 国民健康保険税のいわゆる減免措置の特例措置のご質問であります。

これにつきましては、震災以降、国からの財政支援措置、減免に係る分は国から補助されるという流れできておりますが、先般、4月に国のほうからその減免措置を避難指示

解除から10年で終了するという旨の方針が示されたところであります。こちらにつきましては、村でいきますと令和8年度から保険税が2分の1減免で、令和9年度から通常課税になるという内容であります。こちらにつきましても、住民の影響が大きいということもありますので、滞納の問題もあります、その辺もありますので、丁寧に住民の方に説明しながら国民健康保険の行政をやっていきたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） この場所ではあえて論議はしませんけれども、国保税そのものは税金の中でも一番重い税金と言われております。そういう意味では、移住してくる方々の負担が、前にいた地域から飯館に来たら、非常に水道料が高い、国保税が高いとかいうふうには、そういうイメージがどんどんできてくると、なかなか大変だという部分があるので、今課長が言われた部分を慎重に検討されて、それなりの対応策を練っていただきたいことを申し上げ、終わります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第45号 令和4年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第45号令和4年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） 説明資料の57ページ、予算書の57ページなのですが、今回、公課費ということで、消費税の支払いが848万6,000円ございます。令和2年度の決算書を見ますと消費税の支払い等はなかったんですが、この消費税とはどのような意味合いなのかお願いします。

建設課長（高橋栄二君） 簡易水道事業における消費税でございますが、簡易水道事業につきましては令和2年度より水道料を徴収しております。その消費税においては、徴収してから基準期間の2年が経過し、年間1,000万円を超える収入がある場合には消費税を申告し、納税の義務が発生するというところでございます。簡易水道につきましては令和元年度から令和3年度まで年間約3,000万円収入となっておりまして、年間1,000万円を超えるために、基準期間の2年が経過した令和3年度からは課税の対象期間ということになります。そのため、令和3年度分の確定申告と令和4年度の間接申告分を併せて消費税を納めるための予算ということでございます。

以上でございます。

2番（横山秀人君） この消費税については、例えば滞納があった方についての消費税というのは、未入金の場合、その消費税はどのような扱いになりますか。

建設課長（高橋栄二君） 未納でございますので、その点につきましては対象外ということになります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第46号 令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤一郎君） 日程第5、議案第46号令和4年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） こちらについては消費税というのはありますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 農業集落排水につきましては年間約820万円ということになっておりまして、1,000万円を超えないため免除されるということなのです。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第47号 令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第47号令和4年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第48号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(佐藤一郎君) 日程第7、議案第48号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) 600万円を超える方と転入者で国保税が賦課される方の実態をお聞かせ願いたいのと、なぜ改正後に増税となるようなことをするのか理由を伺いたい。

住民課長(山田敬行君) 国民健康保険税のご質問であります。まず、今回課税となる世帯でありますけれども、600万円を超える世帯17世帯、それから、東日本大震災以降に転入された転入者の世帯33世帯であります。

もう一つのご質問であります。今回の改正で増減が増なるところがあるのではないかと、ということでありますが、予算説明資料ナンバー3の1ページを見ていただきますと、今回の改正につきましては所得割額を減額しております。いずれも基礎分、支援分、介護分ということであります。こちらにつきましては、所得割を減らす理由は、県に納める納付金が大きく減少になったということでありまして、昨年度、改正の中で均等割、平等割を減らしているということもありまして、今回、所得割分、いわゆる応能分を減額になっております。ですので、1人当たりの額につきましても、これは減免前の算定になります。昨年度の1人当たり平均が約14万3,000円、本年度が約12万円ということでありまして、基本的には影響といいますか、減額になっているという部分であります。基本的には所得割額が大きく下がっているというのが今回の税率の考え方です。

以上です。

8番(佐藤八郎君) 所得がある人は所得があるんですから支払えるんですけれども、その所得割を減らして均等割、これは被保険者1人当たりということになりますけれども、赤ちゃんから子供まで、介護を受けるような高齢者まで含めて1人当たりということになるのではないですか。ましてや転入者用がなかなか大変な状況の中で、自分の住んだところからここに移住してきて、いろいろな点で大変な負担が強いられている中で、さらに国保税がこういう状況というのは、どうも私にとっては何か村の基本方針、この時期飯舘村に移住していただいて、飯舘の村づくりに参加して、一緒になって村を復興させようというところで、水道料も何か他市町村を比較してどうのという話もありますけれども、ちょっと違うのではないかなと思うんですけれども。やっぱり、国保会計上の中でここで上げておく必要がどうしてもあるんだという根拠は何ですか。

住民課長(山田敬行君) 国民健康保険税の八郎議員のご質問ですね、確かに所得がある方か

ら負担していただくという所得割の部分と、均等割、平等割というのは1人とか世帯にかかってくるから負担感があるのではないかというご質問だと思いますが、村としましても、基本的に今減免制度があるという中、それから今回の税率に当たって応能割と応益割といいますか、50対50の中で、国で示されたある程度方針的に50対50の中で、所得割の部分と、一定の算定上落としていくという中での考え方でありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） 今度県下統一に向けて、何か現段階から保険料について調整があるとか、そういう状況はございますか。

住民課長（山田敬行君） 国民健康保険税の統合につきましては、令和11年度から予定されております。ただ、具体的には11年度の前の5年から見直しを各全市町村調整するということになっておりまして、今の段階では協議の段階ということになっております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第49号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第8、議案第49号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第50号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第9、議案第50号飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第51号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第10、議案第51号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第52号 飯舘村敬老祝金給付条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第11、議案第52号飯舘村敬老祝金給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第53号 特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第12、議案第53号特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第54号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業
農業集落排水管路工事(草野第2地区草野2期その2)請負契約
の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第13、議案第54号災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事(草野第2地区草野2期その2)請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第55号 村道路線の廃止及び認定について

議長(佐藤一郎君) 日程第14、議案第55号村道路線の廃止及び認定についてを議題とします。
これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、閉会中の継続調査の件

議長（佐藤一郎君） 日程第15、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第16、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤一郎君） 日程第16、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、両委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

◎日程第17、議員派遣の件

議長（佐藤一郎君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時32分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月17日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 横山 秀人

同 会議録署名議員 花井 茂